

総務委員会資料

教 育 委 員 会

令和8年3月5日・6日

1 条例案

- (1) 第31号議案 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 …… P 1
- (2) 第32号議案 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例 …… P 1
- (3) 第33号議案 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当
に関する条例の一部を改正する条例 …… P 2
- (4) 第73号議案 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 …… P 3
- (5) 第74号議案 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例 …… P 3
- (6) 第34号議案 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の
一部を改正する条例 …… P 4
- (7) 第35号議案 島根県立高等学校教育振興基金条例 …… P 5

2 予算案

- (1) 第1号議案 令和7年度島根県一般会計補正予算（第11号）〔関係分〕 …… P 8
- (2) 第3号議案 令和8年度島根県一般会計予算〔関係分〕 …… P 8
- (3) 第53号議案 令和7年度島根県一般会計補正予算（第12号）〔関係分〕 …… P 59

3 報告事項

- (1) 島根県教職員働き方改革プラン（県立学校の働き方改革と市町村教育委員会へ
の取組）（案）について …… P 67
- (2) 高校生の就職活動に関する意識調査について …… P 97
- (3) しまね特別支援教育魅力化ビジョン後期版（最終案）について …… P 102
- (4) 島根県指定文化財の指定について …… P 134

【第31号議案】

【第32号議案】

総務委員会資料
令和8年3月5日・6日
教育庁総務課

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告及び報告を受けて、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員に対して支給する諸手当について所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

(1) 初任給調整手当

ア 県立学校の教育職員

国に準じて、現行の手当の名称を第1種初任給調整手当に改めるとともに、教育職員の月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を月額に換算した額を支給するため、新たに第2種初任給調整手当を措置

イ 市町村立学校の教職員

国に準じて、教職員の月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を月額に換算した額を支給するため、新たに初任給調整手当を措置

(2) 通勤手当

自動車等の使用者に対する通勤手当の額を、自動車等の使用距離に応じ、60,700円以内で県立学校の教育職員にあっては人事委員会規則で、市町村立学校の教職員にあっては教育委員会規則で定める額に改定

(3) 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度額を国に準じて改定

ア 通常の場合

区 分	改 正 前	改 正 後
通常の前日直勤務	4,400円	4,700円
管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする前日直勤務	8,300円	8,600円

イ 執務時間が通常の前日直勤務の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合

区 分	改 正 前	改 正 後
通常の前日直勤務	6,600円	7,050円
管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする前日直勤務	12,450円	12,900円

(4) その他規定の整備

3 施行期日等

- (1) 令和8年4月1日から施行する。
- (2) 2の(3)については、令和7年4月1日から適用する。

**県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例
の一部を改正する条例**

1 提案理由

国における義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直しに鑑み、教員特殊業務手当の額について所要の改正を行う必要がある。

2 条例の概要

教員特殊業務手当の額の改定

区 分	改正前	改正後
部活動指導業務	ア 4時間以上(※) 3,600円	ア 3時間以上(※) 3,900円
	イ 2時間以上4時間未満(※) 1,800円	イ 2時間以上3時間未満(※) 1,950円

※ 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の運用方針で定める業務に従事した時間

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

【第73号議案】

【第74号議案】

総務委員会資料
令和8年3月5日・6日
教育庁総務課

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告及び報告を受けて、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員に対して支給する通勤手当について所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 駐車場等を利用する県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員に対して、月額3,000円を超えない範囲内で駐車場等に係る通勤手当を支給すること。
- (2) 交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額、特別急行列車等に係る通勤手当の額及び駐車場等に係る通勤手当の額を合算した額の限度額を月額150,000円とすること。
- (3) 月の途中に採用された県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員等に対して、採用日等から通勤手当を支給できるよう国に準じて見直し

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

【第34号議案】

総務委員会資料
令和8年3月5日・6日
学校企画課

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

1 提案理由

児童数及び生徒数の変動等に伴い、職員の定数を改正する必要がある。

2 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,606人	1,608人	2人
	事務職員及び技術職員	185人	185人	—
特別支援学校	教育職員	1,032人	1,056人	24人
	事務職員及び技術職員	79人	79人	—
小学校、中学校及び義務教育学校	教育職員	5,011人	4,963人	△48人
	事務職員及び技術職員	348人	342人	△6人

【定数増減の要因】

- (1) 高等学校教育職員 +2
 - ・ 国への加配要求数の増加 (+16)
 - ・ 収容定員の減少 (△12)
 - ・ 県単独の加配数の減少 (△2)
- (2) 特別支援学校教育職員 +24
 - ・ 児童・生徒数の増加 (+24)
- (3) 小学校、中学校及び義務教育学校教育職員 △48
 - ・ 国への加配要求数の増加 (+29)
 - ・ 県単独の加配数の減少 (国の中学校1年生35人学級実施のため) (△28)
 - ・ 児童生徒数の減少による学級数の減少 (△40)
 - ・ 学校統廃合による学級数の減少 (△8)
 - ・ 非常勤講師への振替数の減少 (△1)
- (4) 小学校、中学校及び義務教育学校事務職員及び技術職員 △6
 - ・ 学校統廃合による、事務職員の減少 (△5)
 - ・ 栄養職員の国への要求数の減少 (△1)

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

島根県立高等学校教育振興基金条例

1 提案理由

県立高等学校における魅力化、特色化等の取組の促進に関する事業に要する経費に充てるため、基金を設置する必要がある。

2 条例の概要

(1) 設置

県が行う県立高等学校における魅力化、特色化等の取組の促進に関する事業に要する経費に充てるため、島根県立高等学校教育振興基金（以下「基金」という。）を設置すること。

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めること。

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること。

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れること。

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

【参考】島根県立高等学校教育振興基金について

1 基金により実施する事業の内容

県立高等学校における地域の経済社会を支えるエッセンシャルワーカー及び産業イノベーション人材の育成並びに地理的アクセスを踏まえた多様な学びの確保に向けた高等学校教育の振興に関する事業を基金を取り崩して実施

(1) アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援

将来の就業構造や職種間のミスマッチで示されている「現場人材」の不足に対応するため、探究的・実践的な学びの積み重ねや深まりのある学びを実現

(2) 理数系人材育成支援

将来の就業構造や職種間のミスマッチで示されている「事務職」の余剰、「専門職」の不足に対応するため、理数的素養を身に付け、高等教育を見据えた文理融合の学びを実現

(3) 多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保

少子化が加速する地域における高校教育の維持や学びのアクセスの確保などに対応するため、遠隔授業の配信や不登校、日本語指導が必要な生徒など教育上の配慮が必要な生徒への学びの支援の実現

2 基金計画

基金の造成は、国の令和7年度補正予算において交付される高等学校等教育改革促進事業費補助金により行う。国事業については別紙のとおり

(単位：千円)

区 分	R 7	R 8	R 9	R10
基金積立額	60,000	国補助金の交付決定 に応じて計上		
アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援	0			
理数系人材育成支援	0			
多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保	0			
事務費等	60,000	0	0	0
基金取崩額	0	9,860		
アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援	0	事業進捗に応じて計上		
理数系人材育成支援	0			
多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保	0			
事務費等	0			
合計（予算額）	60,000	9,860		

3 基金の額（令和7年度基金造成時）

60,000千円

高等学校教育改革促進基金の創設 ～N-E.X.T. (ネクスト) ハイスクール[※]構想～



令和7年度補正予算額

2,955億円

※N-E.X.T. (ネクスト) ハイスクールとは、New Education, New Excellence, New Transformation of High Schools の略である。

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日 閣議決定） 抜粋

第2章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策 第1節 生活の安全保障・物価高への対応（6）公教育の再生・教育無償化への対応（教育無償化への対応）

いわゆる高校無償化と併せて公立高校や専門高校等への支援の拡充を図るため、政党間の合意に基づき、安定財源を確保した上で、交付金等の新たな財政支援の仕組みを構築することを前提に、国から2025年度中に提示される「高校教育改革に関するグランドデザイン2040（仮称）」に沿った**緊要性のある取組等について、都道府県に造成する基金等により先行的に支援する。**

課題

- 2040年には、産業構造や社会システムの変化を踏まえた労働力需給ギャップにより、**地域の経済社会を支えるエッセンシャルワーカーの圧倒的不足、いわゆる理系人材の不足が懸念される**ところであり、**産業イノベーション人材の育成が重要。**
- 少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化が一層深刻化（2040年には高校1年生が約36%減少）。現状でも約64%の市区町村において公立高校の立地が0又は1であることなどを踏まえ、**地理的アクセスを踏まえた多様な学びの確保が重要。**

① 産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業

令和7年度補正予算額 2,950億円 支援期間：3年程度

各都道府県に基金を設置し、類型に応じた
高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出し、取組・成果を域内の高校に普及する。

事業内容

改革先導校の類型

アドバンスト・エッセンシャルワーカー等 育成支援

- 地域産業や社会・生活基盤を支える分野において、新技術を活用し、生産性の向上・高付加価値化の実現が求められている。
- 技術革新のスピードが加速する時代に適した**課題解決能力の獲得**に向け、**探究的・実践的な学びの積み重ねや深まりのある学び**を実現する。

理数系人材育成支援

- 未来成長分野においては、理系高等教育への進学者の割合の増加、高等教育での実践的な教育が求められている。
- 先進的な新たな知を生み出す力を育成するため、**理数的素養を身に付けつつ**、自ら問いを立て、解決する研究を行う高等教育を見据えた**文理融合の学び**を実現する。

多様な学習ニーズに対応した 教育機会の確保

- 少子化への対応においては、生徒の地理的アクセスの確保を図ることに留意しつつ、多様な人間関係の中で得られる学びを踏まえれば、**一定の生徒数の規模を確保した学びを提供することが必要。**
- 人口減少地域に、魅力ある学びの選択肢を増やすため、**地域の教育資源を活かした学びや遠隔授業を活用した学び**の提供を実現する。

内容取組例

学ぶ意欲のある高校生が、家庭の経済状況に左右されることなく、学習習慣の定着、学習時間の増加、学びへ向かう姿勢の確立ができるよう、放課後等を活用し、**学校と地域の連携による学力向上・学習支援のための取組**、探究活動の深化による**多様な進路に向けた支援**を行う。

- ・ 学科・コースの再編、学校設定科目の新設
- ・ 域内の教育環境向上に貢献する取組（遠隔授業、教員研修拠点等）
- ・ 高等教育機関・地域・産業界と連携、外部人材の登用
- ・ グローバル人材育成に向けた留学の派遣・受入に係る環境構築

事業スキーム

文部科学省

基金造成経費を交付

都道府県

※都道府県事務費も措置

② 高等学校教育改革加速に係る伴走支援事業

令和7年度補正予算額 5億円

改革先導拠点の着実な実施にあたり、都道府県の進捗の確認・評価を行うとともに、類型ごとに、ノウハウの共有・専門家による支援を行う。

対象

- ① 都道府県
- ② 民間

補助率等

① 10分の10

補助対象経費

- ① 改革先導拠点の創出に係る経費（人件費、旅費、謝金、設備・施設整備費等）
- ② 高校教育改革加速に係る伴走経費（人件費、旅費、謝金、備品・消耗品費等）

（担当：初等中等教育局参事官（高等学校担当）付）

**令和7年度2月補正予算案（2月12日上程分）及び令和8年度当初予算案
 教育委員会予算の主な事業**

1 基本的な考え方

「第2期島根創生計画」を推進するにあたり、「子どもの発達の段階に応じた学力の育成」「教育上の配慮が必要な子どもの学びへの支援」を施策の大きな2本柱として学校・家庭・地域が連携・協働して、島根らしい魅力ある教育に取り組んでいく。

また、改正給特法¹に基づいて令和7年度中に定める、県立学校教員の業務量管理・健康確保措置実施計画²「島根県教職員働き方改革プラン（県立学校の働き方改革と市町村教育委員会への取組）」の着実な実行により、教員の働き方改革を推し進める。

2 主な事業

(1) 発達の段階に応じた学力の育成

- ・ 小学校低学年段階からの学習のつまずきの要因を把握し、必要な支援を行うことにより、実社会で生きるために必要な基礎学力を育成
- ・ 子どもたち一人ひとりの理解度にあわせた学びや主体的に学びに向かう力を育成するため、ICTの活用を推進

①	幼小連携・接続の推進	29百万円
②	基礎学力の育成【拡充】	44百万円
③	小中高における理数教育の充実【拡充】	142百万円
④	小中高における探究学習の推進	31百万円
⑤	高大連携の推進	31百万円
⑥	ICTを活用した教育の推進	589百万円

(2) 教育上の配慮が必要な子どもの学びへの支援

- ・ 子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ、不登校、経済的困難など、様々な課題に対する支援や相談体制等を充実
- ・ 障がいの状態や特性が複雑化、多様化する中、特別な支援を必要とする子どもたちが自立し社会参加できるよう、地域との連携や教育環境等を充実

①	インクルーシブ教育システムの推進	144百万円
②	特別支援学校の施設整備（浜田養護学校）	378百万円
③	不登校児童生徒への支援の充実	292百万円
④	日本語指導が必要な児童生徒への支援	247百万円
⑤	学校と福祉の連携の推進	49百万円

¹ 「改正給特法」とは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）による改正後の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法をいう。以下同じ。

² 改正給特法では、文部科学大臣が定める指針に基づき、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための取組に関する計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）を県及び市町村の教育委員会が策定し、実施状況の公表や総合教育会議への報告などを義務付け。

文部科学省は、学校の働き方改革の実効性を高めるため、教員の月当たりの時間外在校等時間を平均で30時間程度まで縮減する目標などを定めた改定指針を同年9月26日に公表。

(3) 地域との協働による学びの充実

- ・ 学校運営協議会の充実と、地域学校協働活動や高校魅力化コンソーシアムの取組が一体的に推進されることにより、目指す子どもの姿を共有するとともに、子どもたちの学びを充実
- ・ 公民館等を核として、子どもから大人まで幅広い世代が様々な学びを通してコミュニティの形成を図ることにより、地域づくりへの主体的な参画を促進

① 市町村が実施する学校支援、放課後支援、家庭教育支援等の取組を支援	62百万円
② 高校魅力化コンソーシアムの運営支援	63百万円
③ 体験活動の充実	2百万円
④ 人づくりや地域づくりを担う社会教育士等の養成・育成	9百万円

(4) 教育の基盤となる環境の整備と充実

- ・ 業務の効率化に資するクラウド型校務支援システム³の導入や、専門家や外部サポート人材の活用等により、教職員の働き方改革を推進
- ・ 安全・安心な教育環境の確保及び特色ある学びに必要な施設・設備を整備

① 県立学校の教職員の働き方改革の推進【新規・拡充】	2,307百万円
② 市町村立学校の教職員の働き方改革を支援【拡充】	578百万円
※①②は一部事業費の再掲あり。教職員の働き方改革関連事業一覧については「別紙」参照	
③ 教員の確保対策	20百万円
④ 江津地域における新設校開校にかかる施設等整備【新規】	498百万円

(5) その他

① 令和9年に発見500年・世界遺産登録20周年を迎える石見銀山の魅力化・持続化につながる取組の段階的な実施【拡充】	49百万円
② いわゆる教育無償化への対応	
・ 高等学校等の授業料等の支援対象者を拡大【拡充】	1,820百万円
・ 公立小学校 ⁴ 及び特別支援学校小学部の給食費の抜本的な負担軽減【新規】	1,810百万円
③ 米価格の高騰に対応し、公立中学校の給食費における米価格上昇分を支援【エネルギー価格・物価高騰対策】	86百万円
④ 島根県立高等学校教育振興基金の造成【新規】	60百万円
⑤ 令和8年度全国中学校体育大会（中国ブロック開催）開催市への運営補助等を実施【新規】	25百万円

³ 校務支援システム：生徒の成績管理、出欠管理、保健管理等を行うシステム。現在閉域ネットワーク内にあるシステムを、セキュリティを強化したインターネット上に出すことで、既にインターネット上にある学習系システム（授業、課題提出等を行うシステム）との連携が可能となり、業務の効率化やきめ細かな学習指導等が可能。

⁴ 本資料において「公立小（中）学校」という表記には、注釈がない場合、特別支援学校を含まない。また「幼」は幼児教育施設を表し、幼児教育施設は、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設等を表す。「小」には義務教育学校前期課程を含み、「中」には義務教育学校後期課程を含む。

令和7年度2月補正予算案（2月12日上程分）及び令和8年度当初予算案の概要

令和8年度当初予算は、令和7年度2月補正予算とあわせて、エネルギー価格・物価高騰対策や教育の充実など、切れ目ない予算を編成

（単位：千円）

課名	当初予算 a	2月補正予算 b	計 a + b
総務課	74,084,270	0	74,084,270
教育施設課	1,717,834	242,974	1,960,808
学校企画課	6,794,354	0	6,794,354
学校教育課	1,177,040	5,000	1,182,040
教育連携推進課	2,999,221	240,997	3,240,218
特別支援教育課	1,611,357	0	1,611,357
保健体育課	2,235,696	30,852	2,266,548
社会教育課	516,361	50,171	566,532
人権同和教育課	88,468	0	88,468
文化財課	1,383,854	0	1,383,854
福利課	260,168	0	260,168
合計	92,868,623	569,994	93,438,617

（注1） この表では、2月補正予算は、繰越明許費を設定し令和8年度にかけて執行する事業費のみを記載

（注2） 総務課予算には、給与費を含む

令和7年度島根県一般会計補正予算（第11号） [関係分]
（令和8年2月補正予算2月12日上程分）
（教育委員会）

1 補正予算の概要

（単位：千円）

課名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
総務課	72,016,866	58,574,373	0	0	72,016,866	58,574,373
給与費	71,802,378	58,359,885	0	0	71,802,378	58,359,885
給与費以外	214,488	214,488	0	0	214,488	214,488
教育施設課	1,588,761	1,217,715	242,974	182,062	1,831,735	1,399,777
学校企画課	7,497,060	5,034,869	0	0	7,497,060	5,034,869
学校教育課	1,114,662	852,137	65,000	0	1,179,662	852,137
教育連携推進課	1,791,097	687,501	1,112,860	55,334	2,903,957	742,835
特別支援教育課	1,600,322	1,331,429	0	0	1,600,322	1,331,429
保健体育課	671,401	644,860	30,852	16,330	702,253	661,190
社会教育課	847,955	513,453	50,171	50,171	898,126	563,624
人権同和教育課	89,634	72,623	0	0	89,634	72,623
文化財課	1,394,293	992,221	0	0	1,394,293	992,221
福利課	245,601	197,042	0	0	245,601	197,042
合計	88,857,652	70,118,223	1,501,857	303,897	90,359,509	70,422,120

※給与費は全額総務課で計上

2 課別事業別一覧

(単位：千円)

課名	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳及び概要					
					国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
教育施設課		1,588,761	242,974	1,831,735	30,612	0	0	30,300	0	182,062
	1 教育財産維持管理費	773,427	61,693	835,120	・ 県立学校における教室等の照明器具のLED化を実施					
	2 産業教育設備整備事業費	187,170	75,384	262,554	・ 県立の専門高校において、エネルギーコスト削減効果が高い産業教育設備等を導入					
	3 特別支援学校校舎等整備事業費	396,491	105,897	502,388	・ 校舎面積が国の定める特別支援学校設置基準を満たしておらず、今後も児童生徒数の増加による教室不足が見込まれる浜田養護学校について、老朽化・狭隘化した高等部棟の改築等を実施					
学校教育課		1,114,662	65,000	1,179,662	65,000	0	0	0	0	0
	1 高等学校教育振興事業費	0	60,000	60,000	・ 国のN-E.X.Tハイスクール構想(※)に基づき、県立高等学校における魅力化及び特色化などの取組に関する事業に要する資金を積み立てるための基金を造成(国10/10) (※)2040年に向けた高校教育改革の先行的な取組					
	2 学力育成推進事業費	162,873	5,000	167,873	・ AIを英語の授業等で活用するモデル校を指定し、英語教育を充実(国10/10)					
教育連携推進課		1,791,097	1,112,860	2,903,957	1,056,063	0	0	0	1,463	55,334
	1 一人一台端末更新事業費	1,070,902	871,863	1,942,765	・ 県または市町村が、初等中等教育段階の公立学校における一人一台端末等の整備・更新に要する資金の基金への積み増し					
	2 未来の創り手育成事業費	325,679	240,997	566,676	・ 一人一台端末を活用した教育活動を行う学校現場の円滑な運用を支えるため、より安定した支援基盤を構築 ①ICT支援人材の巡回配置 ②DX推進運営支援センターの設置 ・ 県立高校において生成AIを校務に活用するパイロット校を指定(国10/10) ・ デジタル等成長分野を支える人材育成のため、情報、数学、理科等の教育を重視するカリキュラムの実施やICTを活用した文理横断的、探究的な学びを強化する学校の環境整備を実施(国10/10)					
保健体育課		671,401	30,852	702,253	14,522	0	0	0	0	16,330
	1 部活動改革支援事業費	109,912	30,852	140,764	・ 公立中学校部活動の地域移行(地域展開)に向けて、関係者との連絡調整・指導補助等の体制や、運営団体・実施主体の整備、指導者の確保への支援等に関する補助事業を実施(国1/3)					
社会教育課		847,955	50,171	898,126	0	0	0	0	0	50,171
	1 少年自然の家事業費	111,432	50,171	161,603	・ 少年自然の家の館内照明のLED化を実施					

3 繰越明許費

[追加分]

(単位：千円)

	事業名	金額	所管課
1	教育財産維持管理費	61,693	教育施設課
2	産業教育設備整備事業費	75,384	教育施設課
3	特別支援学校校舎等整備事業費	105,897	教育施設課
4	学力育成推進事業費	5,000	学校教育課
5	未来の創り手育成事業費	240,997	教育連携推進課
6	部活動改革支援事業費	30,852	保健体育課
7	少年自然の家事業費	50,171	社会教育課

令和8年度島根県一般会計予算 [関係分]
(令和8年度当初予算)
(教育委員会)

1 予算の概要

(単位：千円)

課名	令和7年度当初予算額		令和8年度当初予算額		増減額		増減率	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
総務課	70,579,576	57,144,044	74,084,270	60,056,242	3,504,694	2,912,198	5.0%	5.1%
給与費	70,380,465	56,944,933	73,832,963	59,804,935	3,452,498	2,860,002	4.9%	5.0%
給与費以外	199,111	199,111	251,307	251,307	52,196	52,196	26.2%	26.2%
教育施設課	1,588,135	1,217,089	1,717,834	1,412,149	129,699	195,060	8.2%	16.0%
学校企画課	6,088,398	3,923,769	6,794,354	4,618,293	705,956	694,524	11.6%	17.7%
学校教育課	1,121,096	838,058	1,177,040	872,031	55,944	33,973	5.0%	4.1%
教育連携推進課	1,790,278	686,682	2,999,221	820,510	1,208,943	133,828	67.5%	19.5%
特別支援教育課	1,570,289	1,301,396	1,611,357	1,351,916	41,068	50,520	2.6%	3.9%
保健体育課	612,574	586,033	2,235,696	1,306,339	1,623,122	720,306	265.0%	122.9%
社会教育課	831,639	506,413	516,361	473,416	△315,278	△32,997	△37.9%	△6.5%
人権同和教育課	88,148	71,137	88,468	71,293	320	156	0.4%	0.2%
文化財課	1,382,697	980,625	1,383,854	771,672	1,157	△208,953	0.1%	△21.3%
福利課	245,177	196,618	260,168	214,607	14,991	17,989	6.1%	9.1%
合計	85,898,007	67,451,864	92,868,623	71,968,468	6,970,616	4,516,604	8.1%	6.7%

※給与費は全額総務課で計上

2 債務負担行為

(単位：千円)

No.	事項	期間	限度額	課名
1	浜田養護学校整備事業費 ※仮設校舎リース契約	令和10年度	7,125	教育施設課
2	教育財産維持管理費 ※県立学校照明器具LED化事業リース契約	令和8年度～令和9年度	22,376	教育施設課
3	江津地域新設校整備事業費 ※江津工業高校既存校舎改修工事契約	令和8年度～令和9年度	34,927	教育施設課
4	江津地域新設校整備事業費 ※新築校舎等設計契約	令和9年度	193,236	教育施設課
5	江津地域新設校整備事業費 ※江津工業高校既存実習棟改修等工事契約	令和8年度～令和10年度	1,007,995	教育施設課
6	実習船管理運営費 ※水産練習船「神海丸」維持修繕契約	令和8年度～令和9年度	152,896	学校企画課
7	高等学校入学者選抜事業費 ※入学者選抜関係業務平準化のための委託契約	令和8年度～令和9年度	10,664	学校教育課
8	学校管理総務費 ※次世代校務支援システム運用保守契約	令和8年度～令和13年度	1,135,220	教育連携推進課
9	未来の創り手育成事業費 ※県立高校一人一台 端末調達契約 (端末購入価格低廉対策補助事業)	令和8年度～令和9年度	149,820	教育連携推進課
10	未来の創り手育成事業費 ※県立高校指導者用端末ライセンス利用契約	令和9年度～令和11年度	51,334	教育連携推進課
11	特別支援学校普通教室ICT環境整備事業費 ※特別支援学校指導者用端末ライセンス利用契約	令和9年度～令和11年度	29,210	特別支援教育課
12	古代出雲歴史博物館管理運営事業 ※セキュリティー設備リース契約	令和9年度～令和13年度	71,859	文化財課

課別事業別一覧

(1) 総務課事業別一覧

(単位：千円)

事業名	令和7年度 当初	令和8年度 当初	比較	令和8年度の財源内訳及び概要					
				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
	70,579,576	74,084,270	3,504,694	12,653,426	1,149,690	0	0	224,912	60,056,242
1 一般職給与費 [給与費]	65,489,388	68,449,655	2,960,267	一般職員 714人、教育公務員 7,478人					
2 職員退職手当 [給与費]	4,864,550	5,356,362	491,812	一般職員35人、教育公務員392人					
3 特別職給与・委員報酬 [給与費]	26,527	26,946	419	教育長、教育委員5人					
4 教育委員会開催事務費	2,307	2,743	436	教育委員会会議に要する経費					
5 島根県総合教育審議会開催事務費	688	605	△ 83	島根県総合教育審議会の開催に要する経費					
6 しまね教育の日推進事務費	1,580	1,580	0	しまね教育の日啓発に要する経費					
7 教職員総務費	21,178	21,178	0						
8 教育事務所管理運営費	34,839	36,963	2,124	教育事務所の管理運営に要する経費 ■主要事業の概要 1					
9 教育庁管理運営費	97,712	151,723	54,011	教育庁の管理運営に要する経費 ■主要事業の概要 2					
10 教育委員会人事管理費	23,052	18,227	△ 4,825	教育委員会の職員の育休・私傷病休暇等補充職員に要する経費					
11 教育総務諸費	17,755	18,288	533	行政事務費					

主要事業の概要（総務課関係）

1	教育事務所管理運営費（ワークセンター事業）	当初予算額	136,967千円
2	教育庁管理運営費（　　　　　　）		（1、2合計）

- ・ 障がい者雇用を推進し、法律により義務付けられている障がい者雇用率（法定雇用率）の達成を図るため、障がいのある者を会計年度任用職員として任用
- ・ 法定雇用率の早期達成に向けて、障がいのある正規教職員の任用を進めるとともに、ワークセンターの規模拡大と支援体制の充実を推進

(1) 教育庁本庁等における障がい者の任用、支援員の配置

- ・ 教育庁本庁ワークセンターに勤務する会計年度任用職員を増員（障がい者スタッフ+15人、支援員+5人）
- ・ 特別支援学校のワークセンターについては、特別支援教育課で予算計上

(2) 障がい者活躍推進員、ワークセンター運営支援員の継続配置

(3) 教育庁本庁ワークセンター執務室（分室）の継続活用、執務スペースの拡大

【参考】近年の障がい者雇用率の状況（毎年度6月1日現在の数値を国へ報告）

（単位：人、％）

年度	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数	実雇用率	不足数	法定雇用率
R元年度	5,730.5	144.5	2.52	0	2.40
R2年度	6,607.0	155.5	2.35	2.5	2.40
R3年度	6,618.0	158.0	2.39	7.0	2.50
R4年度	6,612.0	162.0	2.45	3.0	2.50
R5年度	6,618.5	164.0	2.48	1.0	2.50
R6年度	6,681.5	168.0	2.51	12.0	2.70
R7年度	7,526.0	187.0	2.48	16.0	2.70

- ・ 職員数等は障がいの程度や勤務時間に基づく換算により算出することとされているため、実人数とは異なる
- ・ 令和7年4月の除外率引下げ（25%→15%）に伴い算定基礎となる職員数が増加したことにより、障がい者の数は増加したものの実雇用率は減少
- ・ 法定雇用率はR6.4.1から2.70%に、R8.7.1から2.90%に引上げ

(2) 教育施設課事業別一覧

(単位：千円)

事業名	令和7年度 当初	令和8年度 当初	比較	令和8年度の財源内訳及び概要					
				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
	1,588,135	1,717,834	129,699	41,800	1,740	0	261,900	245	1,412,149
1 高等学校校舎等整備事業費	113,001	588,476	475,475	■主要事業の概要 1					
2 特別支援学校校舎等整備事業費	396,491	272,406	△ 124,085	■主要事業の概要 2					
3 教育財産維持管理費	772,936	659,263	△ 113,673	エアコン整備、照明器具のLED化、維持修繕費、保守管理費等					
4 産業教育設備整備事業費	187,170	174,339	△ 12,831	専門高校の情報教育機器等整備					
5 理科教育設備整備事業費	12,246	12,246	0						
6 普通高校等情報教育機器整備事業費	7,870	2,337	△ 5,533	特別支援学校のパソコン教室機器リース					
7 学校施設等整備事業費	5,038	5,282	244						
8 高等学校諸費	2,737	2,820	83						
9 特別支援学校諸費	646	665	19						
10 学校施設バリアフリー化事業費	90,000	0	△ 90,000	PAZ（島根原子力発電所から概ね半径5km圏内）の住民が避難する学校体育館バリアフリー化 （R6～R7：漣摩高校、R9～R10：横田高校） 財源：発電用施設周辺地域振興基金繰入金					

主要事業の概要（教育施設課関係）

1 高等学校校舎等整備事業 当初予算額 588,476 千円

- ・ 江津地域における新設校の開校に向けた施設整備の実施
 - (1) 江津工業・江津高等学校共同寄宿舍改修（当初：387,900 千円）
女子生徒も利用できるよう既存寄宿舍の改修を実施
【事業期間】 R 7～8
【事業費】 約 4.5 億円
【R 8 事業内容】 改修工事、備品購入等
 - (2) 江津地域県立高等学校新設整備（当初：110,293 千円）【新規】
管理教室棟改築・解体、既存校舎改修、進入路造成等の施設整備を実施
【事業期間】 R 7～13（第 1 期工事）
※R 7 年度に測量調査を一部実施済み
【事業費】 約 80.8 億円
【R 8 事業内容】 基本設計・実施設計等

[参考] 第 1 期工事後に想定される施設整備

屋内運動場改築・解体、グラウンド造成、江津高校校舎解体等

- ・ 事業費 約 50 億～60 億円（概算額）
 - ※ 施設整備の時期や内容は未確定。
 - ※ 過去の施設整備事例から試算した概算額であり、今後の労務単価や資材単価の上昇は織り込んでおらず、事業費は変動する。

2 特別支援学校校舎等整備事業 2 月補正額 105,897 千円 当初予算額 272,406 千円

- ・ 児童生徒数増加に伴う教室不足や校舎の老朽化・狭隘化の解消に向けた施設整備を実施
 - (1) 浜田養護学校校舎等整備（2 月補正：105,897 千円、当初：272,406 千円）
校舎面積が国の定める特別支援学校設置基準を満たしておらず、今後も児童生徒数の増加による教室不足が見込まれるため、老朽化・狭隘化した高等部棟の改築等を実施
【事業期間】 R 5～11
【事業費】 約 40.4 億円
【R 8 事業内容】 新校舎建築工事等

(3) 学校企画課事業別一覧 (事業の所管は以下のとおり (一部重複あり)、番号は事業名に対応)

・内室以外1~15、18 ・県立学校改革推進室13~17 ・働き方改革推進室13~14、18

(単位: 千円)

事業名	令和7年度 当初	令和8年度 当初	比較	令和8年度の財源内訳及び概要					
				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
	6,088,398	6,794,354	705,956	1,642,323	327,515	0	0	206,223	4,618,293
1 教職員採用試験事務事業費	52,766	46,809	△ 5,957	■主要事業の概要 1					
2 高等学校等就学支援事業費	1,404,967	1,820,056	415,089	■主要事業の概要 2 公立高校生徒に対する就学支援金の交付等					
3 学びの場を支える非常勤講師配置事業費	652,900	708,101	55,201	■主要事業の概要 3					
4 島根県高等学校等奨学事業費	40,585	43,803	3,218						
5 高等学校修学奨励費	8,713	8,867	154						
6 教職員総務費	946,643	957,411	10,768	非常勤講師人件費、教職員旅費等					
7 教職員人事管理事務事業費	4,226	4,369	143						
8 教職員の資質確保事務事業費	5,321	5,719	398						
9 専門的知識習得事業費	4,917	4,998	81						
10 実習船管理運営費	351,831	365,253	13,422						
11 被災児童生徒就学支援等事業費	581	581	0	能登半島地震により被災した児童生徒に対する就学支援					
12 教育総務諸費	7,211	7,427	216						
13 学校管理運営費	1,634,720	1,715,717	80,997	■主要事業の概要 4 県立高校の管理、運営費等					
14 学校管理総務費	54,003	57,046	3,043						
15 県立学校再編成事業費	15,741	11,102	△ 4,639	■主要事業の概要 5					
16 教育環境整備検討事業費	500	500	0						
17 普通科改革支援事業費	4,700	4,700	0						
18 地域人材を活用した指導力等向上事業費	898,073	1,031,895	133,822	■主要事業の概要 6					

主要事業の概要（学校企画課関係）

1 教員確保対策の推進

当初予算額 46,809 千円

- ・ 深刻な教員不足に対応するため、教員採用試験の実施時期の早期化、他業種へ就職した人材の取り込み、様々な手法を活用した教員の仕事の魅力発信や、大学・高校と連携した教員志望者増加に向けた取組、若手教員の定着促進等に向けたサポート体制の強化等を実施

[取組例]

- ・ 高校生対象の教員志望セミナー「教師塾」（大学訪問・附属学校見学の募集定員の増員）
- ・ 大学1・2年生を対象とした学校体験活動（受入れ先の拡大、募集定員の増員）
- ・ 新規採用予定者を対象とした採用前研修（現場実習の実施等）
- ・ 潜在教員（他業種就職者）へのアプローチ
- ・ インターネットを活用した広報活動の推進

2 いわゆる高校無償化への対応

当初予算額 1,820,056 千円

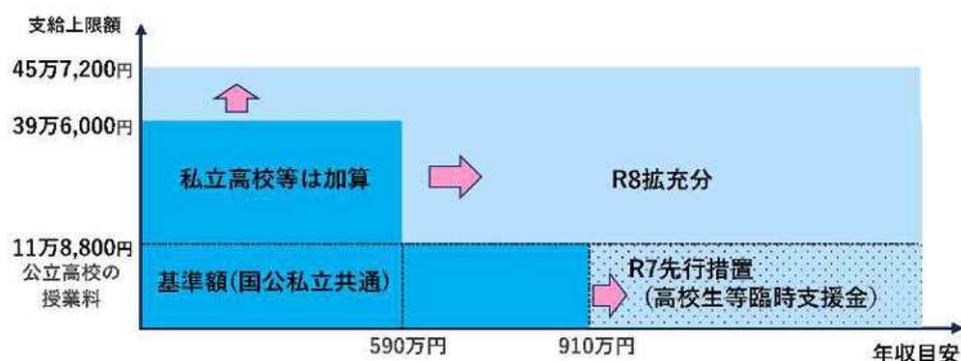
- ・ 高等学校等に在籍する生徒等に対する就学支援金等により家庭の教育費負担を軽減

(1) 高等学校等就学支援金（授業料支援）【拡充】

世帯の収入要件の撤廃等により、高等学校等に在籍する生徒等に就学支援金を交付し家庭の教育費負担を軽減

[R8の変更点]

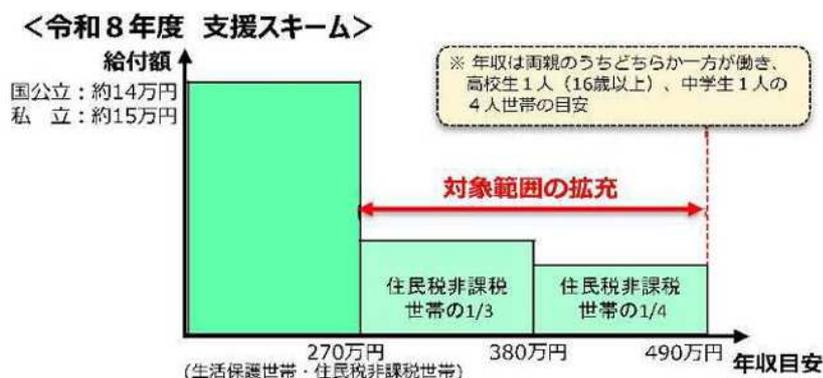
- ・ 世帯の収入要件撤廃
年収約910万円未満 → 年収制限なし
- ・ 地方負担の導入
国10/10 → 国3/4、県1/4



(2) 奨学のための給付金（授業料以外の支援）【拡充】

中所得世帯（家計急変世帯を含む）までの授業料以外の教育費負担を軽減
[R 8 の変更点]

- ・ 対象世帯の中所得層への拡充
生活保護世帯・個人住民税所得割非課税世帯（年収約 270 万円未満世帯） → 年収約 490 万円未満世帯
- ・ 国負担割合の変更
国 1/3、県 2/3 → 国 1/2、県 1/2



3 児童・生徒へのサポート事業

当初予算額 662,613 千円

- ・ 学校の抱える様々な課題にきめ細かく対応するため、公立小中学校に非常勤講師を配置

(1) にこにこサポート事業

- ① 通常の学級に特別な支援を要する児童が在籍し、特に対応が困難な小学校に非常勤講師を配置

[R 8 予定] 100 人 (R 7 : 100 人)

- ② 小中学校の特別支援学級のうち多人数の学級に非常勤講師を配置

[R 8 予定] 70 人 (R 7 : 58 人)

(2) 中学校クラスサポート事業

不登校や問題行動が急増する中学校 1 年生を対象に、学習面・生活指導面からきめ細かい支援を行うため、大規模校に非常勤講師を配置

[R 8 予定] 29 人 (R 7 : 29 人)

(3) 学びいきいきサポート事業

不登校傾向の生徒に対し、自学教室等を設置して個別指導を行う中学校に非常勤講師を配置

[R 8 予定] 35 人 (R 7 : 30 人)

※ (1)①、(2)及び(3)については、配置した非常勤講師を総勤務時間の範囲内において配置校と異なる学校にも任用し、複数校勤務させることを可能とし、各地域・学校の実情に応じた柔軟な配置を認める。

4 高校生の住まい確保支援

当初予算額 91,359 千円

- 市町村が主体となつて行う高校生の住まい確保の取組に対して、運営費を補助

(1) 市町村交流施設利用寄宿舍運営費補助金 (みなし寄宿舍補助金)

市町村が整備した公共的施設で、県立寄宿舍と同等の基準を満たすものを県立高校生の寄宿舍として活用する場合

(2) 共同下宿運営費補助金

古民家等の地域資源を県立高校生の共同下宿として活用する場合

	(1) みなし寄宿舍	(2) 共同下宿
支援対象施設	市町村が整備した公共的施設	市町村が古民家等の地域資源を活用して整備した共同下宿
施設の機能	県立寄宿舍と同等	県立寄宿舍に準ずる (柔軟に判断)
生徒の安全管理及び指導責任者	県(学校) (県任用の舎監等)	市町村 (市町村任用の管理人等)
収容人数	10~50 名程度	10~15 名程度
県の補助	県が算定した標準的運営経費の 10/10	県が算定した標準的運営経費の 1/2 を上限
	1 施設あたり 約 5,300 千円~約 9,200 千円程度	1 施設あたり 約 1,000 千円~約 7,821 千円程度

現在の対象施設 ※（ ）は高校名	奥出雲町（横田）	1	浜田市（浜田・浜田商業・浜田水産）	
	飯南町（飯南）	1【新】		1
	川本町（島根中央）	2	安来市（情報科学）	1
	邑南町（矢上）	3	雲南市（大東）	2
	吉賀町（吉賀）	2		
	隠岐の島町（隠岐水産）	1		

5 江津地域における新設校開校に係る環境整備 当初予算額 5,683 千円

- ・ 江津高校・江津工業高校の統合・再編成に先立ち、部活動の合同チームを編成するなど、両校生徒がともに活動することにより親和性を高め、円滑な開校に繋げるための環境整備として、生徒の移送等を行うためのバス車両を運行

6 教職員の働き方改革の推進 当初予算額 1,003,480 千円

- ・ 教職員が子どもに向き合える時間を確保し、教育の質の向上等を図るため、教職員の働き方改革を推進

(1) 教職員（県立学校）の働き方改革の推進（当初予算額：756,246 千円）

ア 教員を支えるサポート人材の配置等

① 学校アシスタント配置事業【拡充】

教員が行う事務作業等を代わって行う会計年度任用職員を配置

[R 8 予定] 高等学校・特別支援学校 84 人（R 7：69 人）

② 教頭マネジメント支援員配置事業

教頭の業務支援を行う会計年度任用職員を配置

[R 8 予定] 高等学校・特別支援学校 4 人（R 7：4 人）

イ 長時間勤務者代替非常勤講師の配置【新規】

部活動指導を担う教員について、時差出勤を活用し、時間外在校等時間を抑制する際、当該教員の時差出勤に係る授業等を代替する非常勤講師を配置

[R 8 予定] 高等学校 20 人

ウ 県立高校の寄宿舎における外部舎監配置

県立高校寄宿舎及び「みなし寄宿舎」（※）に外部舎監を配置し、教員に代わって宿日直業務を実施

[R 8 予定] 計 25 校（R 7：計 25 校）

(※)市町村が整備した公共的施設を県立高校生の寄宿舎として活用

エ 学校内における業務改善の推進

- ① 相談体制の整備（スクールロイヤー等）【拡充】
- ② 教員サポーターの配置
- ③ 重点モデル校における研究事業、学校内で業務改善を推進する人材の養成
- ④ ファイル共有システム、デジタル採点システムの活用
- ⑤ 働き方改革推進委員会、事例収集周知経費

(2) 教職員（市町村立学校）の働き方改革への支援（当初予算額：247,234千円）

教員を支えるサポート人材の配置等

- ① スクール・サポート・スタッフ〔通常型〕配置事業
小中学校の教員が行う事務作業等を代わって行うサポートスタッフを任用する市町村を支援（国 1/3、県 2/3）
〔R 8 予定〕 小学校・中学校・義務教育学校（全校配置に係る予算を措置）
- ② 学習指導員配置事業
個別指導や補習指導等をサポートする学習指導員を任用する市町村を支援（国 1/3、県 2/3）
〔R 8 予定〕 小学校・中学校・義務教育学校 19 人（R 7：19 人）
- ③ 教頭マネジメント支援員配置事業【拡充】
小中学校の教頭の業務支援員を任用する市町村を支援（国 1/3、県 2/3）
〔R 8 予定〕 小学校・中学校・義務教育学校 6 人（R 7：4 人）

(4) 学校教育課事業別一覧(事業の所管は以下のとおり(一部重複あり)、番号は事業名に対応)

・内室以外1～3, 13～17 ・子ども安全支援室5～8 ・義務教育推進室9～10 ・幼児教育推進室11～12

(単位:千円)

事業名	令和7年度 当初	令和8年度 当初	比較	令和8年度の財源内訳及び概要					
				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
	1,121,096	1,177,040	55,944	135,741	3,659	0	1,800	163,809	872,031
1 未来の創り手育成事業費	301,133	313,469	12,336	■主要事業の概要1					
2 教育魅力化人づくり推進事業費	25,647	10,871	△14,776	■主要事業の概要2					
3 高等学校教育振興事業費	0	9,860	9,860	■主要事業の概要3					
4 悩みの相談事業費	235,385	237,373	1,988	■主要事業の概要4					
5 生徒指導体制充実強化事業費	17,905	18,782	877	■主要事業の概要4					
6 「こころ・発達」教育相談事業費	9,265	9,557	292	■主要事業の概要4					
7 不登校対策推進事業費	26,240	26,240	0	■主要事業の概要4					
8 学校安全確保推進事業費	124,112	123,934	△178	スポーツ振興センター災害共済給付金等					
9 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業費	73,713	92,641	18,928	■主要事業の概要5					
10 学力育成推進事業費	162,620	176,108	13,488	■主要事業の概要6					
11 幼児教育総合推進事業費	24,001	24,172	171	■主要事業の概要7					
12 新規採用教員資質向上事業費	2,068	2,487	419	幼稚園新規採用研修経費					
13 教育センター管理運営費	56,570	59,955	3,385						
14 教育センター調査研究事業費	2,569	1,568	△1,001						
15 教職員研修事業費	15,485	18,809	3,324	各種研修にかかる経費等					
16 学校管理総務費	28,592	34,949	6,357	入学選抜実施経費等					
17 教育総務諸費	15,791	16,265	474						

主要事業の概要（学校教育課関係）

1 未来の創り手育成事業

当初予算額 313,469 千円

- ・ 教育を取り巻く環境が大きく変わる中、各校が主体的で組織的な教育活動を実践できるよう、授業改善・学力育成の取組を推進

また、地域社会へ貢献できる子どもたちを育成するため、学校図書館やICT機器を活用しながら他者と協働して自分の考えを深める教育を推進

(1) しまねの高校生学力育成事業（高校）（当初予算額：78,060 千円）

ア 現状とこれまでの取組

現行の学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」や「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を実現するため、グランドデザインに基づく授業を展開してきた。

大学入試改革が進む中、普通科高校に配置した主幹教諭や専門高校に配置した理数教員等人的資源を活用しながら、引き続き生徒の進路実現を目指した取組を推進していく。

イ 取組の方向性

これまでの取組により、教育を取り巻く環境変化に対応できる基盤（計画・人材・体制等）は整い、各高校の理解や校内体制は進んでいる。

これらの基盤を生かし、各高校が主体的で組織的な教育実践を行うことが重要であり、生徒に対して多様な進路選択を示すことができるよう、県内大学等と連携した取組を引き続き強化していく。

ウ 主な取組

① 学校提案型プロジェクト事業

全ての県立高校が学科や生徒の適性、地域事情を踏まえ、生徒の進路目標達成のための学力育成及び教員の指導力向上に向けたプロジェクトを企画し実施。うち 20 校程度は、理数教育を中心とした教科横断型のSTEAM教育⁴に特化した事業を合わせて実施

② 授業改善リーダー養成

協調学習に関する研修等を実施し、授業改善のリーダーとなる教員を

⁴ STEAM 教育とは、STEM (Science, Technology, Engineering, Mathematics) に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で A (Arts: 芸術又はリベラルアーツを指す) を定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習

養成

③ 教科「情報」の授業支援

科目「情報Ⅰ」におけるプログラミングなど、高度な内容に対応できる学習環境・指導体制の強化

- ・ 教科「情報」授業支援ツール導入
- ・ 情報専科教員及び非常勤講師の配置

④ 主幹教諭の配置

県内大学等との高大連携や入試改革に適応した学力の底上げなどの取組を推進するため、教科・分掌の垣根を越えてリードできる管理的職階にある主幹教諭を全ての普通科高校（21校）に配置

⑤ 専門高校生徒の論理的思考力等の育成【拡充】

理系分野への興味関心や学びへの意欲を喚起し、（就職や専修学校への進学だけでなく）「大学進学」という進路選択の幅を広げ、あわせて就職後にも活かせる論理的思考力や客観的にとらえる力を育むため、専門高校への理数教員加配を増員〔R8 予定〕11人（R7：9人）

(2) 学校図書館の活用（当初予算額：234,526千円）

① 学校司書等による学びのサポート事業（小中）

学校図書館を拠点に児童生徒一人ひとりに寄り添った学びの支援を行う学びのサポーターまたは学校司書等を配置する市町村を支援

② 学校図書館活用教育研究事業（小中）

児童生徒の言語能力、情報活用能力を育成するため、モデル校を指定し研究を実践

③ 県立高校図書館活用教育推進事業（高校）

12学級未満の高等学校に学校司書（会計年度任用職員）を配置

④ 司書教諭養成事業（小中高）

学校図書館の経営や指導についての専門職である司書教諭資格の取得を支援

2 教育魅力化人づくり推進事業

当初予算額 10,871千円

- ・ 学校と地域が協働して取り組む「教育の魅力化」を支援

県立高校の魅力化の推進等

① 探究的な学びの充実を図るため、教職員等への研修会等を実施

② 学校の枠を超えて探究学習の成果を発表し、高校生や大学生、社会人等が交流し学び合う「しまね探究フェスタ」を開催

3 高等学校教育振興事業【新規】

2月補正額 60,000千円

当初予算額 9,860千円

- 県立高等学校における地域の経済社会を支えるエッセンシャルワーカー及び産業イノベーション人材の育成や地理的アクセスを踏まえた多様な学びの確保に向けた取組等の高等学校教育の振興に関する事業を実施

- (1) 国の構想に基づく、県立高等学校における魅力化及び特色化等の取組に要する経費に充てるため、「島根県立高等学校教育振興基金」を造成（2月補正（初日）予算額：60,000千円 国10/10）
- (2) 事業内容の検討や、事業を計画的に実施するための環境を整備（当初予算額：9,860千円 国10/10）

各都道府県に基金を設置し、類型に応じた 高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出し、取組・成果を域内の高校に普及する。			
改革先導校の類型	アドバンスト・エッセンシャルワーカー等 育成支援 <ul style="list-style-type: none"> □ 地域産業や社会・生活基盤を支える分野において、新技術を活用し、生産性の向上・高付加価値化の実現が求められている。 □ 技術革新のスピードが加速する時代に適した課題解決能力の獲得に向け、探究的・実践的な学びの積み重ねや深まりのある学びを実現する。 	理数系人材育成支援 <ul style="list-style-type: none"> □ 未来成長分野においては、理系高等教育への進学者の割合の増加、高等教育での実践的な教育が求められている。 □ 先進的な新たな知を生み出す力を育成するため、理数的素養を身に付けつつ、自ら問いを立て、解決する研究を行う高等教育を見据えた文理融合の学びを実現する。 	多様な学習ニーズに対応した 教育機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> □ 少子化への対応においては、生徒の地理的アクセスの確保を図ることに留意しつつ、多様な人間関係の中で得られる学びを踏まえれば、一定の生徒数の規模を確保した学びを提供することが必要。 □ 人口減少地域に、魅力ある学びの選択肢を増やすため、地域の教育資源を活かした学びや遠隔授業を活用した学びの提供を実現する。
	内容例 学ぶ意欲のある高校生が、家庭の経済状況に左右されることなく、学習習慣の定着、学習時間の増加、学びへ向かう姿勢の確立ができるよう、放課後等を活用し、 学校と地域の連携による学力向上・学習支援のための取組 、探究活動の深化による 多様な進路に向けた支援 を行う。		
内容例	学科・コースの再編、学校設定科目の新設 高等教育機関・地域・産業界と連携、外部人材の登用	域内の教育環境向上に貢献する取組（遠隔授業、教員研修拠点等） グローバル人材育成に向けた留学の派遣・受入に係る環境構築	事業スキーム 文部科学省

4 悩みの相談・不登校対策事業

当初予算額 291,952千円

- いじめ、不登校等の課題に対し、未然防止や早期発見・対応の取組を推進

- (1) 悩みの相談事業、「こころ・発達」教育相談事業

(当初予算額：246,930千円)

- ① スクールカウンセラー配置
- ② 公立小中学校の校内教育支援センターに支援員を配置する市町村の取組を支援
- ③ 教育相談員の配置
- ④ いじめ、不登校等に関する相談窓口の設置（電話等）
- ⑤ 生徒が気軽に相談できるSNSによる相談窓口の設置
- ⑥ 「こころ・発達」教育相談の設置

- (2) 生徒指導体制充実強化事業（当初予算額：18,782千円）
- ① 児童生徒の意欲や満足感及び学級集団の状態を客観的に把握するアンケートQ Uをいじめの未然防止、早期発見等に活用
 - ② 弁護士、臨床心理士等の外部人材をアドバイザーとして学校等に派遣
 - ③ 「島根県生徒指導審議会」、「島根県いじめ問題対策連絡協議会（学校、PTA、福祉、警察等の関係団体が構成機関として参画）」の開催
- (3) 不登校対策推進事業（当初予算額：26,240千円）
- ① 市町村が設置する教育支援センターへの支援
不登校児童生徒に対する学習支援や社会的自立への支援を行う教育支援センターの運営等を支援（10市町12施設）
また、教育支援センター未設置の町村部における設置等を支援
 - ② 「生徒指導の4つの視点から考える子どもの自己実現支援講座」の実施
 - ③ 市町村教育委員会やフリースクール等と意見交換を行う連絡協議会を開催
不登校児童が増加する中、フリースクールに通った際の出席認定や学習評価などの課題の整理など、学習機会の確保や社会的自立に向けた多様な支援のあり方などを検討

5 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業 当初予算額 92,641千円

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒への支援（小中高）

〔日本語指導が必要な児童生徒の状況〕 (単位：人)

年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
小学校	164	133	125	131	128	151
中学校	71	67	80	76	66	75
高校	5	7	7	18	22	26
計	240	207	212	225	216	252

※ 小学校、中学校には義務教育学校及び特別支援学校小中学部を含み、国立、私立学校を除く

※ 高校には特別支援学校高等部を含み、私立学校を除く

- (1) 帰国・外国人児童生徒に対し支援体制を整備する市町村を支援（国補助事業）（国 1/3、県 1/3、市町村 1/3）

(2) 日本語指導が必要な公立小中学校に教員を配置

[R 8 予定]

- ・小学校 14 人
- ・中学校 8 人

(3) 県立学校における対応

① 宍道高校

- ・ 日本語指導を行う教員 4 人
- ・ 日本語指導の非常勤講師 2 人
- ・ 母語ができる日本語指導員 4 人

② 宍道高校以外の県立学校

- ・ 生徒や教員の負担軽減策として、保護者あて文書翻訳及び保護者面談時の通訳を外部委託

(4) 日本語指導が必要な児童生徒への指導方法の工夫・改善及び指導力の向上を目的とした研修会を開催

6 学力育成推進事業

2月補正額 5,000 千円

当初予算額 176,108 千円

- ・ 児童生徒の基礎的な知識・技能の定着や活用力の伸長を図るため、市町村と連携し、学力の実態把握や授業の質の向上など、学力育成の取組を推進

(1) 学力定着状況の把握（当初予算額：43,764 千円）

① 希望する全ての公立小中学校全児童生徒を対象に、たつじんテスト（学習のつまづきを把握する調査）を実施〔負担割合〕県 1/2、市町村 1/2

[R 8] 小学校 1 年生を新たに対象に加えて実施【拡充】

② 全国学力調査等の課題を踏まえた評価問題及び授業プランの作成等を実施

(2) 理数教科の学力向上に向けた取組（当初予算額：10,734 千円）

小学校理数教科指導力向上プロジェクト

小学校理数教科における教員のスキルアップの場の構築及び評価問題を活用した授業改善を図ることを目的としたプロジェクトを実施

(3) グローバル人材育成に向けた取組（当初予算額：106,679 千円）

英語によるコミュニケーションの推進

- (4) 外国語（英語）教育における授業改善（2月補正予算額：5,000千円）
A I を英語の授業等で活用するモデル校を指定し、英語教育を充実

7 幼児教育総合推進事業

当初予算額 24,172千円

- ・ 県内の幼児教育及び幼小連携・接続の推進のため、市町村の体制整備に向け県幼児教育センターが引き続き支援

(1) 幼児教育の質の向上に関する支援

- ・ 市町村幼児教育アドバイザーを対象に、保育の質の向上及び幼児教育施設同士の連携推進に向けた研修を実施
- ・ 保育の状況把握のため、幼児教育アドバイザー未配置の市町村担当者に助言・指導を実施
- ・ 県内の保育の質の向上に向けた集合研修の実施

(2) 幼小連携・接続に関する研修等への支援

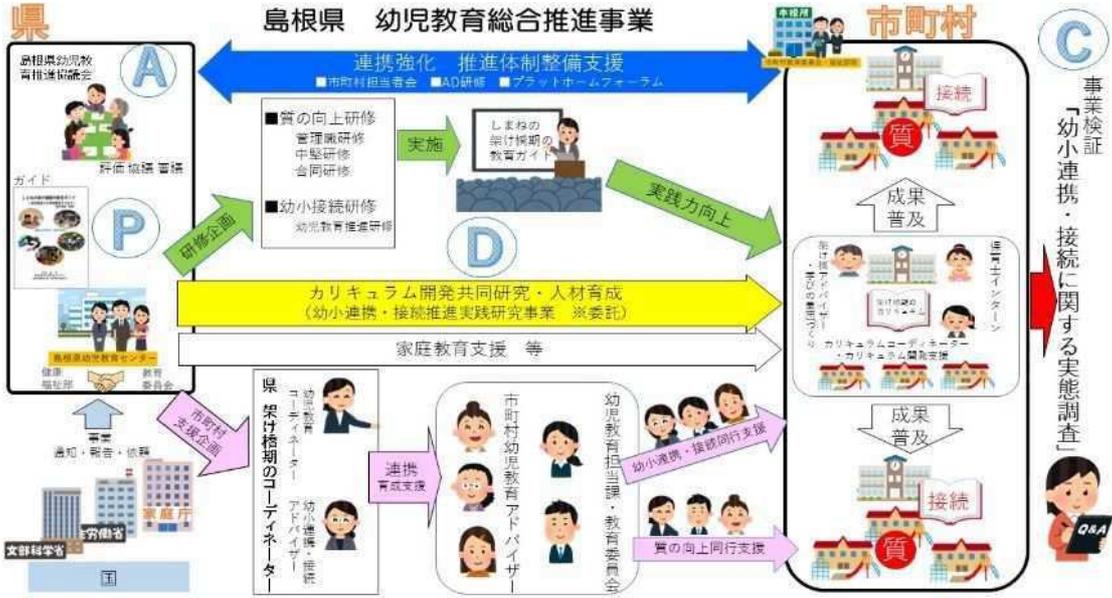
- ・ 「しまねの架け橋期の教育ガイド」を活用した架け橋期の教育の充実に
に向けた研修を実施
- ・ 市町村による幼小合同会議や保育・授業研修会への講師派遣、企画段階か
らの支援を実施
- ・ 幼小協働による架け橋期のカリキュラム編成・実施に関する状況把握、課
題改善に向けた市町村支援を実施

(3) 架け橋期の教育の推進に対する支援

- ・ 架け橋期の教育の推進校区に対する学びの集団づくりを支援
- ・ 市町村と連携し、カリキュラムコーディネーター⁵による幼児期の学びを
活かす生活科の単元構成を支援
- ・ 市町村におけるカリキュラムコーディネーターや架け橋アドバイザー⁶を
活用した実践状況・事例等の情報を県内に紹介
- ・ 小学校との学びのつながりを意識した保育の検討につなげるため、保育者
の公立小学校への短期インターンを実施

⁵ 架け橋期のカリキュラム作成や実践をサポートする者

⁶ 小学校1年生の通常学級において、カリキュラムの内容が十分に実践できるよう架け橋期の子ども
の発達段階を考慮した学級づくりを支援する者



(5) 教育連携推進課事業別一覧 (事業の所管は以下のとおり、番号は事業名に対応)

・内室以外 1, 2 ・教育DX推進室 3～8

(単位：千円)

事業名	令和7年度 当初	令和8年度 当初	比較	令和8年度の財源内訳及び概要					
				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
	1,790,278	2,999,221	1,208,943	0	0	0	1,181,800	996,911	820,510
1 教育魅力化人づくり推進事業費	256,015	236,241	△ 19,774	■主要事業の概要 1					
2 教育総務諸費	5,801	5,976	175						
3 一人一台端末更新事業費	1,070,902	996,140	△ 74,762	■主要事業の概要 2					
4 未来の創り手育成事業費	325,427	332,350	6,923	■主要事業の概要 3					
5 地域人材を活用した指導力等向上事業費	4,235	1,348	△ 2,887	入試版採点システムパッケージ費用等					
6 学校管理総務費 ※款10.項01.目04	35,203	21,285	△ 13,918	入試版採点システム・インターネット出願システムに係る運用費					
7 学校管理総務費 ※款10.項04.目01	84,995	1,394,632	1,309,637	■主要事業の概要 4					
8 学校管理運営費	7,700	11,249	3,549	宍道・浜田高校生徒学習支援システム賃借料					

主要事業の概要（教育連携推進課関係）

1 教育魅力化人づくり推進事業 当初予算額 236,241 千円

- ・ 学校と地域が協働して取り組む「教育の魅力化」を支援

(1) 学校と地域の協働体制（高校魅力化コンソーシアム）の運営を支援

（当初予算額：63,000 千円）

- ① 運営に係る経費を支援
- ② 運営マネージャーの配置費を支援

(2) 県立高校の魅力化の推進等（当初予算額：142,081 千円）

- ① 生徒、教職員、地域住民等による主体的な対話を通じて取り組む、高校や地域の特色に応じた教育活動の支援
- ② 各高校が行う県外生徒募集の取組を支援
- ③ 萩・石見空港を利用した中山間地域の高校をめぐるバスツアーの参加者に航空券代の一部を助成

（R7 実施校：矢上高校・江津高校・江津工業高校・吉賀高校・津和野高校）

(3) 高大連携の推進（当初予算額：31,160 千円）

- ① 島根大学の材料エネルギー学部といった理系学部をはじめ、県内大学の各学部がどのような学びを行っているかについて、生徒の理解・関心を深めるため、県内大学のキャンパスが所在する松江、出雲、石見エリアに高大連携推進員を4名配置
- ② 高校生の興味・関心を深め、将来に向けたキャリアを考える機会を提供するプログラムの実施

2 一人一台端末更新事業 2月補正額 871,863 千円 当初予算額 996,140 千円

- ・ G I G A スクール構想の下で整備した初等中等教育段階の公立学校における一人一台端末を県又は市町村の更新計画に基づき、共同調達により更新（事業期間：令和6年度～令和10年度）

(1) 島根県公立学校情報機器整備事業基金積立金（2月補正額：871,863 千円） 一人一台端末の更新等に要する経費に充てるため、国の補助金を財源とし

て「島根県公立学校情報機器整備事業基金」（以下「基金」という。）を令和6年3月に造成。以後、国からの補助金を基金に積み立てる

- (2) 島根県公立学校情報機器整備事業費補助金（当初予算額 914,074 千円）
R 8年度に一人一台端末の更新等を行う市町村に対し、1台あたり36千円（補助基準額55千円×補助率2/3）を上限として、基金を取り崩して補助

（参考）全ての市町村の一人一台端末更新計画の合計（R 7年12月時点）

R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
1,046台	27,523台	24,863台	980台	0台

3 未来の創り手育成事業 **2月補正額 240,997千円**
当初予算額 332,350千円

- 子どもたちが情報活用能力を身に付けるとともに、地域社会に貢献できる人材を育成するため、ICT機器を効果的に活用できる環境を整備する

- (1) 県立高校における生徒一人一台端末に対応した環境整備

（2月補正予算額：60,997千円、当初予算額：321,680千円）

- ① 県立高校における生徒一人一台端末導入支援

県立高校における個人負担による一人一台端末導入に係る購入経費の一部補助及び分割購入を可能とする奨学金制度により保護者負担を軽減。低所得者世帯には県で整備した端末を貸与

- ② 生徒一人一台端末に対応した環境整備事業

教育用ネットワーク環境や主体的・対話的で深い学びの実現に資する協働学習アプリの導入など生徒一人一台端末を活用した授業に必要な環境を整備

- ③ 島根県GIGAスクール運営支援センター整備事業

一人一台端末を活用した教育活動の円滑な運営を支えるためのDX推進運営支援センターを設置し、クラウド環境全般の運用管理を委託

- (2) しまね学びの縁結びハイスクールネットワーク事業

（当初予算額：10,670千円）

多様な学習ニーズに対応するため、配信拠点センター（宍道高校）において、遠隔授業を実施

- ① 遠隔授業の配信及び受信校との調整業務を行う教員1名を配置
② 遠隔授業を配信する非常勤講師を配置

(3) 高等学校DX加速化推進事業（2月補正予算額：180,000千円）

デジタル等成長分野を支える人材育成のため、情報、数学、理科等の教育を重視するカリキュラムの実施やICTを活用した文理横断的、探究的な学びを強化する学校の環境整備を実施（国補助事業 10/10）

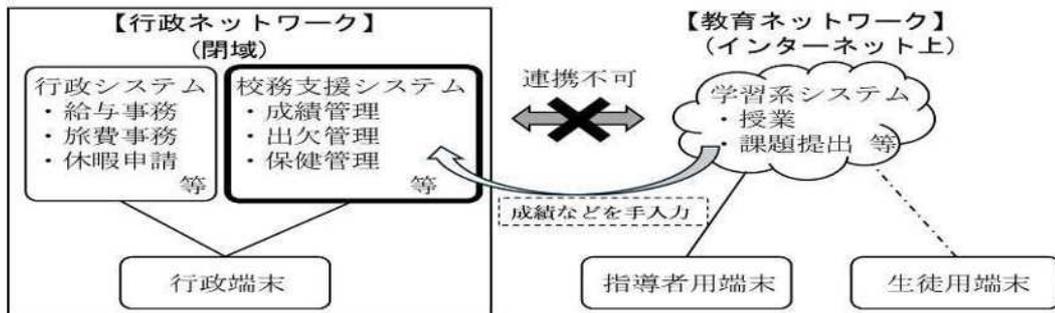
（学校の取組例）

- ① 情報Ⅱや数学Ⅱ・B、数学Ⅲ・C等の履修推進（遠隔授業の活用を含む）
- ② デジタルを活用した文理横断的・探究的な学びの実施
- ③ デジタルものづくりなど、生徒の興味関心を高めるデジタル課外活動の促進
- ④ 専門高校における高度な専門教科指導の実施、高大接続の強化

4 次世代校務DX環境構築・運用事業【新規】 当初予算額 1,313,186千円

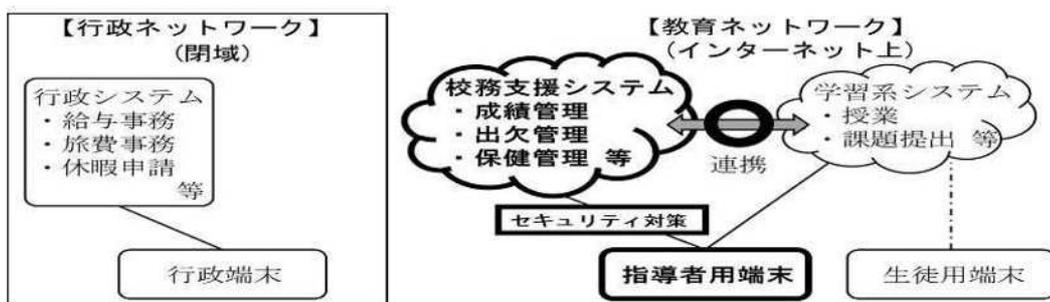
- ・ 県立学校において、教職員の業務の効率化と教育活動の高度化を図るためのクラウド型校務支援システムを導入

(1) 現在のシステム構成



(2) 新たなシステム構成

- ・ セキュリティ対策を強化した上で、校務支援システムをインターネット上へ移行
- ・ 更新時期を迎える指導者用端末の更新と校務上必要となる教職員への指導者用端末の追加配備



※ 太枠内の太文字が整備対象

(3) 新たなシステムの導入効果

- ・ 校務支援システムと学習系システムのデータ連携を可能にすることにより、教員の業務負担を軽減
- ・ データの利活用が容易になることにより、教育活動の高度化を推進

(4) スケジュール

- ・ R 8 年 4 月～ 1 2 月 システム構築
- ・ R 9 年 1 月～ 3 月 試験運用等
- ・ R 9 年 4 月～ 運用開始

(6) 特別支援教育課事業別一覧

(単位：千円)

事業名	令和7年度 当初	令和8年度 当初	比較	令和8年度の財源内訳及び概要					
				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
	1,570,289	1,611,357	41,068	226,014	0	0	0	33,427	1,351,916
1 インクルーシブ教育システム構築事業費	46,947	54,440	7,493	■主要事業の概要1					
2 特別支援学校職業教育・就業支援事業費	14,312	14,194	△ 118	■主要事業の概要2					
3 学校管理運営費	833,595	889,276	55,681	■主要事業の概要3・4 通学支援経費、学校給食費負担軽減					
4 特別支援教育就学奨励事業費	435,678	414,633	△ 21,045	特別支援学校の保護者等の負担軽減のための経費					
5 特別支援学校ICT環境整備事業費	81,973	82,039	66	児童生徒の一人一台端末の環境整備等にかかる経費					
6 教職員総務費	111,918	110,973	△ 945	非常勤講師配置等					
7 特別支援学校図書館教育推進事業費	17,367	18,182	815	学校司書（会計年度任用職員）の配置・研修、図書の整備					
8 学校給食等緊急対策事業費	19,665	21,207	1,542	物価高騰前と同様の給食等を提供できるよう、単価を値上げした学校給食費・舎食費の一部を保護者に支援【エネルギー価格・物価高騰対策】					
9 全スポに向けた特別支援学校スポーツ推進事業費	7,512	5,063	△ 2,449	児童生徒がスポーツに親しむ機会を増やし、全スポに向けた選手及び大会支援スタッフの発掘・育成を推進					
10 教育総務諸費	1,322	1,350	28						

主要事業の概要（特別支援教育課関係）

1 インクルーシブ教育システム構築事業 当初予算額 54,440 千円

- ・ 全ての学びの場で特別支援教育を充実させることで、障がいのある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、地域を支える人材を育成

(1) 発達障がいの可能性のある子どもへの支援事業
特別支援学校の教員などの専門性を活用し、小中学校等への相談・支援を強化

(2) 高等学校特別支援教育充実事業

- ① 県立高校において、自校通級4校、5圏域で拠点校6校の巡回による通級の指導に加え、ろう学校2校の巡回による難聴通級を実施し、全ての県立高校において通級による指導が可能になる体制を整備

【通級実施校】

自校通級	松江農林高校・宍道高校・三刀屋高校掛合分校・邇摩高校
拠点校	松江北高校・出雲高校・浜田高校・益田高校・隠岐高校・隠岐島前高校
難聴通級	松江ろう学校・浜田ろう学校

- ② 合理的配慮アドバイザーを県教育委員会に配置

(3) 切れ目ない支援体制整備事業
関係機関と連携し、個別の教育支援計画の作成などによる引継ぎ体制を充実

(4) 特別支援学校機能向上事業
安全で安心な医療的ケア実施に向けた学校看護師の配置等の体制を整備

(5) 特別支援学校と地域の連携強化事業
地域活動やスポーツ文化活動を通じて、教育活動を地域に広げる取組を実施

(6) LDのある子どもの多様な学び推進事業
市町村教育委員会と各学校を対象として、LD（学習障がい）のある児童生徒への指導・支援に関する研修や指導助言を実施

2 特別支援学校職業教育・就業支援事業 当初予算額 14,194 千円

- ・ 特別支援学校高等部において、生徒の希望や適性に応じた進路先の確保や就職後の定着、技能向上に向けた取組を推進

(1) 進路指導の充実
特別支援学校に非常勤講師を配置し、進路指導に必要な時間を確保することで、

在校生の職場体験受入先の開拓や卒業生のアフターケアなどを実施

(2) 技能の向上

合同学習や学習成果の発表を通して、生徒の意欲や職業スキルの向上を促進

3 特別支援学校の通学支援

当初予算額 76,199 千円

- ・ 通学を要因とした保護者の負担を軽減するため、必要な環境を整備

(1) スクールバスの運行

市町をまたぐ路線など長距離の路線も運行し、利便性を向上することにより、登校に係る保護者の負担を軽減

R 8 運行路線：11 校 19 便

(2) 朝の預かり機能の確保

学校の始業前に幼児児童生徒を学校等に預けることができる環境を整備することにより、保護者の負担を軽減

【実施校】4 校（松江養護学校、出雲養護学校、浜田養護学校、益田養護学校）

4 学校給食費負担軽減事業【新規】

当初予算額 3,840 千円

- ・ 学校給食費にかかる保護者の負担を軽減

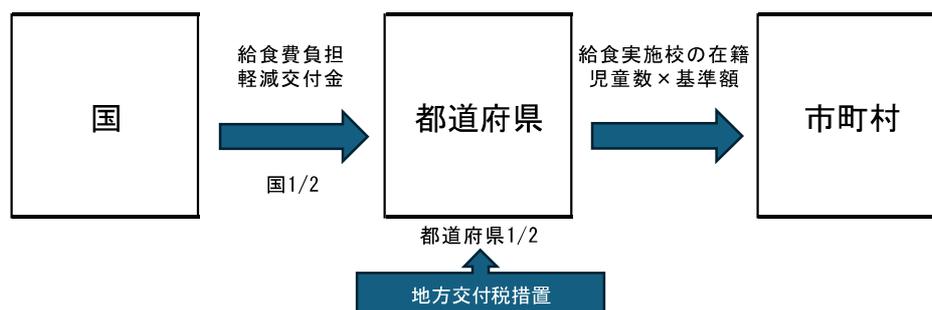
国の学校給食費の抜本的な負担軽減策を受け、特別支援学校小学部児童の保護者に対する学校給食費の負担を軽減

※ 特別支援教育就学奨励費負担金を優先し、同負担金による支援が国の基準額に満たない場合は基準額との差額を支援

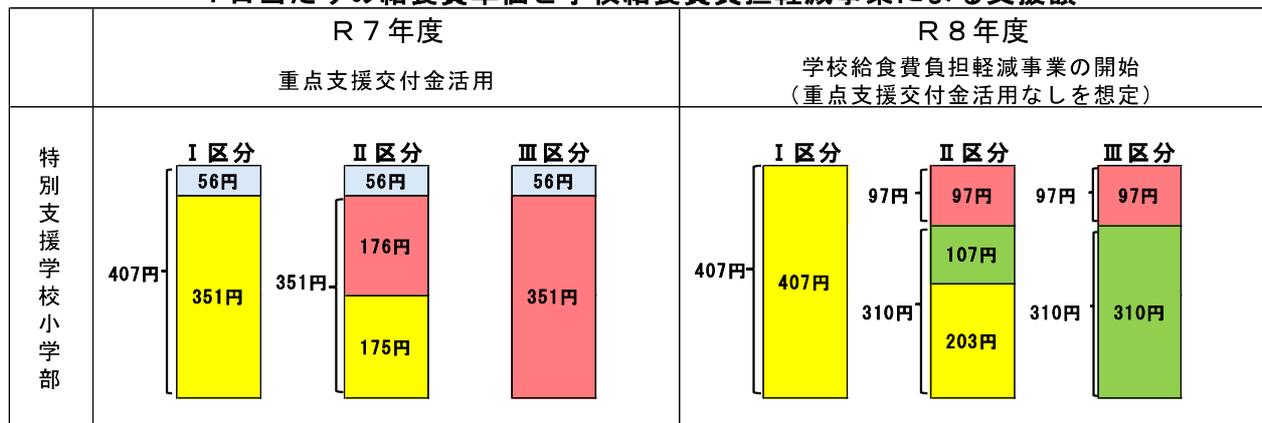
【参考】学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）

<主な内容>

- ・ 給食費負担軽減交付金（仮称）の創設
- ・ 対象 給食を実施する公立小学校及び特別支援学校小学部
- ・ 基準額 5,200円/人月（特別支援学校小学部は6,200円/人月）
※R5実態調査の平均額約4,700円に近年の物価動向を加味
※基準額を超える部分は、学校給食法に基づき、引き続き保護者から徴収することが可能



**【イメージ】特別支援学校小学部における
1日当たりの給食費単価と学校給食費負担軽減事業による支援額**



就学奨励費

※特別支援学校に通学する児童の保護者に対し所得に応じて給食費等を扶助する制度

- (I区分) 給食費全額支給
- (II区分) 給食費半額支給
- (III区分) 支給なし

重点支援交付金

※エネルギー価格や食料品価格の高騰により生じた生活者等の負担の軽減支援のための国の交付金制度。

R8年度は給食費負担軽減交付金事業と重複不可と想定して予算構築

保護者負担

学校給食費負担軽減事業

※学校給食費の抜本的な負担軽減策として国が創設する「給食費負担軽減交付金」事業

- ・国交付基準額
6,200円/人月(310円/人日)
- ・負担割合
国1/2、県1/2

(7) 保健体育課事業別一覧

(単位：千円)

事業名	令和7年度 当初	令和8年度 当初	比較	令和8年度の財源内訳及び概要					
				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
	612,574	2,235,696	1,623,122	929,357	0	0	0	0	1,306,339
1 子どもの体力向上支援事業費	951	986	35	■主要事業の概要 1					
2 学校体育指導力向上事業費	4,560	4,053	△ 507	■主要事業の概要 1					
3 体育・競技スポーツ大会支援事業費	4,803	29,132	24,329	■主要事業の概要 2					
4 食育推進事業費	3,910	4,300	390	■主要事業の概要 3					
5 子どもの健康づくり事業費	2,060	3,044	984	■主要事業の概要 4					
6 インターハイ実施競技支援事業費	274,416	0	△ 274,416						
7 部活動改革支援事業	109,912	194,225	84,313	■主要事業の概要 5					
8 学校給食費の抜本的な負担軽減事業	0	1,805,697	1,805,697	■主要事業の概要 6					
9 中学校給食費緊急支援事業費（米価高騰対策）	125,000	85,501	△ 39,499	■主要事業の概要 7					
10 健康教育推進事業費	3,234	4,845	1,611						
11 児童・生徒の健康管理実施事業費	78,583	98,768	20,185						
12 保健体育諸費	5,145	5,145	0						

主要事業の概要（保健体育課関係）

1 子どもの体力向上支援事業・学校体育指導力向上事業 当初予算額 5,039 千円

- ・ 学校・地域において、子どもの体力向上を目指した取組を推進

(1) 未就学児の体力向上推進事業

幼児期の運動に関する研修や専門指導者の派遣を行い、日常の保育等で、未就学児の成長に応じた効果的な運動遊びを実践できるよう指導者の資質向上を推進

- ① 幼・保・小の教職員等を対象とした運動・体力向上のための指導者研修
- ② 幼稚園・保育所等に専門指導者を派遣し、教員・保育士の指導力向上を推進

(2) 体力向上のための調査研究事業

児童生徒の体力調査の結果を分析して「しまねっ子！元気アップ・レポート」を作成し、学校・地域での体力向上を推進

(3) 令和の日本型学校体育構築支援事業

武道等の指導の充実を図るため、多様な武道種目に触れる保健体育の授業等を行う公立中学校⁷をモデル校に指定し、教員の指導力向上を図る実践研究を実施

2 体育・競技スポーツ大会支援事業 当初予算額 29,132 千円

- ・ 令和8年度全国中学校体育大会中国ブロック大会開催に係る経費の一部を補助

【実施団体】 島根県実行委員会（島根県中学校体育連盟に設置）

【本県開催競技】 バスケットボール（出雲市、松江市）

軟式野球（出雲市、松江市、安来市）

ソフトテニス（松江市）

3 食育推進事業 当初予算額 4,300 千円

- ・ 食育を通じて次代を担う子どもの望ましい食習慣の形成等を推進

(1) 食の学習ノート（食育教材）活用事業

食育用副教材「食の学習ノート」（小中高校版）を作成

⁷ ここでは特別支援学校中学部を含む。

(2) 高校生⁸を対象とした啓発の取組

朝食欠食など課題の多い高校生を対象に「みそ汁コンテスト」を実施

4 子どもの健康づくり事業

当初予算額 3,044 千円

- ・ 子どもたちの心身ともに健やかな成長を目指して、学校保健活動を推進

(1) 専門家・専門医による指導事業

スマートフォン等のメディア接触の長時間化による生活習慣の乱れなどの健康課題に対応するため、学校等へ専門家・専門医を派遣

(2) 健康相談事業

教職員が行う、こころや性などに関する健康相談に対し、医師が専門的な立場からアドバイスする電話相談を実施

(3) 早寝早起き朝ごはんフォーラムの開催

子どもたちの基本的な生活習慣の維持・向上・定着の重要性を伝えるとともに、地域一丸となった取組を促進するフォーラムを開催

5 部活動改革支援事業【拡充】

2月補正額 30,852 千円

当初予算額 194,225 千円

- ・ 将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、新たな地域人材の活用等により、部活動における教員の働き方改革等を推進

※令和8年度より、運動・文化部活動の推進に係る経費を、保健体育課予算として計上

(1) 部活動地域人材活用支援事業

(当初予算額 194,225 千円)

教員に代わって専門的な指導を行う部活動指導員等を県立学校⁹に配置するとともに、公立中学校に配置する市町村を支援

⁸ ここでは特別支援学校高等部（小学部・中学部の児童生徒は、オープン参加が可能）と市立高校を含み、私立高校は含まない。

⁹ ここでは特別支援学校中学部・高等部を含む。

①部活動指導員

高 校 [R 8 予定] 107 人 (R 7 : 100 人)
 中学校 [R 8 予定] 85 人 (R 7 : 65 人)

②地域連携指導員

高 校 [R 8 予定] 34 人 (R 7 : 25 人)
 中学校 [R 8 予定] 11 人 (R 7 : 14 人)

③地域指導者

高 校 [R 8 予定] 209 人 (R 7 : 210 人)
 中学校 [R 8 予定] 254 人 (R 7 : 264 人)

④合 計

高 校 [R 8 予定] 350 人 (R 7 : 335 人) R7 比 15 人増
 中学校 [R 8 予定] 350 人 (R 7 : 343 人) R7 比 7 人増
 計 [R 8 予定] 700 人 (R 7 : 678 人) R7 比 22 人増

	部活動指導員	地域連携指導員	地域指導者
主な役割	単独指導・単独引率	単独指導・複数人引率 (単独指導・単独引率可)	顧問教員と一緒に指導 (単独指導・単独引率不可)
配置要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の部活動関与時間の削減が見込まれる部活動に配置 ・責任を持って、原則単独での部活動指導や大会引率等ができる者 ・顧問の役割を担う者 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の部活動関与時間の削減が見込まれる部活動に配置 ・責任を持って、原則単独での部活動指導や大会引率等ができる者（基本は複数人引率） 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧問教員と協力して指導を行う部活動に配置 ・顧問教員と共に技術的指導に協力できる者
報酬・謝金等	1,600円/時間 通勤手当有	1,300円/時間 通勤手当有	1,050円/時間 一部交通費加算 (片道15km以上)
任用形態	会計年度任用職員		有償ボランティア
費用負担	<中> 国1/3 県1/3 市町村1/3 <高> 県10/10	<中> 県2/3 市町村1/3 <高> 県10/10	<中> 県2/3 市町村1/3 <高> 県10/10

- (2) 部活動の地域展開・地域クラブ活動推進事業 (2月補正予算額 30,852千円)
 各市町村の地域スポーツ・文化芸術活動の推進体制等の下で、地域クラブ活動の活動費等の支援、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の推進体制整備、経済的困窮世帯の生徒への支援等に関する補助事業を実施

6 学校給食費の抜本的な負担軽減事業【新規】 当初予算額 1,805,697 千円

- ・ 子育て支援の観点から、公立小学校の学校給食に係る食材費の負担軽減を実施

7 中学校給食費緊急支援事業（米価高騰対策） 当初予算額 85,501 千円
【エネルギー価格・物価高騰対策】

- ・ 急激な米価格の高騰に対し、公立中学校の学校給食について、給食の質を維持して提供できるよう、主食である米の価格上昇分を市町村へ支援

(8) 社会教育課事業別一覧

(単位：千円)

事業名	令和7年度 当初	令和8年度 当初	比較	令和8年度の財源内訳及び概要					
				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
	831,639	516,361	△ 315,278	30,511	7,136	0	0	5,298	473,416
1 社会教育士等養成・育成事業費	9,236	9,324	88	■主要事業の概要1					
2 みんなでチャレンジ!しまねを創る人づくり支援事業費	6,800	6,570	△ 230	■主要事業の概要2					
3 ふるさと教育推進事業費	24,024	23,426	△ 598	■主要事業の概要3					
4 部活動改革支援事業費	37,778	0	△ 37,778	(保健体育課で一括計上)					
5 結集!しまねの子育て協働プロジェクト事業費	61,760	61,918	158	学校・家庭・地域の連携協働した取組への支援(市町村補助金)、コーディネーター研修会等の開催					
6 社会教育総合推進事業費	950	2,689	1,739	優良少年団体表彰、社会教育委員の会の開催					
7 家庭教育の支援体制整備事業費	900	438	△ 462	PTA合同研修会の開催					
8 青少年文化活動推進事業費	9,671	9,919	248	児童生徒学芸顕彰、県高等学校文化連盟への支援					
9 子ども読書活動推進事業費	9,749	10,115	366	ビブリオバトルの開催、しまね子ども読書フェスティバル事業					
10 社会教育研修センター事業費	16,005	16,922	917	基礎講座、対象者別研修の開催					
11 図書館事業費	140,100	146,610	6,510	施設等維持管理					
12 少年自然の家事業費	110,483	86,872	△ 23,611	施設等維持管理					
13 青少年の家事業費	393,216	130,262	△ 262,954	施設等維持管理 ※R7で大規模改修工事が終了					
14 社会教育諸費	10,967	11,296	329						

主要事業の概要（社会教育課関係）

1 社会教育士等養成・育成事業 当初予算額 9,324 千円

- ・ 県内における人づくり・地域づくりを推進していく社会教育士の育成と社会教育主事資格取得者の計画的養成により、社会教育を振興する人的基盤を確保

(1) 高等教育機関と連携した社会教育士育成事業

島根大学講習の枠組に、引き続き島根県立大学の教員等による「地域づくり」系の講義を設け、「人づくり」、「地域づくり」の両面から社会教育士を育成

(2) 社会教育主事講習派遣事業

県外大学等で開催される社会教育主事となり得る資格を取得する講習へ教員を派遣し、社会教育主事を養成

(3) 社会教育主事(士)研修事業

- ・ 市町村の社会教育主事（士）等向けの研修会を開催
- ・ 県内で地域づくりを担う人づくりを進めている関係者が一堂に会し、学びをとおしたネットワーク化を図るための「しまねの人づくり大交流会」を開催

2 みんなでチャレンジ！しまねを創る人づくり支援事業 当初予算額 6,570 千円

- ・ 地域づくりを担う人づくりの基盤となる市町村等の社会教育機能強化を図るため、社会教育に関わる人材のスキルアップに取り組む市町村を支援
- ・ 派遣社会教育主事、社会教育研修センターや青少年社会教育施設の社会教育主事による伴走支援をあわせて実施

(1) 地域課題解決支援型

地域課題解決に主体的に立ち向かっていく人づくりの取組

[助成率] 活用1年目 1/2、活用2年目 1/3

[助成上限額] 20 万円/公民館等

(2) 体験活動支援型

子どもたちの体験活動の機会を確保し、体験格差を少なくするための取組

[助成率] 1/2

[助成上限額] 20 万円/公民館等

(3) 「ふるさと活動」支援型

子どもたちが主体となって行う「ふるさと活動」支援の取組

[助成率] 活用1年目 1/2、活用2～3年目 1/3

[助成上限額] 新規団体 50 万円、既存団体 30 万円

※ふるさと活動：子どもたちが地域の大人たちに支えられながら、地域の資源（ひと・もの・こと）を活かし、地域で自発的・主体的に行う活動

- (4) 周知・広報・研修参加費
活動事例の周知・広報の実施（研究集会、ウェブサイト）
伴走支援者の研修参加に係る費用

3 ふるさと教育推進事業 **当初予算額 23,426 千円**

- ・ 地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活かし、子どもたちのふるさとへの愛着や誇り、地域貢献意欲の醸成、各教科等の学びに有効に活用することで身につけた資質・能力をいかした実践力の育成に取り組む市町村を支援

(1) ふるさと教育を推進するための市町村交付金

- ・ 市町村の取組に係る支援
- ・ 中学校区の連絡会、研修等に係る支援
- ・ 小・中学校の取組に係る支援

(2) ふるさと教育の質の向上を図るための教員研修会、好事例の普及啓発等

- ・ ふるさと教育担当教員等向けの研修
- ・ ホームページの充実等

4 少年自然の家事業 **2月補正額 50,171 千円**
当初予算額 86,872 千円

- ・ 野外を中心とした多面的な研修プログラムを提供するとともに、計画的に施設の改修を実施

(1) 少年自然の家の運営・維持管理 (当初予算額 86,872 千円)

- ・ 研修支援の充実、主催事業の開催
- ・ 施設の維持管理
- ・ 施設運営に係る人件費、内部管理事務費等

(2) 館内照明のLED化工事 (2月補正予算額 50,171 千円)

- ・ 一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入は 2027 年末に禁止されるため、館内照明のLED化工事を実施

(9) 人権同和教育課事業別一覧

(単位：千円)

事業名	令和7年度 当初	令和8年度 当初	比較	令和8年度の財源内訳及び概要					
				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
	88,148	88,468	320	15,811	0	0	0	1,364	71,293
1 進路保障推進事業費	69,202	70,464	1,262	■主要事業の概要 1					
2 人権教育推進事業費	2,846	2,846	0	■主要事業の概要 2					
3 人権教育行政推進事業費	3,762	3,962	200	教育事務所、市町村との人権教育推進に係る連絡調整					
4 人権教育研究事業費	2,469	2,119	△ 350	各学校における人権教育の研究を助成					
5 高等学校奨学事業費	2,827	1,857	△ 970	高等学校奨学資金の償還に伴う経費					
6 社会教育諸費	3,593	3,593	0						
7 教育総務諸費	3,449	3,627	178						

主要事業の概要（人権同和教育課関係）

1 進路保障推進事業

当初予算額 70,464 千円

- ・ 支援を必要とする子どもの実態が複雑化・多様化し、子どもや家庭の実情に即した支援の充実を図る必要がある。スクールソーシャルワーカーの活用等、教育と福祉の連携を推進し、教職員の福祉に関する理解と連携における実践力の向上を図る。

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業（当初予算額 46,451 千円）

① 県立学校

巡回訪問と要請派遣訪問により、課題の未然防止と早期派遣、円滑な事案対応を実施

② 市町村委託（中核市を除く）

各市町村の状況に応じて定期巡回や要請訪問を実施

③ 連絡調整業務

中学校卒業者や高校中途退学者等でひきこもり等が懸念される者に対する関係機関との連絡調整を実施¹⁰

(2) 学習支援事業（子どもの居場所創出等支援事業）（当初予算額 1,000 千円）

子どものセーフティーネット充実の一環として、地域における子どもの居場所の選択肢を増やし、教育と福祉の連携のもとで学習支援を実施

[助成率] 1/2

[助成上限額] 50 万円/市町村

(3) 学校・福祉連携モデル事業（当初予算額 1,500 千円）

県立学校研修事業

【研修内容】モデル事業の成果を全ての県立学校に展開するための研修を実施

(4) 人権教育推進員の配置

学校等の人権教育の取組を支援することを中心に、地域の実態に即した人権教育の一層の充実に資するため、松江・出雲・浜田・益田の教育事務所に設置

2 人権教育推進事業

当初予算額 2,846 千円

- ・ 子どもたち一人ひとりの権利を保障し、子どもの最善の利益につなげるために、教職員の人権課題に対する理解をさらに促進し、実践力の向上を図るため教育センター主催の研修・出前講座を実施

¹⁰ ここでは中学校及び高校に特別支援学校を含み、私立学校を含む。

(10) 文化財課事業別一覧 (事業の所管は以下のとおり、番号は事業名に対応)

・内室等以外1~10 ・世界遺産室11 ・古代文化センター12~13

(単位:千円)

事業名	令和7年度 当初	令和8年度 当初	比較	令和8年度の財源内訳及び概要					
				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
	1,382,697	1,383,854	1,157	503,493	39,581	0	68,000	1,108	771,672
1 古代出雲歴史博物館管理運営事業費	690,700	495,388	△ 195,312	■主要事業の概要 1					
2 古代文化の郷“出雲”整備事業費	25,621	94,338	68,717	風土記の丘地内の史跡等の発掘調査及び整備					
3 歴史遺産保存整備事業費	176,447	110,403	△ 66,044	国・県指定文化財の保存修理等					
4 指定文化財等保護事務費	5,303	5,477	174						
5 いにしへのしまね学習事業費	3,057	3,274	217						
6 埋蔵文化財調査センター事業費	192,019	315,603	123,584	国からの河川改修事業に伴う埋蔵文化財発掘調査					
7 風土記の丘事業費	74,486	81,054	6,568						
8 古墳の丘古曾志公園管理運営事業費	8,431	9,461	1,030						
9 法令等に基づく開発事業との調整経費	3,493	3,693	200						
10 社会教育諸費	18,593	19,151	558						
11 未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業費	96,397	146,570	50,173	■主要事業の概要 2					
12 島根の歴史文化活用推進事業費	33,027	38,912	5,885	■主要事業の概要 3					
13 古代文化研究事業費	55,123	60,530	5,407	島根の特色ある歴史・文化に係る調査研究及び情報発信					

主要事業の概要（文化財課関係）

1 古代出雲歴史博物館管理運営事業 当初予算額 495,388 千円

- 施設を休館し、天井の耐震化及び魅力アップのための施設改修等を実施
(休館期間：令和7年4月1日～令和8年9月30日（予定）)

(1) 特定天井等の耐震改修

- ・ エントランスホール、中央ロビー、神話シアター

(2) 魅力アップ事業

- ・ 神話シアター及び展示室改修
- ・ リニューアルに係る情報発信

(3) 古代出雲歴史博物館の運営・維持管理

- ・ 施設の指定管理
- ・ 出前講座、体験工房等での体験受入 等

2 未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業 当初予算額 146,570 千円

- 世界遺産石見銀山を適切に管理し、未来へ継承していくため、「調査研究」、「保存整備」及び「情報発信」を柱とした事業を推進

(1) 石見銀山発見 500 年記念事業（当初予算額：48,829 千円）【拡充】

石見銀山発見 500 年・世界遺産登録 20 周年を迎える令和 9 年に向けて、石見銀山の魅力化・持続化につながる取組を段階的に実施

※ 別途、石見銀山等を活用した島根の魅力発信の事業を商工労働部で実施

① 受地整備

石見銀山世界遺産センターの展示更新及び史跡の重点整備の支援、案内板の整備等

② 情報発信

東京での記念展の開催（会期：令和 8 年 9 月 19 日～12 月 6 日、会場：古代オリエント博物館）、令和 9 年度開催予定の記念展等の企画調整

(2) 世界遺産総合調査研究事業

① 基礎調査研究事業

石見銀山の価値や魅力を高めるための調査研究の実施

② テーマ別調査研究事業

石見銀山の実態の解明に向けて「石見銀山発見 500 年の歴史」等のテーマを設定して調査研究を実施

(3) 世界遺産保存整備事業

① 保存修理事業への支援

重要伝統的建造物群保存地区の建造物修理、落石対策等

② 石見銀山世界遺産センターの管理運営及び施設改修等への支援

(4) 世界遺産総合情報発信事業

① 石見銀山の価値や魅力を伝えるための講座、PR イベントの開催

② 児童等を対象とした出前授業の開催

③ パンフレット、動画による情報発信

3 島根の歴史文化活用推進事業

当初予算額 38,912 千円

- ・ 島根の豊かな歴史・文化の研究成果を活用して、県内外にその魅力を発信し、県民の郷土への関心を高め、文化財の保存継承の気運を醸成するとともに、県外での認知度向上や、交流人口の増加等を促進

(1) 歴史文化の体感・発信事業

① 歴史文化をテーマとした県民向け連続講座の開催及びオンライン配信

② 『出雲国風土記』の魅力を県内外に発信

③ オンラインによるシンポジウムの開催

(2) 古代歴史文化共同調査研究

他県と連携した日本の古代歴史文化に関する共同研究及び情報発信

(3) 島根の魅力あふれる歴史文化遺産情報発信事業（日本遺産関連）

県内の日本遺産の認知度向上・周遊促進に資する取組やパンフレットの改訂

(4) 古代歴史文化を活用した情報発信事業

首都圏の歴史文化ファン向けに、萩・石見空港を利用した県内歴史スポットをめぐるツアーの実施

(11) 福利課事業別一覧

(単位：千円)

事業名	令和7年度 当初	令和8年度 当初	比較	令和8年度の財源内訳及び概要					
				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
	245,177	260,168	14,991	0	0	0	0	45,561	214,607
1 教職員の労働安全・衛生推進事業費	3,341	3,487	146	衛生管理体制の推進					
2 教職員の健康調査・分析事業費	68	138	70	私傷病休職者等に係る復職審査会の設置					
3 教職員の健康診断事業費	59,491	58,896	△ 595	教職員の健康診断					
4 教職員のメンタルヘルス対策事業費	10,166	10,174	8	研修会や相談事業を通じた心とからだの健康づくり					
5 教職員福利厚生事業費	1,600	1,668	68	教職員福利厚生制度の広報					
6 公立学校共済組合への支援事業費	103,980	122,425	18,445	公立学校共済組合の事務に要する費用負担					
7 教職員住宅維持管理事業費	63,293	60,044	△ 3,249	教職員住宅の維持管理					
8 教育総務諸費	3,238	3,336	98						

【別紙】教職員の働き方改革関連事業一覧
（「令和8年度当初予算等施策集・資料5」から抜粋）

(単位：千円)

No.	区分	事業名	予算額	概要	部局名
272	拡充	教職員の働き方改革の推進（県立学校）	2,307,356	<p>教職員が子どもに向き合える時間を確保し、教育の質の向上等を図るため、地域の幅広い人材を活用しつつ、県立学校における働き方改革を推進（No.121、124、126、128、175、187、252、267、268、269一部再掲）</p> <p>1 サポート人材の配置 学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育む体制を強化するため、教員が行う事務作業等をサポートする人材を配置</p> <p>①県立学校へのアシスタントの配置 県立高等学校等の教員が行う事務作業等を代わって行う会計年度任用職員を配置 【拡充】 [負担割合] 高等学校 県 10/10 特別支援学校 国 1/3・県 2/3</p> <p>②県立学校への教頭マネジメント支援員の配置 県立高等学校等の教頭の業務支援を行う会計年度任用職員を配置 [負担割合] 国 1/3・県 2/3</p> <p>2 部活動地域人材活用支援事業 【拡充】 教員に代わって専門的な指導を行う部活動指導員等の配置を拡充 [負担割合] ・部活動指導員（原則単独指導・単独引率） 県 10/10 ・地域連携指導員（単独指導・単独引率可） 県 10/10 ・地域指導者（単独指導・引率不可） 県 10/10</p> <p>3 スクールロイヤー等の配置 困難事案等に対する学校からの相談に法的観点から助言などを行う「スクールロイヤー（弁護士）」等を配置</p> <p>4 スクールカウンセラーの配置 教育相談体制・機能の強化・充実を図るため、スクールカウンセラーを配置（配置先：県立高校、特別支援学校）</p> <p>5 スクールソーシャルワーカー活用事業</p>	教育委員会 [学校企画課] [学校教育課] [教育連携推進課] [保健体育課] [人権同和教育課]

				<p>学校と社会福祉の関係機関をつなぐ スクールソーシャルワーカーの活用</p> <p>6 日本語指導が必要な児童生徒等への支援体制の整備</p> <p>①宍道高校における日本語指導体制の強化</p> <p>②宍道高校以外の県立学校の支援体制を整備</p> <p>7 寄宿舎における外部舎監配置 寄宿舎における舎監業務を教員から外部舎監に置き換え</p> <p>8 外国語指導助手の外部委託【新規】 教員が行っている勤務調整や任用に係る手続き等の業務を段階的に外部委託へ移行</p> <p>9 教員サポーターの配置 教員からの相談体制を強化するため、業務等の相談に応じる「教員サポーター」を配置</p> <p>10 長時間勤務者代替非常勤講師の配置【新規】 部活動指導を担う教員について、時差出勤を活用し、時間外在校等時間を抑制する際、当該教員の時差出勤に係る授業等を代替する非常勤講師を配置</p> <p>11 次世代校務DX環境の整備【新規】 インターネット上にある学習系システムとのデータ連携等により、教員の業務の効率化が可能となるクラウド型校務支援システムを導入 [負担割合] 県 10/10</p> <p>12 高等学校入学者選拔出願システムの活用 公立高等学校入学者選抜の出願に係る教職員への事務的負担を軽減するために、出願等の事務を一元管理するシステムを活用</p> <p>13 デジタル採点システムの活用 定期試験・高校入試等の採点に係る教員の業務負担を軽減するため、効率的な採点等が可能となるデジタル採点システムを活用</p> <p>14 働き方改革校内推進者研修事業 専門家による講義・ワークショップ等を活用し、学校における働き方改革の「きっかけ」を創出し、自走した取組になるよう伴走支援を実施</p>	
--	--	--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(単位：千円)

No.	区分	事業名	予算額	概要	部局名
273	拡充	教職員の働き方改革への支援（市町村立学校）	578,026 [うち補正] 30,852	<p>教職員が子どもに向き合える時間を確保し、教育の質の向上等を図るため、地域の幅広い人材を活用しつつ、公立小中学校等における教職員の働き方改革を推進する市町村を支援（No.124、126、128、175、187、267、268、269 一部再掲）</p> <p>1 全ての公立小中学校等へのスクール・サポート・スタッフの配置 公立小中学校等の教員が行う事務作業等を代わって行うサポートスタッフを配置する市町村を支援 [負担割合] 国 1/3・県 2/3</p> <p>2 公立小中学校等への教頭マネジメント支援員の配置 【拡充】 公立小中学校等の教頭の業務支援員を配置する市町村を支援 [負担割合] 国 1/3・県 2/3</p> <p>3 部活動地域人材活用支援事業【拡充】 教員に代わって専門的な指導を行う部活動指導員等の配置を拡充 [負担割合] ・部活動指導員（原則単独指導・単独引率） 国 1/3・県 1/3・市町村 1/3 ・地域連携指導員（単独指導・単独引率可） 県 2/3・市町村 1/3 ・地域指導者（単独指導・引率不可） 県 2/3・市町村 1/3</p> <p>4 スクールカウンセラーの配置 教育相談体制・機能の強化・充実を図るため、スクールカウンセラーを配置（配置先：公立小・中・義務教育学校）</p> <p>5 スクールソーシャルワーカー活用事業 学校と社会福祉の関係機関をつなぐスクールソーシャルワーカーの活用</p> <p>6 帰国・外国人児童生徒に対し支援体制を整備する市町村を支援 日本語指導が必要な小中学校に教員を配置 [R 8 予定] ・小学校 14 人 ・中学校 8 人</p>	<p>教育委員会 [学校企画課] [学校教育課] [保健体育課] [人権同和教育課]</p>

				<p>7 部活動の地域展開・地域クラブ活動 推進事業</p> <p>公立中学校部活動の地域移行（地域展開）に向けて、関係者との連絡調整・指導補助等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の確保への支援等に関する補助事業を実施</p> <p>[負担割合]</p> <p>国 1/3・県 1/3・市町村 1/3</p>	
--	--	--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

令和7年度島根県一般会計補正予算（第12号） [関係分]
 （令和8年2月補正予算3月4日上程分）
 （教育委員会）

1 補正予算の概要

（単位：千円）

課名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
総務課	72,016,866	58,574,373	△ 1,763,554	△ 2,028,695	70,253,312	56,545,678
給与費	71,802,378	58,359,885	△ 1,747,173	△ 2,012,314	70,055,205	56,347,571
給与費以外	214,488	214,488	△ 16,381	△ 16,381	198,107	198,107
教育施設課	1,831,735	1,399,777	△ 140,348	△ 8,897	1,691,387	1,390,880
学校企画課	7,497,060	5,034,869	△ 165,007	△ 372,196	7,332,053	4,662,673
学校教育課	1,179,662	852,137	△ 41,713	△ 35,267	1,137,949	816,870
教育連携推進課	2,903,957	742,835	△ 172,925	△ 50,136	2,731,032	692,699
特別支援教育課	1,600,322	1,331,429	△ 122,430	△ 81,473	1,477,892	1,249,956
保健体育課	702,253	661,190	△ 63,792	△ 61,870	638,461	599,320
社会教育課	898,126	563,624	△ 158,721	48,773	739,405	612,397
人権同和教育課	89,634	72,623	△ 3,920	△ 2,279	85,714	70,344
文化財課	1,394,293	992,221	△ 157,917	△ 57,336	1,236,376	934,885
福利課	245,601	197,042	10,378	7,894	255,979	204,936
合計	90,359,509	70,422,120	△ 2,779,949	△ 2,641,482	87,579,560	67,780,638

※給与費は全額総務課で計上

2 債務負担行為

[変更分]

(単位：千円)

No.	事項	期間	限度額			説明	課名
			変更前	変更後	増減		
1	古墳の丘古曾志公園管理運営事業費	令和8年度～令和12年度	45,115	46,455	1,340	公募後の人件費や物価の上昇を踏まえ、教育委員会所管の2施設の指定管理料を増額	文化財課
2	古代出雲歴史博物館管理運営事業費	令和8年度～令和12年度	1,862,764	1,926,509	63,745		

3 繰越明許費

[追加分]

(単位：千円)

No.	事業名	金額	課名
1	学校管理総務費	7,659	教育連携推進課
2	歴史遺産保存整備事業費	3,937	文化財課

4 主な補正内容

課名	補正額（千円）	主な内容
総務課	△ 1,763,554	・退職手当の退職者数見込みによる減（△1,485百万円） ・職員給与費の現員現給による減（△262百万円）
教育施設課	△ 140,348	・ふるさと島根寄附金を活用した宍道高校体育館の空調設備購入による増（+10百万） ・浜田養護学校新校舎建築工事に係る設計費、敷地造成工事費、体育館照明LED化工事費等の実績による減（△131百万円）
学校企画課	△ 165,007	・エネルギー価格・物価高騰による光熱費等の増（+18百万円） ・教頭マネジメント支援員、寄宿舎外部舎監等の配置実績見込みによる減（△85百万円） ・非常勤講師（少人数学級編制代替）の配置実績見込みによる減（△54百万円） ・奨学のための給付金及び就学支援金実績見込みによる減（△29百万円）
学校教育課	△ 41,713	・学びの基盤に関する調査の実績見込みによる減（△28百万円） ・国庫補助事業（SSHコーディネーター、高校生等留学促進事業）の不採択による減（△11百万円）
教育連携推進課	△ 172,925	・市町村に対する一人一台端末更新に係る補助金の実績見込みによる減（△92百万円） ・教育魅力化人づくり推進事業交付金等の実績見込みによる減（△47百万円）
特別支援教育課	△ 122,430	・特別支援教育就学奨励費の実績見込みによる減（△61百万） ・人件費（非常勤看護師、非常勤講師等）の実績見込みによる減（△59百万）
保健体育課	△ 63,792	・インターハイ実施競技支援事業の島根県実施競技開催経費の実績減（△57百万円）
社会教育課	△ 158,721	・青少年の家大規模改修工事の実績見込みによる減（△119百万円） ・部活動改革支援事業の部活動指導員等の文化部への配置実績見込みによる減（△17百万円）
人権同和教育課	△ 3,920	・国費事業未実施（応募なし）による減（△2百万円） ・市町村補助金等の実績見込による減（△1百万円）
文化財課	△ 157,917	・埋蔵文化財発掘調査受託業務の実績見込みによる減（△89百万円） ・石見銀山遺跡整備事業等の実績見込みによる減（△12百万円） ・国指定文化財修理費等助成の実績見込みによる減（△17百万円）
福利課	10,378	・地方公務員等共済組合法に定める負担金の単価見直しによる増（+18百万円） ・健康診断委託費の実績見込みによる減（△8百万円）

5 課別事業別一覧

(単位：千円)

課名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳及び概要					
				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
総務課	72,016,866	△ 1,763,554	70,253,312	260,811	△ 12,811	0	0	17,141	△ 2,028,695
1 一般職給与 [給与費]	66,782,355	△ 261,975	66,520,380	給料、期末勤勉手当等の実績見込みによる減					
2 職員退職手当 [給与費]	4,993,190	△ 1,485,227	3,507,963	退職手当の退職者数見込みによる減					
3 特別職給与・委員報酬 [給与費]	26,833	29	26,862	給料、職員手当等実績見込みによる増					
4 教育委員会開催事務費	2,307	△ 95	2,212	費用弁償の実績見込みによる減					
5 島根県総合教育審議会開催事務費	688	△ 333	355	総合教育審議会開催の実績による減					
6 しまね教育の日推進事務費	1,580	△ 1	1,579	各種イベント・表彰の実績見込みによる減					
7 教職員総務費	21,178	0	21,178						
8 教育事務所管理運営費	36,279	△ 2,646	33,633	会計年度任用職員経費の実績見込みによる減					
9 教育庁管理運営費	101,128	△ 14,000	87,128	会計年度任用職員経費の実績見込みによる減					
10 教育委員会人事管理費	33,573	694	34,267	会計年度任用職員経費の実績見込みによる増					
11 国庫支出金返還金	0	0	0						
12 教育総務諸費	17,755	0	17,755						
教育施設課	1,831,735	△ 140,348	1,691,387	△ 1,761	△ 90	0	△ 133,600	4,000	△ 8,897
1 高等学校校舎等整備事業費	113,001	△ 2,000	111,001	江津工業・江津高等学校共同寄宿舎改修に係る設計費の実績による減					
2 特別支援学校校舎等整備事業費	502,388	△ 133,557	368,831	浜田養護学校新校舎建築工事に係る設計費、敷地造成工事費、体育館照明LED化工事費等の実績による減					
3 教育財産維持管理費	835,120	3,690	838,810	・ふるさと島根寄附金を活用した宍道高校体育館の空調設備購入による増 ・県立学校照明LED化リース契約期間の変更による減					
4 産業教育設備整備事業費	262,554	△ 1	262,553						
5 学校施設バリアフリー化事業費	90,000	△ 6,000	84,000	遼摩高校体育館バリアフリー化改修工事費の実績見込みによる減					
6 理科教育設備整備事業費	12,246	△ 1,164	11,082	理科教育設備購入費の実績見込みによる減					
7 普通高校等情報教育機器整備事業費	7,870	0	7,870						
8 学校施設等整備事業費	5,173	△ 1,314	3,859	市町村指導事務費の実績見込みによる減					
9 高等学校諸費	2,737	△ 1	2,736						
10 特別支援学校諸費	646	△ 1	645						

課名	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳及び概要					
					国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
学校企画課		7,497,060	△ 165,007	7,332,053	179,210	△ 2,625	1,660	0	28,944	△ 372,196
	1 学びの場を支える非常勤講師配置事業費	677,613	△ 53,595	624,018	非常勤講師の配置実績見込みによる減					
	2 地域人材を活用した指導力等向上事業費	1,179,476	△ 84,778	1,094,698	サポート人材、寄宿舎外部舎監の配置実績見込みによる減					
	3 県立学校再編成事業費	15,972	16	15,988						
	4 高等学校等就学支援事業費	1,700,149	△ 29,130	1,671,019	奨学のための給付金及び就学支援金実績見込みによる減					
	5 島根県高等学校等奨学事業費	40,585	0	40,585						
	6 高等学校修学奨励費	8,713	△ 1,338	7,375	貸与者数実績見込みによる減					
	7 教職員総務費	1,720,155	△ 900	1,719,255						
	8 教職員人事管理事務費	4,428	△ 266	4,162						
	9 教職員の資質確保事務事業費	5,523	0	5,523						
	10 専門的知識習得事業費	4,917	△ 1,030	3,887	研修経費の実績見込みによる減					
	11 教職員採用試験事務事業費	52,766	△ 599	52,167						
	12 実習船管理運営費	351,831	△ 2,952	348,879	神海丸運営費等の実績見込みによる減					
	13 学校管理運営費	1,665,000	18,317	1,683,317	エネルギー価格・物価高騰による光熱費等の増					
	14 学校管理総務費	56,940	△ 8,752	48,188	会計年度任用職員の実績見込みによる減					
	15 教育総務諸費	7,211	0	7,211						
	16 教育環境整備検討事業費	500	0	500						
	17 普通科改革支援事業費	4,700	0	4,700						
	18 被災児童生徒就学支援事業費	581	0	581						
学校教育課		1,179,662	△ 41,713	1,137,949	△ 12,100	71	0	0	5,583	△ 35,267
	1 未来の創り手育成事業費	304,768	△ 5,739	299,029						
	2 教育魅力化人づくり推進事業費	25,849	△ 1,273	24,576						
	3 高等学校教育振興事業	60,000	0	60,000						
	4 悩みの相談事業費	225,982	△ 3,552	222,430						
	5 生徒指導体制充実強化事業費	17,905	△ 2,507	15,398	調査研究事業費の実績見込みによる減					
	6 「こころ・発達」教育相談事業費	9,554	△ 737	8,817						
	7 不登校対策推進事業費	26,240	△ 2,182	24,058						
	8 学校安全確保推進事業費	124,314	27,443	151,757	災害共済給付金の実績見込みによる増					
	9 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業費	70,516	△ 490	70,026						
	10 学力育成推進事業費	167,873	△ 44,714	123,159	学びの基盤に関する調査の実績見込みによる減					
	11 幼児教育総合推進事業費	24,190	△ 6,482	17,708	幼小連携・接続推進実践研究事業の実績見込みによる減					
	12 新規採用教員資質向上事業費	2,068	△ 818	1,250	研修対象施設が想定を下回ったことによる実績の減					
	13 教育センター管理運営費	57,764	5,426	63,190	空調設備の増設に伴う増					
	14 教育センター調査研究事業費	2,569	△ 1,362	1,207						
	15 教職員研修事業費	15,485	△ 4,291	11,194	オンライン研修への変更等に伴う実績の減					
	16 学校管理総務費	28,794	△ 434	28,360						
	17 教育総務諸費	15,791	△ 1	15,790						

課名	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳及び概要					
					国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
教育連携推進課		2,903,957	△ 172,925	2,731,032	△ 18,131	0	300	△ 100	△ 104,858	△ 50,136
	1 一人一台端末更新事業費	1,942,765	△ 105,521	1,837,244	市町村に対する一人一台端末更新に係る補助金の実績見込みによる減					
	2 未来の創り手育成事業費	566,676	△ 11,342	555,334	県立高校における生徒一人一台端末購入に係る補助金の実績による減					
	3 教育魅力化人づくり推進事業費	256,582	△ 47,000	209,582	<ul style="list-style-type: none"> ・教育魅力化人づくり推進事業交付金の実績見込みによる減（コンソーシアムマネージャー配置数の実績見込み減） ・高校生の地域留学推進のための高校魅力化支援事業（高2留学）の実績見込みによる減 ・高大連携推進員の配置実績見込みによる減（理系学部担当推進員の採用不調） 					
	4 地域人材を活用した指導力等向上事業費	4,235	0	4,235						
	5 学校管理総務費 ※款10.項01.目04	35,203	0	35,203						
	6 学校管理総務費 ※款10.項04.目01	84,995	△ 7,761	77,234	校務支援システム運用管理経費の実績による減					
	7 学校管理運営費	7,700	△ 1,300	6,400	校務支援システム（定時制・通信制課程）運用管理経費の実績による減					
	8 教育総務諸費	5,801	△ 1	5,800						
特別支援教育課		1,600,322	△ 122,430	1,477,892	△ 43,299	0	0	0	2,342	△ 81,473
	1 インクルーシブ教育システム構築事業費	47,101	△ 6,975	40,126	人件費（非常勤看護師）の実績見込みによる減					
	2 特別支援教育就学奨励事業費	435,880	△ 61,008	374,872	特別支援教育就学奨励費の実績見込みによる減					
	3 特別支援学校職業教育・就業支援事業費	14,349	△ 30	14,319						
	4 特別支援学校ICT環境整備事業費	81,973	△ 1,617	80,356	教員用端末等整備費用の実績による減					
	5 学校管理運営費	853,062	△ 33,262	819,800	人件費（ワークセンター職員等）の実績見込みによる減					
	6 教職員総務費	112,434	△ 17,284	95,150	人件費（非常勤講師）及び赴任旅費の実績見込みによる減					
	7 特別支援学校図書館教育推進事業費	17,706	△ 1,118	16,588	人件費（学校司書）の実績見込みによる減					
	8 学校給食等緊急対策事業費	19,665	△ 1,000	18,665	物価高騰にかかる給食費の実績見込みによる減					
	9 全スポに向けた特別支援学校スポーツ推進事業費	16,830	△ 136	16,694						
	10 教育総務諸費	1,322	0	1,322						
保健体育課		702,253	△ 63,792	638,461	△ 1,922	0	0	0	0	△ 61,870
	1 学校体育指導力向上事業費	4,560	△ 1,010	3,550	令和の日本型学校体育構築支援事業の実績見込みによる減					
	2 子どもの体力向上支援事業費	951	△ 400	551						
	3 体育・競技スポーツ大会支援事業費	4,803	103	4,906						
	4 食育推進事業費	3,910	△ 239	3,671						
	5 健康教育推進事業費	3,234	△ 908	2,326						
	6 児童・生徒の健康管理実施事業費	78,785	△ 3,471	75,314	各種健康診断の実績見込みによる減					
	7 子どもの健康づくり事業費	2,060	△ 278	1,782						
	8 インターハイ実施競技支援事業費	274,416	△ 56,835	217,581	島根県実施競技開催経費の実績による減					
	9 小・中学校給食費緊急支援事業（米価高騰対策）	183,625	△ 1	183,624						
	10 部活動改革支援事業費	140,764	△ 752	140,012						
	11 保健体育諸費	5,145	△ 1	5,144						

(単位：千円)

課名	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳及び概要					
					国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
社会教育課		898,126	△ 158,721	739,405	△ 4,146	△ 689	650	△ 203,000	△ 309	48,773
	1 社会教育士等養成・育成事業費	9,236	△ 2,795	6,441	社会教育主事派遣講習の実績見込みによる減					
	2 みんなでチャレンジ!しまねを創る人づくり支援事業費	6,800	△ 5,728	1,072	市町村補助金の実績見込みによる減					
	3 ふるさと教育推進事業費	24,024	△ 643	23,381						
	4 部活動改革支援事業費	37,778	△ 16,646	21,132	部活動指導員等の実績見込みによる減					
	5 結集!しまねの子育て協働プロジェクト事業費	61,760	△ 7,196	54,564	市町村補助金の実績見込みによる減					
	6 社会教育総合推進事業費	950	△ 54	896						
	7 家庭教育の支援体制整備事業費	900	△ 5	895						
	8 青少年文化活動推進事業費	9,873	△ 1	9,872						
	9 子ども読書活動推進事業費	10,154	△ 84	10,070						
	10 社会教育研修センター事業費	16,453	△ 319	16,134						
	11 図書館事業費	143,548	△ 789	142,759						
	12 少年自然の家事業費	161,603	△ 3,886	157,717	少年自然の家体育館照明LED化工事の実績見込みによる減					
	13 青少年の家事業費	394,804	△ 120,575	274,229	青少年の家大規模改修工事の実績見込みによる減					
	14 子どもの主体的な活動のための環境整備促進事業費	9,276	0	9,276						
	15 社会教育諸費	10,967	0	10,967						
人権同和教育課		89,634	△ 3,920	85,714	△ 1,552	0	0	0	△ 89	△ 2,279
	1 人権教育行政推進事業費	3,964	0	3,964						
	2 人権教育推進事業費	2,846	0	2,846						
	3 人権教育研究事業費	2,469	△ 1,552	917	国費事業未実施(応募なし)による減					
	4 進路保障推進事業費	70,361	△ 1,503	68,858	市町村補助金等の実績見込による減					
	5 高等学校奨学事業費	2,952	△ 865	2,087	会計年度任用職員経費の実績見込による減					
	6 社会教育諸費	3,593	0	3,593						
	7 教育総務諸費	3,449	0	3,449						
文化財課		1,394,293	△ 157,917	1,236,376	△ 92,092	△ 33	850	△ 9,400	94	△ 57,336
	1 島根の歴史文化活用推進事業費	33,273	△ 4,853	28,420	「島根の歴史文化」県外PR事業等の実績見込みによる減					
	2 未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業費	96,625	△ 11,796	84,829	石見銀山遺跡整備事業等の実績見込みによる減					
	3 古代文化の郷“出雲”整備事業費	26,075	△ 5,470	20,605	風土記の丘地内発掘調査事業の実績見込みによる減					
	4 歴史遺産保存整備事業費	176,447	△ 16,501	159,946	国指定文化財修理費等助成の実績見込みによる減					
	5 指定文化財等保護事務費	5,505	△ 187	5,318						
	6 いにしへのしまね学習事業費	3,069	△ 346	2,723						
	7 埋蔵文化財調査センター事業費	194,796	△ 89,076	105,720	埋蔵文化財発掘調査受託事業の実績見込みによる減					
	8 風土記の丘事業費	75,643	199	75,842	指定管理料の実績見込みによる増					
	9 古墳の丘古曾志公園管理運営事業費	8,431	465	8,896	指定管理料の実績見込みによる増					
	10 法令等に基づく開発事業との調整経費	3,695	△ 423	3,272						
	11 古代出雲歴史博物館管理運営事業費	696,061	△ 24,986	671,075	指定管理料の精算等による減					
	12 古代文化研究事業費	56,080	△ 4,942	51,138	考古基礎資料調査事業等の実績見込みによる減					
	13 社会教育諸費	18,593	△ 1	18,592						

(単位：千円)

課名 事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳及び概要					
				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
福利課	245,601	10,378	255,979	0	0	0	0	2,484	7,894
1 教職員の労働安全・衛生推進事業費	3,341	△ 588	2,753						
2 教職員の健康診断事業費	59,713	△ 8,896	50,817					健康診断委託費の実績見込みによる減	
3 教職員の健康調査・分析事業費	68	0	68						
4 教職員のメンタルヘルス対策事業費	10,166	△ 1,330	8,836					臨床心理士による相談の実績見込みによる減	
5 教職員福利厚生事業費	1,600	0	1,600						
6 公立学校共済組合への支援事業費	103,980	18,709	122,689					地方公務員等共済組合法に定める負担金の単価見直しによる増	
7 教職員住宅維持管理事業費	63,495	2,484	65,979					住宅修繕費の実績見込みによる増	
8 教育総務諸費	3,238	△ 1	3,237						

島根県教職員働き方改革プラン（県立学校の働き方改革と市町村教育委員会への取組）について

1 経緯

- ・ 令和7年6月の法改正により、各教育委員会は国が定める指針を踏まえ、設置する学校の教育職員に係る「業務量管理・健康確保措置実施計画」^{※1}（以下「実施計画」という。）の策定を義務づけ
- ・ 実施計画及びその実施内容は、総合教育会議への報告を必要とすることで、首長が学校の教育職員の働き方に関与
- ・ 県教育委員会としては、既存の「教職員の働き方改革プラン」を基に、国が定める指針を踏まえた内容に改めた「島根県教職員働き方改革プラン（県立学校の働き方改革と市町村教育委員会への取組）」を実施計画とする。

※1 教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画

2 策定スケジュール

3月26日 教育委員会会議（公開議決）

3月27日 総合教育会議（公開報告）

3 国が定める指針

(1) 政府目標

- ・ 令和11年度までに1箇月時間外在校等時間^{※2}を平均30時間程度に削減
- ・ 時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくす。

※2 いわゆる「時間外勤務」

(2) 目標達成のため、次の水準を満たす計画を策定

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合 **【100%】**
- ・ 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均 **【30時間程度】**
- ・ 1年間の時間外在校等時間 **【360時間以内】**
- ・ 教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を設定

4 県立学校における目標設定

(1) 時間外在校等時間

- ① 全ての教育職員が年間360時間以内
- ② 全ての教育職員が1箇月45時間以内

(2) 年次有給休暇の取得日数（※ 特定事業主行動計画に同じ）

- ① 全ての教育職員が年5日以上取得
- ② 全ての教育職員の平均取得日数17日以上

(3) 働き方に関する意識（※ ストレスチェックシステムの活用を検討）

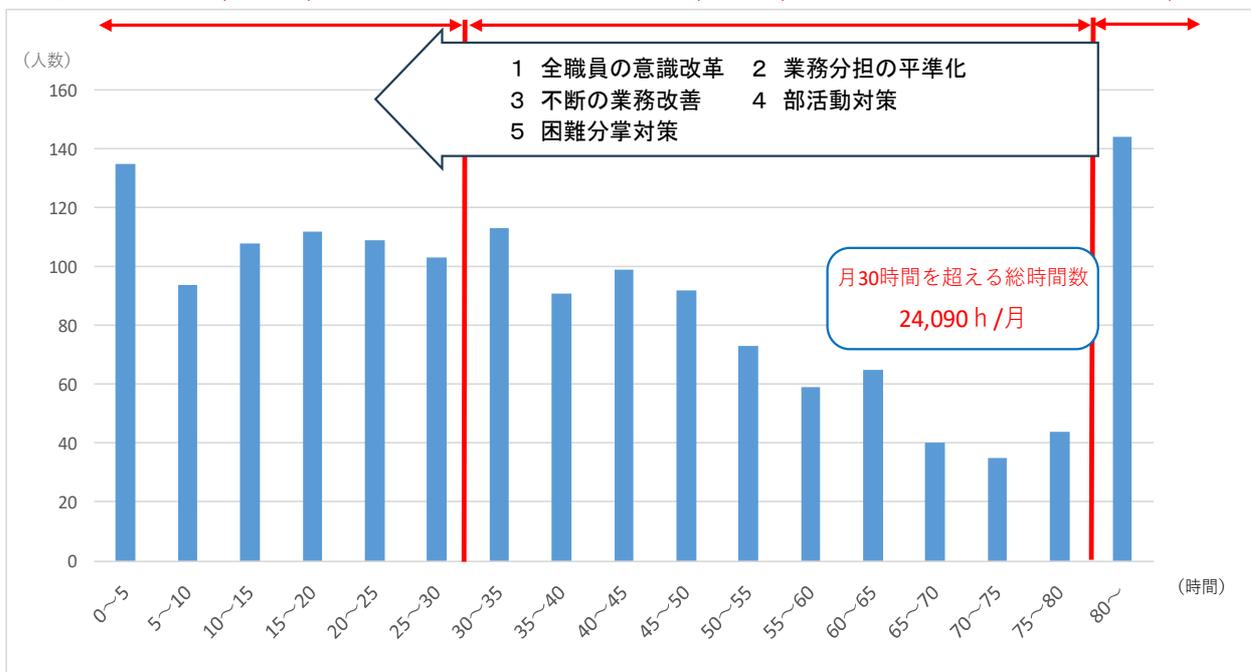
- ① 「働きやすい職場である」と回答した教育職員90%以上
- ② 「教職にやりがいを感じる」と回答した教育職員90%以上

5 県立学校の時間外勤務の現状と対策

(1) 令和6年度 一月当たりの平均時間外勤務の人数分布（目標：30時間以内）

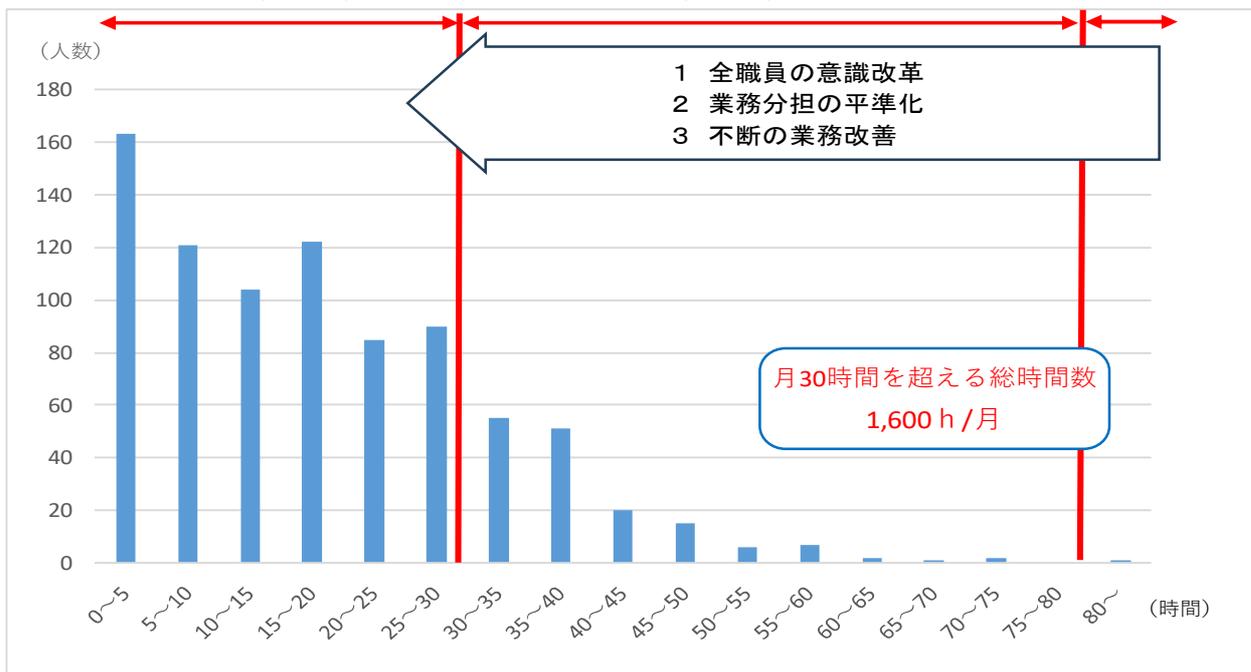
① 高等学校

R 4	40.4%	44.4%	15.2%
R 5	40.2%	49.6%	10.2%
R 6	43.6%(661人)	46.9%(711人)	9.5%(144人)



② 特別支援学校

R 4	71.8%	27.4%	0.8%
R 5	81.7%	18.0%	0.2%
R 6	81.1%(685人)	18.8%(159人)	0.1%(1人)

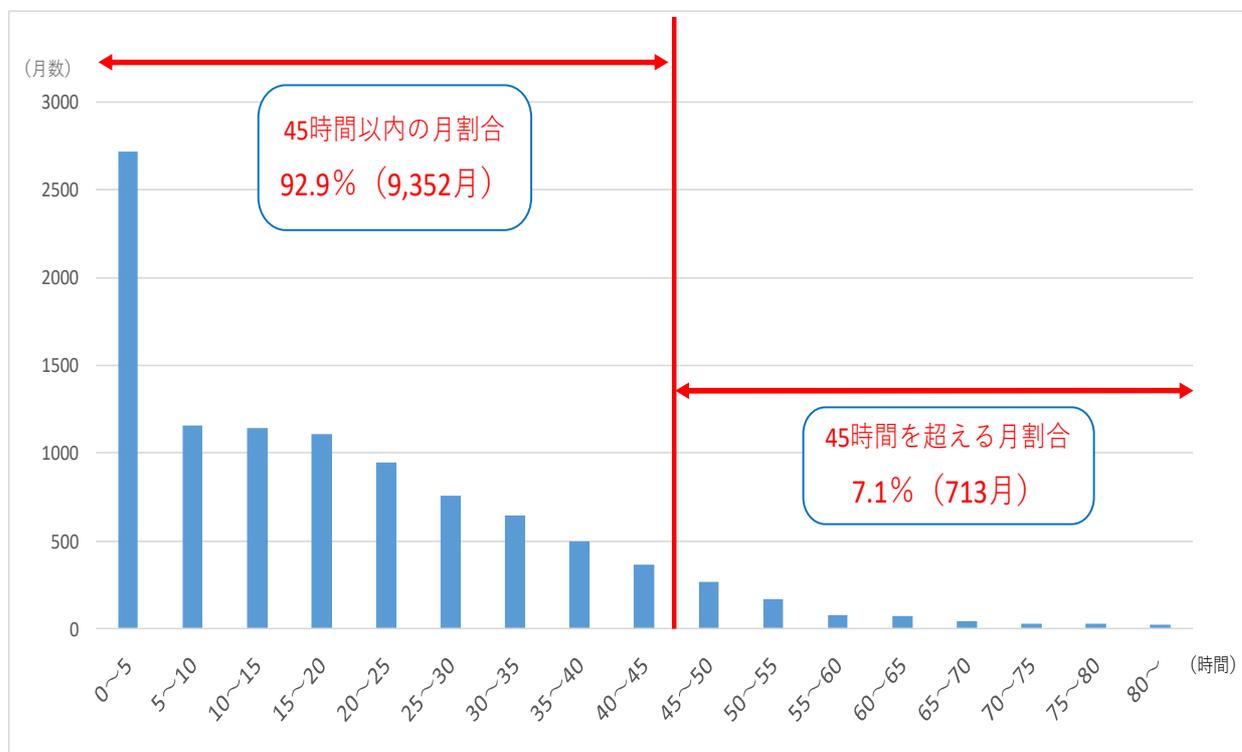


(2) 令和6年度 一月毎の時間外勤務の月数分布 (目標: 45時間以内)

① 高等学校 (総月数 17,927 月 (≒約 1,494 人×12 月))



② 特別支援学校 (総月数 10,065 月 (≒約 839 人×12 月))



6 島根県教職員働き方改革プラン（県立学校の働き方改革と市町村教育委員会への取組） 【概要】

※ 赤字：県に関する主なR 8当初予算（案）を掲載

総額2,885百万円

内 訳：次世代校務DX構築・運用	1,313百万円
その他：県立学校分	970百万円
市町村立学校分	574百万円
県教育委員会	28百万円

※ 青字：国から市町村に対する直接補助を掲載

※ 緑字：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）改正による定数改善

I 教職員の働き方改革を進める目的

II 県教育委員会の取組

1. プランの策定について

プランの位置付け、取組期間、実施主体と役割等

2. プラン達成に向けた数値目標

具体的な数値目標等

3. 県教育委員会が講じる措置

(1) 引き続き講ずる措置 【県が全体に行うもの】

① 人材確保に向けた取組

令和7年度から教員採用試験を5月に早期実施、令和4年度から県外現職教員等を対象とした特別選考試験の実施など教員確保に加え、若手教員等の悩みに応じるサポート体制を整備

教員サポーター [9百万円] 県10/10

② 管理職の育成・支援

県教育委員会に学校経営支援スタッフ2名を配置し、管理職の相談窓口や研修、学校評価・人事評価、学校管理職等育成プログラムを実施

学校経営支援スタッフ [9百万円] 県10/10

③ 業務改善研修（伴走支援）・実践研究（モデル地域、モデル校）の実施

業務改善や新たな制度設計に必要な実践研究に取り組む市町村教育委員会、県立学校を指定したモデル事業を実施

重点地域モデル校実践経費等 [8百万円] 県10/10

④ 柔軟な働き方、時代の変化に応じた環境整備

時代の変化に応じた柔軟な働き方の推進のための環境整備に向けた研究

⑤ 調査・配付文書等の削減・簡素化等

市町村教育委員会と文書等を互換するファイル共有システムの導入

ファイル共有システム [2百万円] 県10/10

⑥ 業務の平準化に関する好事例の収集・横展開

市町村教育委員会及び各学校の好事例の収集・横展開を推進

⑦ 保護者・地域に向けての周知と広報

教員採用広報や県の広報媒体（広報誌、テレビ、新聞）を利用して、保護者や地域の皆様へ理解と周知を推進

推進委員会、事例収集・周知経費 [0.8百万円] 県10/10

(2) 「学校と教師の業務の3分類」の推進に向けた取組 【県立学校対象】

① 外部サポート人材の配置

教員に代わり事務的業務等を行う学校アシスタント、部活動の負担を軽減する部活動指導員等、各種サポート人材の効果的な配置を推進

学校アシスタント等 [330百万円] (高校) 県10/10、(特支) 国1/3、県2/3

寄宿舎外部舎監 [396百万円] 県10/10

部活動指導員等、及び研修経費 [129百万円] 県10/10

スクールカウンセラー [35百万円] 国1/3、県2/3

スクールソーシャルワーカー [12百万円] 国1/3、県2/3

スクールロイヤー [2百万円] 県10/10

(※ 市町村の利用も有)

② 外部委託に向けた取組

A L Tの派遣や、日本語を母国語としない保護者宛の文書等の翻訳、面談時の通訳等、教員が担う必要のない業務の外部委託を推進

A L T外部委託・派遣 [18百万円] 県10/10

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援 [17百万円] 国1/3、県2/3

③ 校務D Xの推進

クラウド化した次世代の校務支援システムにより、データの一元的な管理、校内及び保護者との情報共有によるさらなる負担軽減と効率化を推進

次世代校務D X構築運用 [1,313百万円] (デジ債)

高校入試出願システム整備 [20百万円] 県10/10

デジタル採点システム [6百万円] 県10/10

(3) 県立学校における教職員の働き方改革を進めるための具体的な取組

～ 将来にわたり持続可能な学校をつくる10の提案 ～ 【県立学校対象】

時差出勤制度の活用、部活動による長時間勤務の削減策等、教職員の働き方改革を進めるための具体的な取組を各県立学校へ提案

長時間勤務者代替非常勤講師 [6百万円] 県10/10

4. 各学校の取組

(1) 管理職の取組

各学校の基本的な方針及び学校評価、所属職員の勤務時間・業務管理

(2) 校内の取組

働きやすい職場を作るための組織づくり、タイムマネジメントに関する意識醸成、教職員一人ひとりの心身の健康管理

Ⅲ 市町村教育委員会への指導、助言その他援助 【市町村立学校対象】

県教育委員会は市町村教育委員会に対し、実施計画の策定、確実な実施に関し、必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めることとされている。

1. 市町村教育委員会に講ずることが期待される措置

実施計画策定、教育課程等の見直し、新たな勤務制度設計

2. 「学校と教師の業務の3分類」の推進に向けた取組

(1) 外部サポート人材

スクール・サポート・スタッフや部活動指導員、地域学校協働活動推進員、その他専門人材の効果的な配置について検討を依頼

スクール・サポート・スタッフ等 [247百万円] 国1/3、県2/3

※ 普通交付税措置有、市町村負担（補助対象経費と実支給額との差（報酬、社会保険料））有
部活動指導員等 [65百万円]（部活動指導員）国1/3、県1/3、市町村1/3
（その他）県2/3、市町村1/3

地域学校協働活動推進員 [12百万円] 国1/3、県1/3、市町村1/3

スクールカウンセラー [109百万円] 国1/3、県2/3

※ 県会計年度任用職員、普通交付税措置有

スクールソーシャルワーカー [34百万円] 国1/3、県2/3

※ 普通交付税措置有、市町村負担（補助対象経費と実支給額との差（報酬、社会保険料））有
市町村における学校問題解決のための支援体制の構築
[50箇所] 国1/3、市町村2/3

(2) 外部委託に向けた取組

教員が担う必要のない業務の一層の外部委託について検討を依頼

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援 [75百万円]

国1/3、県1/3、市町村1/3

(3) 校務DXの推進

校務デジタル化につながるシステム導入等について検討を依頼

(4) 事務処理の効率化及び相互支援

学校給食費その他学校徴収金の公会計化や学校以外が管理を行うこと、共同学校事務室の設置に向けた検討を依頼

学校給食費公会計化等推進事業

[約730箇所×上限10百万円] 国1/2、市町村1/2

複数の共同学校事務室を統括する事務職員定数の新設

共同学校事務室の設置促進及び学校事務のさらなる機能強化に向けた市町村費事務職員の配置促進の観点から、現行の学校事務職員に係る加配定数の配分方法を令和9年度から変更

(5) 部活動の地域展開等の推進

休日において地域クラブ活動への展開について検討を依頼

部活動の地域展開・地域クラブ活動推進 [31百万円]

（クラブ活動費等補助）国1/3、県1/3、市町村1/3

（検討委員会等）国1/3、県2/3

(その他関係する改定)

中学校における指導体制の充実 (35人学級)

〔令和7年度に小学校で完成した35人学級を、学年進行で切れ目なく実施〕

小中学校の養護教諭の複数配置基準引下げ

〔小:851人→801人以上、中:801人→751人以上〕

部活動指導手当の改正 [28百万円] (県立) 県10/10 (市町村立) 国1/3県2/3

〔国の改定に合わせて支給基準を見直し〕

誰もが、誰かの、
たからもの。

(案)

島根県教職員働き方改革プラン

(県立学校の働き方改革と市町村教育委員会への取組)

令和8年3月
島根県教育委員会

目 次

巻頭 ～はじめに～	1
<u>I 教職員の働き方改革を進める目的 ～何のために働き方の見直しをするのか～</u>	2
<u>II 県教育委員会の取組</u>	3
<u>1. プランの策定について</u>	3
(1) プランの位置付け	
(2) プランの取組期間	
(3) プランの実施主体と役割	
(4) プランの進捗状況の点検・評価と計画の見直し	
<u>2. プラン達成に向けた数値目標</u>	4
(1) プランにおいて対象となる「勤務時間」の考え方	
(2) 具体的な数値目標	
<u>3. 県教育委員会が講じる措置</u>	6
(1) 引き続き講ずる措置	
(2) 「学校と教師の業務の3分類」の推進に向けた取組	
(3) 県立学校における教職員の働き方改革を進めるための具体的な取組 ～ 将来にわたり持続可能な学校をつくる10の提案 ～	
<u>4. 各学校での取組</u>	11
(1) 管理職の取組	
(2) 校内の取組	
<u>III 市町村教育委員会への指導、助言その他援助</u>	16
<u>1. 市町村教育委員会に講ずることが期待される措置</u>	16
(1) 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等	
(2) 教育課程等の見直し	
(3) 時代の変化に応じた勤務制度設計、学校閉庁日の設定	
<u>2. 「学校と教師の業務の3分類」の推進に向けた取組</u>	17
(1) 外部サポート人材	
(2) 外部委託に向けた取組	
(3) 校務DXの推進	
(4) 事務処理の効率化及び相互支援	
(5) 部活動の地域展開等の推進	
参考資料	20
(1) 時間外在校等時間の推移（H30～R6年度、校種別月平均）	
(2) 教職員の休憩時間及び持ち帰り仕事等の実態調査結果（R6年度）	
(3) すべての職員がいきいきと働き、能力を発揮できる職場づくり推進計画 （島根県特定事業主行動計画（第2期））	

巻頭 ～はじめに～

島根県教育委員会では、教職員¹の長時間勤務の是正及びワーク・ライフ・バランスの適正化による教育の質の向上等を図るため、「教職員の働き方改革プラン」（平成31年3月）を策定し、具体的取組を推進してきました。これまでの取組により、平成30年度には月65.1時間であった時間外在校等時間の全校種平均値が、令和6年度には33.5時間まで減少（48.5%減）、全校種で月45時間以内を達成しました。ただし、近年各校種とも減少幅は鈍化傾向にあり、年360時間以内とする目標は、特別支援学校を除いて、まだ達成されていない状況です。これには、いじめや不登校、特別な支援が必要な子どもの増加、大量退職などに伴う教員不足など、教育を取り巻く環境は大きく変化するとともに、課題が複雑化・多様化していることが考えられます。

教職員が「働きやすさ」と「働きがい」の両立が図られるよう、一層の環境整備・制度構築を進めることはもちろんですが、それとともに、各学校の習慣・慣例を見直し、教職員一人ひとりが自分自身の働き方を見つめ直すタイミングに来ていると考えています。「子どものためであればどんな長時間勤務もよし」、という働き方の中で教職員が疲弊していくのであれば、結果として「子どものため」にはなりません。

島根県では、他の地域に誇れる島根の良さや魅力である「人のつながり、あたたかさ」を「誰もが、誰かの、たからもの。」として発信しています。家族に愛され、地域の人から大切にされて育つこと。子どもたち自身が、「自分が誰かのたからもの」であり、「誰もが自分のたからもの」であると思えるような教育を展開しています。しかし、これらは子どもたちに限った話ではなく、教職員、県民一人ひとりが「誰もが、誰かの、たからもの。」であります。

こうした状況を踏まえ、今後の働き方改革の方向性を示して、引き続き学校・家庭・地域・行政が連携・一体となった島根らしい魅力ある教育を推進し、子どもたちを育てていくために、「島根県教職員働き方改革プラン（県立学校の働き方改革と市町村教育委員会への取組）」（以下「プラン」という。）を策定しました。

¹ 本プランによる教職員とは、島根県内の公立学校における校長、副校長・教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習主任、実習助手、主任寄宿舎指導員、寄宿舎指導員、学校栄養職員及び市町村立学校事務職員を指す。

I 教職員の働き方改革を進める目的 ～何のために働き方の見直しをするのか～

教職員を取り巻く環境整備の最終的な目的は、学校教育の質の向上を通じた、「全ての子どもたちへのより良い教育の実現」です。

教職員が、自らも学ぶ時間を確保しながら健康な状態で生き生きと子どもたちの教育に邁進できる、「働きやすさ」と「働きがい」を両立した勤務状況に改善するため、学校における働き方改革が急務となっています。

公立学校の教育職員には、いわゆる「超勤4項目²」以外の業務について時間外勤務を命じないものとされています。しかしながら、勤務時間以外に行われる業務については、時間外勤務を命じられていないとしても、学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務に従事する時間も含めて管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠です。

1. 教職員の心身の健康保持

時間外在校等時間が長くなると、脳や心臓の疾患などの健康障害のリスクが上昇するとされており、特に発症前1か月間に100時間または2～6か月間に平均で月80時間を超えるとそのリスクが非常に高くなります³。また、極度の長時間勤務が続くと、業務における強い心理的負荷による精神疾患を発症する場合があります⁴。

教職員が心身の健康を損なうと、明るく元気に子どもたちと向き合うことができないだけでなく、子どもたちの学力育成や生徒指導に影響を及ぼす恐れがあります。教職員が心身ともに健康でいられるために、勤務時間・健康管理を意識した働き方を促進することが大切です。

2. 教職員としてのウェルビーイングの向上と環境整備

教職員のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで、教職員の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど教職員のウェルビーイング⁵を向上させることが重要です。また、教員が自らの人間性や創造性を高め、高い専門性と意欲、能力を最大限発揮できる勤務環境を整備することにより、子どもたちに対してより良い教育を行うことができるようになります。

3. 教職を志す人材の確保

教職を志す学生等にとっても、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立する職場であることは重要なことです。魅力的な職場の中で教職員が生き生きと働いている姿は、多くの教職を志す学生等を引きつけ、教職員として質の高い人材を確保することにつながるため、結果として、子どもたちへのより良い教育の実現につながっていくものであります。

² 公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）第2号に掲げる業務

³ 厚生労働省「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」

⁴ 厚生労働省「心理的負荷による精神障害の認定基準」

⁵ 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念（教育振興基本計画（令和5（2023）年6月16日閣議決定））

II 県教育委員会の取組

1. プランの策定について

(1) プランの位置付け

本プランは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）の定めにより、同法第2条第1項に規定する義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会（以下「サービス監督教育委員会」という。）において定めるものとされている業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「実施計画」という。）に位置付けるものです。

なお、策定にあたっては、「第2期島根創生計画」（令和7年3月策定）、「島根県教育大綱」（令和7年3月策定）、「しまね教育振興ビジョン 令和7年度－令和11年度」（令和7年3月策定）との整合を図っているほか、国が定める指針⁶に即しています。

(2) プランの取組期間

政府は、令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としており、本県においては、令和8年度（2026年度）から令和11年度（2029年度）までの4箇年を重点期間として取り組みます。

(3) プランの実施主体と役割

プランの実施にあたっては、サービス監督教育委員会及び学校の管理職が、それぞれ責任と役割をもって共に進めていくことが重要です。

県教育委員会では、県立学校に在籍する教育職員に対してプランの実現に向けた施策が進められるよう取り組むとともに、各市町村教育委員会が作成する実施計画の策定・実施について働きかけや伴走支援に取り組んでいきます。

(4) プランの進捗状況の点検・評価と計画の見直し

プランの進捗状況については、働き方改革推進委員会⁷において取組を確認し、施策の効果や課題を検証するとともに、総合教育会議⁸に報告します。それらの結果を踏まえて、取組の更なる改善を図るほか、必要に応じて、プランの変更（見直し）を行います。

なお、プランを変更したときは、総合教育会議に報告⁹するとともに、遅滞なくホームページへの掲載等により適時かつ適切に公表します。

⁶ 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和7年9月25日文科科学省告示第百十四号）

⁷ プランの取組状況の確認、その他必要な事項について検討する機関。有識者（大学教員等）、実践研究地域・研究校として重点モデル地域と重点モデル校の管理職、教職員組合の代表、県教育委員会事務局で委員を構成（15名以内）

⁸ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき設置する会議。知事及び教育委員会をもって構成し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定等を行う。

⁹ 給特法第8条第4項により、教育委員会は、毎年度、文科科学省令で定めるところにより、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告するものとするものとされている。また、給特法第8条第3項により、教育委員会は、業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、総合教育会議に報告することとされている。

2. プラン達成に向けた数値目標

(1) プランにおいて対象となる「勤務時間」の考え方

プランにおける「勤務時間」とは、「所定の勤務時間」¹⁰に加え、教育職員が校内外において部活動等、自発的な校務にあたる時間を含めた「時間外在校等時間」¹¹を対象とします。所定の勤務時間外に、職務として行う研修や子どもたちの引率等の職務に従事している時間については、職務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算します。

ただし、校内外で自らの判断に基づいて、自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間や、その他業務外の時間及び休憩時間については自己申告に基づき除きます。また、兼職兼業により報酬や手当等を受けて行う週休日等の模試監督や、各種講演講師、部活動の地域展開に係る地域クラブ等に従事した時間は除かれます。

なお、本来、持ち帰り仕事がないことが理想であります。令和6年度の抽出調査により約5割弱の教職員が持ち帰り仕事をしている実態がありました。「持ち帰り仕事」時間については、外形的な整理ができる「時間外在校等時間」と同じレベルで、業務量の適正な管理を図る指標とするのは難しいと考えています。持ち帰り仕事等を行っていた約8割が、勤務時間内には業務が終わらないことを理由としていたことから、在校等時間に行っている業務をいかに減らすかが、持ち帰り仕事を減らす最大の対策となります。

「所定の勤務時間」、「時間外在校等時間」、「持ち帰り仕事の時間」の3つを合わせた「総労働時間」を減らし、子どもたちに向き合う時間や、教育職員がリフレッシュできる時間を生み出せるよう働き方改革を進めていきます。

(2) 具体的な数値目標

① 時間外在校等時間

- ア 全ての教育職員が年間 360 時間以内
- イ 全ての教育職員が1箇月 45 時間以内

② 年次有給休暇の取得日数

- ア 全ての教育職員が年 5 日以上取得
- イ 全ての教育職員の平均取得日数が 17 日以上

③ 働き方に関する意識

- ア 「働きやすい職場である」と回答した教育職員 90%以上
- イ 「教職にやりがいを感じる」と回答した教育職員 90%以上

¹⁰ 条例第5条第1項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間

¹¹ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条の指針に規定する在校等時間(教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間をいう。)から所定の勤務時間を除いた時間

① 時間外在校等時間

- ア 全ての教育職員が年間 360 時間以内
- イ 全ての教育職員が 1 箇月 45 時間以内

政府は、令和 11 年度までに教育職員の 1 箇月時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減することを目標としており、1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超える教育職員を早急になくさなければならないものとしており、実施計画においては、各教育職員の時間外在校等時間について、それぞれ次に定める水準を満たす目標とする必要があるとされています。

- (イ) 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以内の教育職員の割合 100%
- (ロ) 1 年間における教育職員の 1 箇月時間外在校等時間の平均時間 30 時間程度
- (ハ) 教育職員の 1 年間時間外在校等時間 360 時間以内

【参考】前プラン目標

月あたりの時間外在校等時間の上限目安 原則月 45 時間（年 360 時間以内）

年 度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
高等学校	月 75.8	月 66.4	月 49.6	年 529	年 554	年 497	年 497
特別支援学校	月 43.5	月 34.5	月 21.5	年 240	年 257	年 215	年 215
(参考) 小中含む 全校種平均時間	月 65.1	月 58.0	月 40.5	年 439	年 437	年 415	年 402

※ H30～R 2 年度は抽出調査で、年間の算出はなし

② 年次有給休暇の取得日数

- ア 全ての教育職員が年 5 日以上の取得
- イ 全ての教育職員の平均取得日数が平均 17 日以上

全教育職員が労働基準法¹²に規定された 5 日以上を取得することを目指すとともに、平均取得日数は、特定事業主行動計画¹³において目標とされた 17 日以上が達成されるよう年次有給休暇を取得しやすい職場環境の整備を目指します。

【参考】前プラン目標

年次有給休暇の取得日数

全ての教職員が年 5 日以上の取得、全校種の平均 13 日以上の取得

暦年	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
年 5 日以上取得割合	87.5%	87.6%	87.0%	89.0%	92.4%	93.2%	92.4%
取得日数	10.1	10.2	9.7	11.6	12.4	13.6	13.5

※ H30～R 2 の数値は抽出調査による

¹² 2019 年（平成 31）年 4 月 1 日から、全ての企業において、年 10 日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年 5 日は使用者が時季を指定して取得させることが必要

¹³ 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、平成 17 年 3 月に「子育てしやすい職場づくり推進計画—島根県特定事業主行動計画—」を策定。令和元年 5 月に、次世代法及び女性活躍推進法に基づく一体の計画として「すべての職員がいきいきと働き、能力を發揮できる職場づくり推進計画—島根県特定事業主行動計画—」を策定（令和 7 年 4 月改定）

③ 働き方に関する意識

- ア 「働きやすい職場である」と回答した教育職員 90%以上
イ 「教職にやりがいを感じる」と回答した教育職員 90%以上

長時間勤務の状況を改善することは、喫緊の課題ですが、より本質的には、教育職員がやりがいをもって教職に打ち込むことをどう実現するかが重要です。また、子育てや介護といった様々な事情のある教育職員も働きやすい職場となり、学校を魅力ある職場に改善していくことにより、教職を目指す次世代を育み、さらに熱意のある人材が教育職員となる好循環が生まれるよう取り組んでいきます。

【参考】前プラン目標

ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合 90%以上（抽出調査）

年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
割合	45.0%	57.0%	64.0%	43.2%	53.7%	58.8%	61.3%	67.1%

3. 県教育委員会が講じる措置

(1) 引き続き講ずる措置

① 人材確保に向けた取組

近年、公立学校の教員配置において、年度当初から欠員が生じる状況が続いており、令和7年度から教員採用試験を5月に早期実施したり、令和4年度から県外現職教員や県内外で過去に正規教員であった者を対象とした特別選考試験を実施するなど、教員確保に向けた取組を進めています。

また、「しまねの先生ナビ¹⁴」を活用した教員の魅力発信等に加え、高校生を対象に教員志望の生徒を育成し、進路実現を支援する「教師塾（島根大学）」、「まなゼミ（島根県立大学）」や、県内大学1、2回生を対象とした5日間の学校体験、連携協定を締結した県外大学2回生を対象とした学校体験の受け入れなど、教員志望者の裾野拡大の取組をあわせて推進しています。

あわせて令和5年度から、若手教員等の日常業務における様々な悩み相談に応じる教員サポーター¹⁵を配置し、サポート体制も整備しています。

② 管理職の育成・支援

県教育委員会に学校経営支援スタッフを配置し、管理職の相談窓口に加え、管理職・教育職員への研修や学校評価・人事評価、学校管理職等育成プログラムを行っています。今後、研修の手引きや学校経営研修に働き方改革に資する組織マネジメント等、プランの視点をより一層取り入れていきます。また、教職員の人事評価において、管理職の学校全体の運営方針も踏まえ、教職員一人ひとりが業務改善等を進める意識を持つような工夫を図ります。

③ 業務改善研修（伴走支援）、実践研究（モデル地域、モデル校）の実施

令和4年度から専門講師の支援・助言を受けながら、働き方改革に関する地域の中核となるリーダー教職員の育成を目指す研修を行ってきました。令和7年度からは

¹⁴ 教員の仕事のやりがいや魅力を発信することを目的とした島根県教員採用情報提供サイト

¹⁵ 教職員の学習指導や学級経営等の日常業務における様々な悩みについて、相談に応じ、助言等の支援を行うとともに必要に応じて関係機関との連絡調整を行う。

専門講師による研修を通じて、各学校の働き方改革の「きっかけ」を創出し、各学校の自走した取組に、伴走支援することを目指しています。

また、業務改善や新たな制度設計に必要な実践研究に取り組む市町村教育委員会・学校を指定したモデル事業を実施しています。具体的なノウハウや成果を分析するとともに、制度の課題点を検証し、制度設計について研究します。

④ 柔軟な働き方、時代の変化に応じた環境整備

県立学校においては、令和7年度より育児又は介護のための早出遅出勤務制度の改正、及び時差出勤勤務を導入しました。また、令和7年度にはモデル校において在宅勤務制度の実践研究を行っており、その結果を踏まえ、県立学校の導入に向けた検討を行います。今後も、時代の変化に応じた柔軟な働き方の推進のための環境整備に向けて研究を行っていきます。

⑤ 調査・配付文書等の削減・簡素化等

県教育委員会による市町村教育委員会や学校への調査・照会等について、これまで調査の対象・頻度・時期・内容・様式等の精査や、調査項目の工夫により複数の調査の一元化や調査手法の簡略化を行ってきました。今後も定期的に点検を行い、学校に求める作業の軽減に努めます。また、これまで主に市町村教育委員会の管理者アドレス宛に送っていた添付ファイル付きのメールを、ファイル共有システムへの移行を検証し、市町村教育委員会及び教職員の事務負担の軽減を図ります。

⑥ 業務の平準化に関する好事例の収集・横展開

平成30年度以降、各学校における業務効率化に向けた取組事例をまとめた島根県版「学校業務改善事例集」、「各学校の業務改善実践紹介」を作成してきました。今後も、各市町村教育委員会及び各学校と連携・協働しながら好事例の収集・横展開を図っていきます。

⑦ 保護者・地域に向けての周知と広報

これまで「学校及び教師が担う業務の3分類」や「共同メッセージ¹⁶」の内容を広く県民に広報、啓発してきました。引き続き、教員採用広報や「しまねの先生ナビ」、県の広報媒体（広報誌、テレビ、新聞）を利用して、保護者や地域の皆様へ理解と周知を図っていきます。



¹⁶ 県及び全19市町村の教育長が、保護者・地域の皆さまにお願いしたいことを具体的にまとめ「共同メッセージ」として採択・発表（令和5年12月）。続編として、理解と協力に感謝を示すと共に、一層の協力を求める「共同メッセージ」を再度発表（令和7年2月）

(2) 「学校と教師の業務の3分類」の推進に向けた取組

① 外部サポート人材の配置

ア 学校アシスタント（教員業務支援員¹⁷）等

教育職員に代わり事務的業務等を行う学校アシスタントが担える業務は、以下のように多岐にわたります。また、令和7年度からは副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、教頭のマネジメント等に係る業務を専門的に支援する副校長・教頭マネジメント支援員の配置も行っています。また、施設機械警備、寄宿舍業務を担当する人材（舎監、炊事員等）や、農場管理を担当する人材を含めた効果的な配置を引き続き検討していきます。

＜学校アシスタントが担える業務の一例＞

- ・ 文書・資料の収受・発送、収発する文書等の点検/整理
- ・ 出納簿整理、銀行用務、決算書類等の作成
- ・ 消耗品・備品の発注・管理、物品の台帳作成・管理
- ・ 電話・来客対応
- ・ メール受付、ホームページの更新、掲載データ・写真の準備
- ・ 保健室サポート、掲示物の管理、環境美化
- ・ 教務・時間割関係、調査・照会対応、図書・蔵書点検等
- ・ 給食配膳・片付け等、校内施設、火器点検

イ 部活動指導員等

将来にわたり、子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、部活動における教育職員の負担を軽減するために「部活動指導員¹⁸」、「地域連携指導員¹⁹」、「地域指導者²⁰」を県立学校へ配置しています。引き続き効果的な配置を検討していきます。

ウ その他専門人材

家庭への支援として各種奨学金や就学援助制度を周知する等の取組を行っていますが、学校だけでは対応が難しい事例が多く、社会福祉の視点からの支援の必要性が高まっているため、学校・福祉連携推進教員²¹の活用やスクールカウンセラー²²、スクールソーシャルワーカー²³を含めた校内の組織体制が必要になります。

さらに、近年学校に対する過度の要求やクレームなどが問題となっていることから、弁護士に県教育委員会のスクールロイヤー²⁴を委託し、法律の専門家から困難

¹⁷ 教員が児童生徒と向き合う本来の業務に専念できる環境を整えることを目的として、授業プリントの印刷・仕分け、学校案内・広報誌の制作、ホームページの管理、授業準備の補助、採点業務補助などの教員以外でもできる事務作業等の業務を専門的に行う職員

¹⁸ 中学校、県立学校において、校長の監督を受け、部活動の顧問の役割を担い、単独で技術指導や大会等への引率を行うことができる者

¹⁹ 単独で技術指導を行い、大会等の引率は部活動の顧問と協力して行うことができる者（単独での引率も可能）

²⁰ 部活動の顧問とともに技術指導を行う者（引率業務は行わない）

²¹ 島根県内の県立学校4校に配置され、管内の県立学校等からの相談を受け、学校と福祉の連携を推進する教員

²² いじめや不登校、家庭環境などの悩みに寄り添い、心理学の専門知識を活かして児童・生徒等の心のケアを行う心理の専門家

²³ 社会福祉の専門的な知識、技術を活用して、子どもたちを取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域をつなぎ、子どもたちや保護者への必要な支援を行う専門家

²⁴ 学校を取り巻く問題に関して、法的側面から助言を行う弁護士

事案に対する助言をもらう取組を行っています。引き続き学校の負担軽減につながる施策を検討していきます。

② 外部委託に向けた取組

県教育委員会では、これまで以下の業務等の外部委託を進めてきました。

- ・ 清掃、環境整備等
- ・ 施設整備、消防設備の保守点検等

上記以外にも、教員以外が積極的に参画すべき業務は多岐に渡るものの、依然多くの業務を教員が行っている現状もあります。ALT（外国語指導助手）の派遣や、日本語を母国語としない保護者宛の文書等の翻訳、及び面談時の通訳を外部委託するなど、教員が担う必要のない業務等を外部へ委託するため、引き続き国へ要望するなど必要な予算の確保に努めていきます。

③ 校務DXの推進

校務支援システム²⁵については、システム更新時にセキュリティ対策を強化した上でクラウド化を実現することで、次世代の校務支援システムを起点とした教務・保健・学籍等の従来業務の見直しや、データの一元的な管理、校内及び保護者とのデジタルツールを活用した情報共有等により、さらなる業務の負担軽減と効率化を図ります²⁶。

また、高等学校においては入学者選抜におけるインターネットを活用した出願システムや、デジタル採点システムの導入により、教員の負担軽減を図ってきました。引き続き負担軽減に資する時間割作成ソフトや教材提供を行うソフト等の導入など研究を行います。併せて、教員のICT環境の利活用に関する啓発や研修の実施、運用ルールや体制の整備について計画的に行っていきます。

(3) 県立学校における教職員の働き方改革を進めるための具体的な取組

～ 将来にわたり持続可能な学校をつくる10の提案 ～

県教育委員会では、教職員の働き方改革を進めるための具体的な取組を提案します。各県立学校においては、次の10の提案のうちから、各校の実情に応じて全部又は一部を選択して実施することとします。

① 学校の経営方針、評価・育成シートへの盛り込み【必須】

ア 学校経営方針など各校の基本的な方針に、本プランの内容を含める。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5】

イ 管理職の評価・育成シートの「自己目標」欄、その他教育職員の自己目標評価シートの「学校運営」欄に業務改善の内容を盛り込む。

② 定時退勤日、最終退勤時刻の設定【必須】

ア 週に1日程度は、全教職員一斉、又は個別に定時に退勤する日を設ける。

イ 各学校の実情に応じて、概ね19時前後までを最終退勤時間として設定する。

²⁵ 学籍管理、成績管理、出欠管理、調査書、進路、保健管理等学校運営全般に係る業務を効率化し、教職員の負担軽減に寄与するシステム

²⁶ GIGAスクール構想の進展に伴い、閉域ネットワーク内に設置されている校務支援システムをクラウド化して、校務支援システムと学習系システムを連携させ、校務データと学習データを横断的に分析・利活用することにより、更なる働き方改革の推進と教育の高度化が期待される。

③ 時差出勤制度の活用

部活動や児童生徒への個別の対応など、あらかじめ放課後の時間外の勤務が見込まれる場合は、遅出勤務（授業期間は上限 60 分）を認めることにより、できるだけ勤務時間内に業務を行うように勤務時間を変更する。

④ 部活動による長時間勤務の削減

ア 休養日、活動時間を「部活動の在り方に関する方針（令和 6 年 2 月改訂）²⁷」で定める基準に適合したものとする。

イ 顧問の複数配置や部活動指導員等の配置により、土日の両日とも部活動を行う場合などには、危機管理に関して他の部活動との連携を図った上で、複数の顧問（部活動指導員等を含む）が交代で行うことにより、土日のどちらかは休めるようにする。平日の指導についても同様に、複数の顧問が交代することにより、他の校務に係る時間の確保や業務負担の削減に努める。

また、大会主催者においては、大会関係者が休日確保できるよう日程について配慮をする。

（例）金土日開催 → 木金土開催など

ウ 部員数が大会参加人数を下回り、その後も部員数の回復が見込めない場合は、生徒・保護者・その他関係者の理解を得つつ、部活動の募集停止を検討するなど、各学校の教育職員数に応じた部活動数の適正化を図る。

（適正な部活動数の目安）顧問に配置できる教育職員数（管理職・主幹教諭・養護教諭・事務職員を除く職員）の半分以下

⑤ 職員朝礼の回数削減、SHRの時間設定等の工夫

ア 教職員への事務連絡等は、職員朝礼によらず、できるだけ校務支援システムや職員ポータルサイトのチャットを使用するなどし、時差出勤制度を利用しやすくする。

イ SHRの設定を1時間目の前に拘らず、2時間目以降の間や、昼食休憩時に設定するなど、児童生徒・教職員とも朝の時間にゆとりを持てるよう工夫する。

⑥ 学校行事や各任意団体における研究大会等の見直し

ア 各学校行事の目的や意義を改めて確認した上で、これまで慣例に基づくものや目的が重なる学校行事については積極的に統合を図るなどスクラップ&ビルドを検討する。

（例）球技大会と地区高体連、体育祭など

イ 職種や教科等の各任意団体においては、行事や研究大会等の在り方、運営方法について、形骸化・儀礼化しないよう教師としての資質向上に真に効果的なものとなるよう見直す。

（例）研究大会の内容、日程など、大会の開催回数、規模の縮小など

⑦ 教材の共有、校務DX

ア クラウドや校内ネットワークを活用し、教材や指導案の共有を推進する。

イ 教育用動画サービスの活用、各種教育コンテンツの活用により教材作成に係る負担の軽減を図る。

ウ 分掌業務の中の一部を、DXにより削減にできるものがないか検討する。

（例）時間割作成・変更ソフト、教育ソフトの導入研究など

²⁷ 県教育委員会では、国が策定したガイドライン等を踏まえ平成 31 年 2 月に「部活動の在り方に関する方針」を策定。その後、令和 4 年 12 月に国のガイドラインの改訂を受け、令和 6 年 2 月に改訂

⑧ 2学期制の導入、定期試験の回数削減、学習の総括的評価（通知表作成）の回数削減

ア 2学期制を導入することにより、学習評価に係る業務の削減と始業式、終業式等学校行事の回数削減を図る。

（例）定期考査実施時期6、9、11、2月、長期休業期間は現状通り

イ 2学期制の導入に当たっては、教育委員会に申請の上、承認を得る。

【島根県高等学校規程第5条第2項、島根県立特別支援学校規程第4条第3項】

ウ 単元テストの導入により、定期試験の回数削減・廃止を検討する。

⑨ 特別休業日の設定

ア 各学校の実情に応じて、特別休業日の柔軟な設定を検討する。

イ 2学期制を導入した場合、前期終了後に特別休業日（秋季休業）を設けることにより、教員の年休取得の推進や校務処理等の時間を確保する。

【島根県高等学校規程第6条第2項、島根県立特別支援学校規程第5条第2項】

校長は、（中略）あらかじめ特別休業日届（様式第1号）により教育委員会に届け出ることにより、1年間を通じて10日以内の休業日を定めることができる。

⑩ 在宅勤務制度の試行

ア 令和8年度に対象校を拡大して試行を行う予定

イ オンライン研修の参加時や、長期休業中などに在宅勤務制度を活用することにより、「働きやすさ」と「働きがい」の向上を図る。

4 各学校での取組

勤務時間管理は法制上、服務監督教育委員会及び管理職に求められている責務²⁸であり、服務監督教育委員会は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の関係法令に則り、各学校における教職員の勤務時間管理及び健康管理、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備、制度の周知理解等を徹底し、教職員の心身の健康を損なうことがないよう注意する安全配慮義務²⁹があります。

県教育委員会においても、各県立学校の在校等時間等の現状を把握した上で、時間外在校等時間が、特に長時間となっている教育職員が在籍する学校へヒアリングを実施する等、個別のアプローチを図っていくこと等を通じて管理職による上記の取組の着実な実施につなげていきます。

(1) 管理職の取組

① 各学校の基本的な方針及び学校評価

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条より、学校運営協議会の承認を得ることになっている学校の基本的な方針として、教育課程の編成、教育委員会規則で定める事項に加え、服務監督教育委員会が策定した実施計画の内容を含める必要があります。

また、学校教育法第42条により、各学校は教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、改善を図るために必要な措置を講じ、教育水準の向上に努めることとされていますが、当該措置により業務量が増加し、教職員の多忙化に影響することのないよう実施計画に適合することが求められます。

²⁸ 学校教育法第37条第4項に校長の職務を規定

²⁹ 最二小判平成12年3月24日民集第54巻3号1155頁、最三小判平成23年7月12日集民第237号179頁

② 所属職員の勤務時間・業務管理

教職員（寄宿舎指導員及び水産練習船に乗り組む教職員を除く。）の勤務時間の割振りは、4週間ごとの期間について、1週間当たりの勤務時間が38時間45分になるように校長が割り振ることとなっています。また、1日の勤務時間が7時間45分の場合、校長は45分以上1時間以内の休憩時間を、勤務時間の中途に置かなければならないこととなっています³⁰。さらに、勤務日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければなりません。

ア 勤務時間の適正化

校長は、服務監督教育委員会とともに、教職員の勤務時間管理を適切に行った上で、学校における業務の平準化に向けた分担の見直し、必要な体制づくりを行い、健康管理に取り組む必要があります。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員に対しては、現状を確認した上で、実感できる形で働き方を改善していくための具体的な手立てを最優先で講じることが求められます³¹。

例えば、部活動や放課後補習授業等で平日の勤務時間外に校務に従事することが明らかな場合や、終業から始業までに一定時間（11時間）以上の継続した休息时间（勤務間インターバル）を確実に確保する場合に、時差出勤勤務制度³²を利用するなどして、勤務時間の適正化を図ることが求められます。

イ 部活動の適切な休養日・活動時間の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある子どもたちが学業、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、部活動の在り方に関する方針（令和6年2月改訂）において適切な休養日・活動時間を設定し、中学校、高等学校それぞれの基準³³を定めています。

中学校、高等学校の教育職員においても部活動指導が長時間勤務の一因となっていることから、単独での指導が可能な部活動指導員や地域連携指導員がいる時間

³⁰ 職員の勤務時間に関する規程（平成4年7月17日教委訓令第5号）、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年3月26日島根県条例第7号）

³¹ 環境整備に関する総合的な方策について（答申）（令和6年8月中央教育審議会）

³² 職員の勤務時間に関する規程第3条に基づき、校長が勤務時間を割り振ることができる。使用目的は、授業を行う期間については「子育て又は介護によるもの、管理職が業務上必要と認めるもの」、長期休業期間については「柔軟な働き方、ワーク・ライフ・バランスの推進」も追加

³³ <中学校>

① 学期中の休養日

週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日に少なくとも1日以上、かつ土曜日及び日曜日に少なくとも1日以上を休養日とする。）

② 学期中の活動時間

1日の活動時間は、平日では長くとも2時間程度、学校の休業日は長くとも3時間程度とする。

③ 長期休業中の休養日・活動時間

休養日の設定は学期中と同じ、活動時間の設定は学期中の週休日と同じ
<高等学校>

① 学期中の休養日

週当たり1日以上以上の休養日を設ける。

② 学期中の活動時間

1日の活動時間は、平日では長くとも3時間程度、学校の休業日は長くとも4時間程度とする。

③ 長期休業中の休養日・活動時間

休養日の設定は学期中と同じ、活動時間の設定は学期中の週休日と同じ

帯には教育職員は部活動を休む、複数人で指導に当たっている場合には一人で指導することを基本とするなど、指導体制の抜本的な見直しが求められます。

ウ 学校閉庁日³⁴、定時退勤日等の設定

県教育委員会は、夏季休業期間中にまとまった学校閉庁日を設定し、週休日の振替等をするほか、教職員に有給休暇の取得を促しています。各学校においては「定時退勤日」や「最終退勤時刻」を設定し、会議や研修、部活動のない日を各学校で設けることが考えられます。校内で一斉の実施が難しい場合は、学年部単位や自己申告制の「定時退勤日」等の設定も可能です。

エ ヘルスケア対策

過重労働による健康障害を防ぐために、特に時間外在校等時間が月あたり 80 時間を超える長時間勤務を行う等、校長が必要と認めた教職員（管理職を含む）には、産業医（学校管理医）による面接指導を強く勧奨し³⁵、脳や心臓及び精神の疾患などの発症予防に努める必要があります。

県教育委員会では、面接指導が受けやすい環境となるよう各種会議や研修、保健師による学校訪問等で働きかけを行います。学校においても教職員が安心してストレスチェックを実施できるよう配慮するとともに、受検後の集団分析結果を参考に、必要な職場環境改善に取り組む必要があります。

(2) 校内の取組

① 働きやすい職場を作るための組織づくり

業務にあたっては協働の観点を取り入れ、周りの教職員や支援スタッフと積極的にコミュニケーションを図り、業務を分担³⁶していくことが大切です。自分と周囲の状況を共有することで、気軽に声を掛け合える風通しの良い職場になり、チームワークの向上とともに学校全体として業務改善が期待できます。

また、本県ではしまね教育振興ビジョンの中でこども基本法の理念³⁷を踏まえ、子どもの人権が尊重される教育を行うことが重要であるとしています。そのためにも子

³⁴ お盆期間中など勤務時間が割り振られた日に、学校を原則として閉める（業務を行わない）日。

³⁵ 所属長は教職員が長時間に及ぶ労働を行った場合、当該所属の産業医又は学校管理医による面接指導を行わなければならない。（島根県教育委員会教職員の過重労働による健康障害防止のための総合対策実施要綱第5条）

学校長は時間外労働時間に関わらず学校長が必要と認め、学校管理医も必要と認めた者には、学校管理医による面接指導を受けさせなければならない。（島根県立学校教育職員の長時間労働者面接指導実施要領第5条）

³⁶ 教員が子どもと向き合う時間を確保し、子どもたちに必要な資質能力を確実に身に付けさせるために、これまで教員が中心となって担ってきた業務を、学校事務職員や専門スタッフ等と連携・分担して対応する体制（中央教育審議会答申（平成27年12月）「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」）

³⁷ こども基本法（令和四年法律第七十七号）（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的な人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

どもたちのロールモデルとして、まずは教職員間で人権意識が浸透した教育環境づくりが欠かせません。

ア 教職員同士のサポート体制の整備

男性職員の育児休業³⁸をはじめ、子育てや介護など互いに休暇等が取りやすい雰囲気、支援体制を構築しておく必要があります。そのためにも、複数担任制の導入を検討したり、各主任等を中心としたサポート体制を構築しておくこと、個人の業務を「見える化」して他者とデータの共有化等を図ることが必要です。

イ 業務の効率化

業務の効率化については、学校裁量でできることも多くあり、文書等決裁や意思決定のルートの省力化・効率化や、校内人事の刷新等により各学校における「こうでなければならない。」という組織風土、固定観念を定期的にはぐしていくことも、働き方改革を進める上で大切な観点になります。

また、チャットツールなどを利用して会議の業務効率化を図り、生まれた余白時間で、教職員同士の対話の時間にするなど、コミュニケーションの充実、同僚性の向上を図る取組も行われています。

ウ 職員室の環境

職員室の机やファイルの保管棚等のレイアウトを改善することにより、学校全体の業務効率の改善につながります。整理・整頓を行うことで、ものを探す時間が削減でき、業務の効率が大幅に上がります。これにより、教職員のスキルアップや協働性と創造性の向上を図ることができます。

② タイムマネジメントに関する意識醸成と業務管理

教職員一人ひとりの業務が多様化・複雑化しており、効率的に時間を活用すること（タイムマネジメント）の重要性が増しています。タイムマネジメントを進めるためには、自分の業務を整理し、分析することが効果的です。

例えば、子ども間のトラブルなど緊急性も重要性も高い事案は自分自身のコントロールができない業務ですが、緊急性は低いものの重要性が高い業務であれば「いつまでに」「何を」「どこまで」やっておけばよいか、事前に計画して取り組むことで効率化が期待できます。また、緊急性、重要性ともに低い業務があれば、それを見直すことで業務改善が期待できます。

③ 健康管理

ア 心の健康

心の健康を維持・管理するためには、定期的なストレスチェック（心の健康支援システム）³⁹の実施や、いつもと違うと感じた際には、自主的にストレスチェック

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

³⁸ 特定事業主行動計画における男性職員の育児休業の取得目標「2週間以上取得した割合85%」

³⁹ 教職員は精神疾患等の治療中、育児休業中など特別な事情がない限り、ストレスチェックを積極的に受け、自身の心の健康保持増進に努めること。（島根県教職員衛生管理規程第43条）

を実施し、自身のストレス状態や心の健康度を把握するよう心がけましょう。業務上の悩みや不安等が小さいうちに、身近な管理職や教員サポーター、島根県教職員健康管理センターの保健師、臨床心理士等による巡回相談等、各種相談先に相談しましょう。

なお、県立学校の教職員については、ストレスチェックをいつでも利用することができます。

イ 身体 の 健康

身体 の健康を維持するために、定期健康診断（人間ドック）を必ず受診し、自身の健康状態を確認しましょう。また、身体の不調を感じたときは、かかりつけ医を受診し、疾病の早期発見を心がけましょう。

また、健康診断の結果、「要治療」、「要精密検査」と判定された場合は、速やかに受診しましょう。受診に際しては、職務専念義務の免除が適用されます。

III 市町村教育委員会への指導、助言その他援助

県教育委員会は、令和6年度に県と市町村の教育長が共に小中学校を訪問して管理職との意見交換を行い、各学校で実践されている取組・業務改善の事例を共有しました。また、令和7年度にも市町村教育委員会を訪問し、各市町村の取組を把握するとともに、小中学校を訪問し、年間授業時数の見直しや業務削減など管理職への改革意識の醸成を行う取組を行っています。

国の指針において、県教育委員会は市町村教育委員会に対し、実施計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めることとされています（給特法第8条第5項）。特に、市町村教育委員会が指針に即した実施計画の策定に困難を抱えている場合や、実施計画の実施状況が著しく不十分な場合など、市町村教育委員会が実施計画の策定・公表などに関し、法律上の義務を十分に果たしていないおそれが認められる場合等には、県教育委員会は、積極的に指導・助言等を行うものとされています。

1. 市町村教育委員会に講ずることが期待される措置

(1) 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等

市町村立学校における教職員の働き方改革を推進するにあたっては、各市町村教育委員会において実施計画の策定等、目標達成に向けた独自の取組を着実に進めていくことが求められます。

県教育委員会は、各市町村教育委員会の実施計画の円滑な遂行に向けて、連携、必要な支援、及び情報提供を行っていきます。

(2) 教育課程等の見直し

① 標準授業時数

(学校教育法施行規則に定める小中学校の標準授業時数)

※ 1単位時間：小学校45分、中学校50分

校種	小学校				中学校
	1年	2年	3年	4年以上	1～3年
年間時数	850	910	980	1,015	1,015

子どもたちの負担に配慮した上で、標準授業時数を上回った教育課程を編成・実施することは可能ですが、標準授業時数を大幅に上回る（年間、小学校1年で956単位時間以上、小学校2年で1,016単位時間以上、小学校3年で1,051単位時間以上、小学校4年以降1,086単位時間以上）教育課程を編成している学校は、見直すことを前提に点検を行い、教育活動の工夫・改善等により、指導体制に見合った適切な教育課程となるよう改善を図る必要があります。また、所管する教育委員会は改善が適切に行われるよう、速やかに指導・助言を行うことが求められます。

なお、年度当初の計画段階から標準授業時数を下回って教育課程を編成することは適当ではありませんが、非常変災等の不測の事態により当該授業時数を下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものではありません。

② 年間最低授業週数や週当たりの授業時数

国が定める年間の標準授業時数の1,015単位時間を35週にわたって実施することを前提に、週当たり29単位時間の授業を行う必要があるとの認識が学校には根強くみられます。

しかし、実際には年間の授業日数は200日程度(40週)が一般的であり、年間の授業週数について、35週以上であれば上限はなく、各学校で40週等の設定が可能です。このため、週当たり28単位時間以下に見直す方針の学校もあります。

また、全国には年間を通じた業務の平準化のため、地域の実情に応じて通学バスや放課後児童クラブ等の関係機関と連携・協力を図りながら、夏季休業期間の短縮等により授業日数を増加させることで週当たりの単位時間数を抑えて、子どもたち、教員双方の負担軽減に取り組んでいる教育委員会もあります。

③ 通知表

2学期制の導入や、3学期制を維持しながら通知表の作成回数を年2回(9月末と3月末)とする取組を行っている学校が増えています。これにより、成績処理や通知表作成の負担が軽減し、子どもたちに向き合う時間の確保につながった、また、子どもたちの成長を長いスパンで見ることができ、適切な評価につながった、という声があります。

一方で、子どもたちや保護者に評価を伝える機会が減るのではないかとの懸念もありましたが、休業期間前に保護者面談を行い、子どもの学習面や生活面の様子を直接伝えるなど、各学校で工夫がなされています。

(3) 時代の変化に応じた勤務制度設計、学校閉庁日の設定

学校においても多様な働き方に対応した制度の導入が求められています。各市町村教育委員会においては、育児や介護に係る休暇・勤務制度、時差出勤勤務等を積極的に導入するなど、子育てや介護世代の教職員にとっても働きやすい環境を整えていく必要があります。また、多くの市町村教育委員会で、夏季休業期間中に学校閉庁日が導入されています。引き続き、柔軟な働き方を推進するための環境を整えていくことが求められます。

2. 「学校と教師の業務の3分類」の推進に向けた取組

国の指針において、実施計画に定める業務量管理・健康確保措置の具体的な内容及び実施方法は、各教育委員会が地域の実情に応じて決めるものであり、3分類の全てについて規定することは要しないものとされています。服務監督教育委員会は、それぞれの地域において、優先的に対応するものから実施計画に反映すること、学校においては学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行うこととされています。

なお、給特法の対象となっていない学校栄養職員、市町村立学校事務職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36協定⁴⁰」を締結した上で、労働基準法に定める時間外労働の規制が適用されることに充分留意の上、多くが1人配置校であることを踏まえ、過重負担にならないよう配慮が必要です。

⁴⁰ 労働者に法定時間を超えて働かせる場合、あらかじめ労働組合または、労働者の代表と協定を結ばなくてはならないという旨の内容を結んだ協定

学校と教師の業務の3分類



(1) 外部サポート人材

① スクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）等

県教育委員会では、スクール・サポート・スタッフの単独又は複数校兼務による全校配置を推奨してきました。前述したように教員業務支援員へ依頼できる業務は、授業準備や事務、HPへの記事の掲載やICT機器の管理に関することから、給食の準備・片付け支援、学校行事の準備、休憩時間の見守り、健康観察の取りまとめ等多岐にわたります。

市町村教育委員会においては、副校長・教頭マネジメント支援員も含めた効果的な配置について引き続き検討をお願いします。

② 部活動指導員等

子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、公立中学校の部活動における教員の負担を軽減するために、市町村教育委員会は、専門性や資質を有する部活動指導員等の指導者の確保、配置、育成について引き続き検討をお願いします。

③ 地域学校協働活動推進員

市町村教育委員会が実施する「学校支援」（「学校における働き方改革」を踏まえた活動）における地域ボランティアとの調整など、地域と学校が連携・協働して行う地域学校協働活動については、地域学校協働活動推進員が中心となって行うこととしています。

④ その他専門人材

障がいのある子どもや不登校の子ども、日本語指導が必要な子ども、経済的な困窮等、困難な状況にある子ども・家庭への対応は、学校のみならず関係機関と緊密な連携を図っていく必要があります。

学校内の居場所である校内教育支援センターや学校外の居場所である教育支援センターの充実とともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、日本語指導に係る支援員等の配置について引き続き検討をお願いします。

(2) 外部委託に向けた取組

日本語を母国語としない保護者宛の文書等の翻訳や、面談時の通訳などを外部委託にするなどの取組を進めてきました。しかし、多くの市町村立学校では依然として、教職員が施錠点検や鍵の開錠・施錠を担っている現状があることから、機械警備の導入など、一層の外部委託について検討をお願いします。

<外部に委託したいが教職員が担っている業務の一例>

- ・ 校舎開錠・施錠、プール管理、プール清掃
- ・ 校舎・職員室の清掃、ワックス塗布
- ・ 花壇・菜園管理、草刈り、剪定、冷暖房設備点検・清掃、除雪作業

(3) 校務DXの推進

これまで県及び市町村教育委員会教育長を構成員とする島根県GIGAスクール構想推進協議会を設置し、児童生徒の一人一台端末の共同調達、県域での次世代校務DX環境の整備について検討を行ってきました。県教育委員会では、引き続き県域での校務支援システムの共同調達や汎用クラウドツールの共同利用による環境統一等について検討を進め、教職員の異動時の負担軽減やデータ利活用の推進を図ります。

また、一部市町村教育委員会では、デジタル採点システムを導入し、教職員の負担軽減に大きな効果を上げているところもあることから、他の市町村教育委員会においても、校務DXにつながるシステム導入について検討をお願いします。

(4) 事務処理の効率化及び相互支援

学校給食費、その他学校徴収金が公会計化⁴¹されていない市町村教育委員会においては、公会計化の検討を行うとともに、その徴収及び管理は学校以外が行うことが求められます。また、事務処理の効率化及び質の向上、並びに事務職員間の相互支援のため、共同学校事務室の設置に向けた検討をお願いします。

(5) 部活動の地域展開等の推進

島根県公立中学校における部活動の地域連携・地域展開に係る方針（令和8年1月改訂）において、基本的な考え方⁴²を定めています。各市町村教育委員会においては、地域の実情を踏まえ、まずは、休日における部活動を地域クラブ活動へ展開することについて検討が期待されます。

国は、令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進しており、地域クラブの活動費や推進体制の整備など中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に係る経費の補助や、地方公共団体への伴走支援などを実施する予定です。

⁴¹ 地方公共団体の歳入歳出予算に組み入れること

⁴² 休日における全ての部活動を対象とし、地域のスポーツ・文化芸術団体等による活動（地域クラブ活動）への展開（〔地域展開型〕）を検討する。その上で、活動の受け皿の確保、費用負担、指導者の確保といった諸課題の解決が難しい場合、部活動への地域の指導者の配置、複数校による合同部活動の実施（〔地域連携型〕等、地域の実情に応じて様々な形の体制構築、活動機会の確保を検討し、地域における子どもたちの多様な活動の場として整備を進める。なお、部活動によっては、これまでどおりの活動が当面継続できる見通しがある場合、展開や体制変更をしないこともあり得る。

参考資料

- (1) 教職員の時間外在校等時間に関する調査結果
(島根県 HP 教育委員会学校企画課)

http://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/kyousyokuin/hatarakikata/hatarakikata_data/kyousyokuin_hatarakikata_data.html



- (2) 教職員の休憩時間及び持ち帰り仕事等の実態調査結果
(島根県 HP 教育委員会学校企画課)

http://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/kyousyokuin/hatarakikata/hatarakikata_data/kyousyokuin_hatarakikata_data.html



- (3) すべての職員がいきいきと働き、能力を発揮できる職場づくり推進計画
(島根県特定事業主行動計画 (第2期)) (島根県 HP 総務部人事課)

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/kosodate/tokutei_keikaku/



誰もが、誰かの、
たからもの。

どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい
それは、人のつながり、あたたかさ

さりげないけど、ほっとかない
互いの顔が見える、人間味あふれる関わりが心地いい

今を見つめ、未来に想いをはせる
そんな心を、ときに優しくつつみ、ときにそっと背中を押す

大切に育んできた「つながる力」は、
自分のサイズで、一生懸命生きる人を応援してくれる
未来への原動力

人が人のたからもの
誰もが誰かの応援団

いいけん、
島根県

[作成]

島根県教育庁

学校企画課働き方改革推進室

Tel : 0852-22-5763

Mail: hatarakikata@pref.shimane.lg.jp

[発行日]

令和8年3月●日

高校生の就職活動に関する意識調査について

1 調査概要

(1) 目的

高校生の就職活動については、企業への応募や推薦等について申し合わせた「島根県高等学校就職問題検討会議申し合わせ事項」に基づき行われている。

この申し合わせ事項を含め、卒業生が就職活動について、当時どう思っていたか、現在どう思っているかを把握し、今後の進路指導等に活用する。

(2) 調査時期

令和7年9月～令和8年1月

(3) 対象者

専門高校卒業時に就職した卒業生

(4) 主な調査内容

- ① 高校生の時の就職活動についてどう思っていたか
- ② 現在、高校生の時の「一人一社制度※」についてどう思っているか

※ 本県では、企業等の採用選考開始日から10月末日までは一人一社のみの応募とし、11月1日以降は一人二社まで応募可能と申し合わせている。

(5) 回答数

30名（農業系学科9名、工業系学科10名、商業系学科11名）

2 結果概要（詳細については、別紙のとおり）

(1) 高校在学中の就職活動について

- ① 企業情報の収集について、企業ホームページや情報誌の活用は限定的で、担任や進路指導担当からの情報や学校を経由した求人票により情報を得ている者が多い。
- ② 応募前企業見学について、1社以上見学した者が8割を占めるものの、「参加していない」との回答も複数あり、見学機会の活用状況にばらつきがある。
- ③ 応募先決定の経緯について、「初めから1社に絞っていた」が最も多く、結果として応募社数はほぼ全員が「1社」であることから、一人一社制度を前提とした意思決定がなされている。
- ④ 内定時期は、9月が最多であり、比較的早期に内定を得ている者が多い。

(2) 定着状況について

- ① 8割以上が現在も同じ企業等で働いている。
- ② 就職から3年未満で離職した者は、全体の1割未満である。

(3) 一人一社制度について

- ① 一人一社制度については、当時の評価としても現在の評価としても「よかった」と肯定的に捉える回答が多数を占めている。
- ② 肯定的な理由は、「1社に集中して準備できた」「学校の推薦や指導があった」といった学校支援の安心感や負担軽減が大きいことが挙げられた。
- ③ 一方、「滑り止めを受けられる安心感」や「選択肢が広がる」といった理由から、約1割の者が、複数応募を望んだ。

高校生の就職活動に関する意識調査の結果

1 調査の概要

(1) 目的

高校生の就職活動については、企業への応募や推薦等について申し合わせた「島根県高等学校就職問題検討会議申し合わせ事項」に基づき行われている。この申し合わせ事項を含め、卒業生が就職活動について、当時どう思っていたか、また、現在どう思っているかを把握し、今後の進路指導等に活用する。

(2) 調査時期

令和7年9月～令和8年1月

(3) 対象者

専門高校卒業時に就職した卒業生

(4) 主な調査内容

- ・ 高校生のときの就職活動について（応募前見学や一人一社制度に対する思い等）
- ・ 現在、高校生の時の一人一社制度についてどう思っているか

(5) 調査方法

松江農林高校・出雲農林高校・松江工業高校・松江商業高校の卒業生に対し、Webフォームによる回答を依頼

(6) 回答数

30名（農業系学科9名、工業系学科10名、商業系学科11名）

2 高校生の就職活動に関する意識

(1) 高校を卒業した年度を次から選んでください。

①	令和6年度（令和7年3月卒業）	8名
②	令和5年度（令和6年3月卒業）	6名
③	令和4年度（令和5年3月卒業）	5名
④	令和3年度（令和4年3月卒業）	1名
⑤	令和2年度（令和3年3月卒業）	4名
⑥	令和元年度（令和2年3月卒業）以前	6名

(2) 高校生の時のことをお聞きします。就職先（応募先）を検討する際、企業の情報はどのように得ましたか。（複数回答可）

①	担任や進路指導の先生からの情報	25名
②	保護者等家族からの情報	10名
③	求人票	25名
④	情報誌や企業のホームページの情報	7名
⑤	その他（知り合いからの情報、クラスで参加した企業見学）	2名

(3) 高校3年生の時のことをお聞きします。

「応募前企業見学」では、合計で何社の見学に行きましたか。

①	1社	12名
②	2社	6名
③	3社以上	6名
④	応募前見学に参加していない	6名

(4) 高校3年生の時、応募先を決定した経緯を教えてください。

①	初めから希望する企業を1社に絞って応募をした	17名
②	希望する複数の企業の中から見学等をし、1社に絞って応募をした	12名
③	その他（インターンシップ）	1名

(5) 高校3年生の時、合計で何社応募されましたか。

①	1社	29名
②	2社	1名
③	3社以上	0名

(6) 高校3年生の時、就職内定を得た時期は、いつ頃でしたか。

①	9月	14名
②	10月	6名
③	11月以降	3名
④	覚えていない	7名

(7) 高校3年生の時、就職内定を得た当時、一度に一社ずつ応募する「一人一社制度」についてどう思っていましたか。次から選んでください。

①	一人一社制度でよかった	21名
②	学校の推薦がなくても、一人で複数の企業に応募できる方がよかった	3名
③	分からない	6名
④	その他	0名

(8) (7)で「①一人一社制度でよかった」を選んだ人のみ回答してください。

①を選んだ理由を次から選んでください。（複数回答可）

①	学校の推薦や面接等の指導があったから	10名
②	一社に集中して準備できたから	16名
③	複数の企業から内定を得た場合、断わりにくいから	6名
④	同時に複数の企業を受ける準備が大変だから	12名
⑤	その他	0名

(9) (7)で「②学校の推薦がなくても、一人で複数の企業に応募できる方がよかった」を選んだ人のみ回答してください。②を選んだ理由を次から選んでください。（複数回答可）。

①	滑り止めを受けられるので安心だから	1名
②	一社で内定が取れなかった時、次の求人が残っていないかもしれないから	1名
③	選択肢が広がるから	2名
④	難関の会社にも挑戦できるから	0名
⑤	その他	0名

(10) 現在働いている企業等は、高校卒業後就職した企業等と同じですか。次から選んでください。

①	同じ企業等	25名
②	異なる企業等	5名
③	その他	0名

(11) (10)で「②異なる企業等」または「③その他」と答えた人のみ回答してください。

高校卒業後すぐに就職した企業を離職した時期はいつ頃でしたか。次から選んでください。

①	就職から半年未満	0名
②	就職から半年以上1年未満	1名
③	就職から1年以上2年未満	1名
④	就職から2年以上3年未満	0名
⑤	就職から3年経過後	3名

(12) (10)で「②異なる企業等」または「③その他」と答えた人のみ回答してください。

高校卒業後すぐに就職した企業を離職した主な理由を次から選んでください。(複数回答可)

①	ほかにやりたい仕事が見つかった	4名
②	進学(準備含む)・資格取得	1名
③	労働条件(賃金・労働時間・休暇など)	1名
④	労働環境(職場環境・人間関係・将来性など)	1名
⑤	仕事内容	2名
⑥	健康上の問題	0名
⑦	その他()	0名
⑧	答えたくない	0名

(13) 現在のあなたに今のお考えについてお聞きします。

高校生の就職活動における一人一社制度について、どう思いますか。次から選んでください。

①	一人一社制度(一度に一社ずつ応募する)がよい	21名
②	学校の推薦がなくても、同時に一人で複数の企業に応募できる方がよい	4名
③	分からない	5名
④	その他	0名

(14) (13)で「①一人一社制度がよい」を選んだ人のみ回答してください。

①を選んだ理由を次から選んでください。(複数回答可)

①	学校からの推薦や面接指導等があるから	14名
②	一社に集中して準備できるから	17名
③	複数の企業から内定を得た場合、断わりにくいから	4名
④	同時に複数の企業を受ける準備が大変だから	10名
⑤	その他	0名

(15) (13)で「②学校の推薦がなくても、同時に一人で複数の企業に応募できる方がよい」を選んだ人のみ回答してください。②を選んだ理由を次から選んでください。(複数回答可)

①	滑り止めを受けられるので安心だから	1名
②	一社で内定が取れなかった時、次の求人が残っていないかもしれないから	2名
③	選択肢が広がるから	2名
④	難関の会社にも挑戦できるから	1名
⑤	その他	0名

(16) 高校生の就職活動に対するご意見や感想等があれば、自由にお書きください。

- ・ 私は一人一社制のままが良いと考えます。高校生や教員にとって複数社の就活準備は非常に負担があります。また、成績優秀者は進路先を確保しやすい反面、成績が上位でない者は進路が狭まるばかりか、進路先が県外に向ける者が増え、県内就職が衰退するリスクが高いかと思えます。一人二社（以上）制は進路選択として広く見えますが、当然ですが一人一社（副業を除く）でしか働くことは出来ず、中途半端に複数の進路先をつくる事で、万が一の際の後悔も増えることに繋がると考えます。高卒からの就職は、家庭の事情で進路を選択するものも予想されますので、一人一人が進路を真剣に考え、また調べさせることこそ、これからの高校生と島根県に必要なちからなのではないでしょうか。（令和元年度以前卒業生）
- ・ 現状のままが良いと思う。（令和元年度以前卒業生）
- ・ 自分が何を仕事にしたいのか。毎日8時間も費やせる事は何か。高校生の時にそれが決まる人はごく僅かだと思います。社会人になって自分のしたくない仕事をしている中でそれが見つかる時だってあると思います。いつでも辞めれるからとみんな建前で声を掛けてはくれますが、いざその時になると辞めにくいものです。だからこそ、高校生のうちに物事の経験に加えて、感情の経験も大切にしてほしいと思います。あの時こんなことで嬉しいと思った、あの時の事は自分が自分を許せない、など。案外、感情が自分の居場所を教えてくれると思っています。そういう感情を育てる場所こそ、先生という大人の目が安全な場所にある学生の集う学校という場所だと思います。今のうちにいろんな感情を自分で理解することで、それが今後役に立つ時がくるはずです。自分を大切に、そばにいる人を大切に生きていけば答えに近づくヒントぐらいは見つけれれると思います。（令和2年度卒業生）
- ・ 先生が面接指導の時間をしっかりと確保してくださってとてもありがたかったです。
（令和6年度卒業生）

しまね特別支援教育魅力化ビジョン後期版（案）について

1 策定経過

令和7年11月20日 骨子案を教育委員会会議で協議

12月12日 骨子案を県議会へ報告

12月22日 素案を教育委員会会議で協議

令和8年1月16日 素案を県議会へ報告

2月5日 案を教育委員会会議で協議

2 しまね特別支援教育魅力化ビジョン後期版（案）

別紙のとおり

3 今後のスケジュール

3月26日 教育委員会会議で議決後、公表・周知

誰もが、誰かの、
たからもの。

しまね特別支援教育魅力化ビジョン

[後期版]

(案)

令和8年3月

島根県教育委員会

目次

I 後期版策定にあたって

1 後期版策定の趣旨	・ ・ ・ ・ ・ 1
2 計画の位置づけ	・ ・ ・ ・ ・ 2
3 後期版の期間	・ ・ ・ ・ ・ 2
4 「特別支援教育の魅力化」とは	・ ・ ・ ・ ・ 2
5 育成したい人間像と取組の方向性	・ ・ ・ ・ ・ 4

II 多様な学びの場における教育環境の充実

1 特別支援学校	
① 職業教育と就業支援の充実	・ ・ ・ ・ ・ 6
② 地域と連携・協働した教育の推進	・ ・ ・ ・ ・ 6
③ 探究的な学びの推進	・ ・ ・ ・ ・ 7
④ 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の教育環境の整備	・ ・ ・ ・ ・ 7
⑤ 交流及び共同学習の推進	・ ・ ・ ・ ・ 7
⑥ 通学支援の充実	・ ・ ・ ・ ・ 8
⑦ ICT活用の推進	・ ・ ・ ・ ・ 8
⑧ 将来を見通した教育環境の整備	・ ・ ・ ・ ・ 8
ア 県立特別支援学校の在り方	
イ 知的障がい特別支援学校における対応	
2 就学前	
① 市町村における相談支援体制の整備	・ ・ ・ ・ ・ 9
② 園（所）内体制の充実	・ ・ ・ ・ ・ 9
③ 福祉施設（児童発達支援施設等）との連携	・ ・ ・ ・ ・ 10
④ 幼小連携・接続の推進	・ ・ ・ ・ ・ 10
3 小学校、中学校	
① LDのある児童生徒の学びの充実	・ ・ ・ ・ ・ 11
② 通級による指導の充実	・ ・ ・ ・ ・ 12
③ 特別支援学級に対する支援の充実	・ ・ ・ ・ ・ 12
④ 相談支援体制の継続	・ ・ ・ ・ ・ 12
4 高等学校	
① 合理的配慮の提供の推進	・ ・ ・ ・ ・ 13
② 通級による指導のさらなる充実	・ ・ ・ ・ ・ 13
③ 圏域のネットワークの充実と特別支援教育の推進	・ ・ ・ ・ ・ 14
5 小学校、中学校、高等学校共通	
① 通常の学級における特別支援教育の充実	・ ・ ・ ・ ・ 14
② 校内体制の機能強化	・ ・ ・ ・ ・ 15

Ⅲ 就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築

1 切れ目ない支援	
① 就学先決定に向けた体制の充実と柔軟な学びの場の見直し	・ ・ ・ ・ ・ 16
② 学校間等での引継ぎの充実	・ ・ ・ ・ ・ 16
③ 関係機関との連携の促進	・ ・ ・ ・ ・ 17
④ 生涯にわたるスポーツ・芸術活動の推進	・ ・ ・ ・ ・ 17
2 特別支援教育の理解・啓発	
① 多様性を尊重する環境づくり	・ ・ ・ ・ ・ 17
② 交流及び共同学習の充実	・ ・ ・ ・ ・ 18
③ 障がいの理解教育の推進	・ ・ ・ ・ ・ 18
④ 障がいのある子どもの保護者との連携の促進	・ ・ ・ ・ ・ 19

Ⅳ 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保

1 特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	
① 全ての教職員の特別支援教育の知見や経験の蓄積	・ ・ ・ ・ ・ 20
② 特別支援教育の専門性の向上	・ ・ ・ ・ ・ 20
2 人材育成と人材確保	
① 特別支援教育の中核的・指導的役割を果たす教員の育成	・ ・ ・ ・ ・ 21
② 特別支援教育を目指す人材の確保	・ ・ ・ ・ ・ 21
③ 特別支援学校における教職員の働き方改革	・ ・ ・ ・ ・ 22

参考資料	・ ・ ・ ・ ・ 23
・ 「特別支援教育在り方検討委員会」の提言概要について	・ ・ ・ ・ ・ 24
・ 特別支援学校の設置状況	・ ・ ・ ・ ・ 25
・ 前期（令和3年度～令和7年度）の主な取組	・ ・ ・ ・ ・ 26

本ビジョンにおける用語の整理

「小学校、中学校」：義務教育学校前期課程、後期課程を含む

「幼児教育施設」：幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等
幼児教育施設在籍児を「幼児」と記載

※本ビジョンでは、「障害」を、法令等に規定されているものや団体・個人等の固有名称等を除き「障がい」と表記します。

I 後期版策定にあたって

1 後期版策定の趣旨

島根県では、インクルーシブ教育システム¹の構築を目指して、障がいのある子どもと障がいのない子どもができる限り共に学ぶことを追求しつつ、多様な学びの場を整備し、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援の充実を図るため、令和3年2月に、基本的な考え方や今後10年間の取組の方向性を示した「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」を策定しました。

このビジョンを基に、前半の期間では、特別支援学校に学校運営協議会を設置し、地域と連携・協働した教育活動を推進できる体制を整備しました。

高等学校においては、通級による指導の拠点校を各圏域に導入し、巡回による指導を実施することで、全県立高等学校で通級による指導を受けられる体制を構築しました。

また、特別支援教育に関する教職員の専門性を向上するため、様々な研修や特別支援教育支援専任教員²や特別支援学校センター的機能³（以下、「センター的機能」という。）による巡回相談にも取り組んできました。

しかし、通常の学級や幼児教育施設で特別な支援を必要とする幼児児童生徒や特別支援学級、特別支援学校在籍児童生徒は、年々増加傾向にあるとともに、障がいの多様化や不登校、生徒指導への対応の増加も、大きな課題となっています。

このような現状や前半の成果と課題を踏まえ、後半の取組の方向性を整理、検討しました。この検討にあたっては、上位計画である「第2期島根創生計画」や「島根県教育大綱」、「しまね教育振興ビジョン」との整合性を踏まえるとともに、それらの計画期間と合わせるため、令和8年度から令和11年度までの今後4年間の計画といたしました。

なお、基本的な考え方は、「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」を継承していくこととしています。

¹ インクルーシブ教育システム …… 障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みで、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。（出典：文部科学省HP参考）

² 特別支援教育支援専任教員 …… 各教育事務所に配置した小学校、中学校を対象とした巡回相談を専任とする指導主事

³ 特別支援学校センター的機能 …… 特別支援学校が教育上の高い専門性を活用し、地域の小中学校等の要請に応じて幼児児童生徒の教育に関し必要な助言又は援助をする機能。（学校教育法第七十四条に規定）

2 計画の位置づけ

島根県の教育の基本理念や施策の方向性を示す「しまね教育振興ビジョン」に基づき、長期的な視野で特別支援教育の教育環境を充実させていくための、基本的な考え方や計画期間後半4年間の取組の方向性を示すものです。

3 後期版の期間

令和8年度（2026年4月）から令和11年度（2030年3月）までの4年間とします。

4 「特別支援教育の魅力化」とは

(1) 島根県における特別支援教育の魅力化とは

島根県における「特別支援教育の魅力化」とは、「地域の中で障がいのある子どもが持てる力を十分に発揮し、力強く、自分らしく生きる」ことを目指し、特別支援教育をよりよいものに高めていくことです。

学校・家庭・地域での双方向の連携・協働により、学校・家庭・地域が一体となった特色ある取組で、地域の中で、障がいのある子どもの「生きる力」を育てていきます。

(2) 誰にとっての魅力なのか

なにより、障がいのある子どもにとっての魅力です。障がいのある子どもが達成感や充実感を感じ、夢や希望をもち、学び続け、自立や社会参加を実現していくことを目指します。また、保護者、教職員、地域の人々にとっての魅力でもあります。

保護者が子どもの成長を感じ、喜び、もっと学ばせたいと思える教育を目指します。

教職員が適切なワークライフバランスの下、やりがいを感じながら子どもの自立と社会参加を目指して互いに高め合おうとする教育を目指します。

そして、地域の障がい及び障がい者理解を促進しながら、地域の一員としての役割を担う人材を育て、地域と協働して共生社会の形成を目指します。

(3) 特別支援教育の魅力化で大切にしたいこと

① 教育目標の明確化

学校等が、子どもたちに育成したい力や教育目標を明確にし、家庭・地域（関係機関も含む）と共有するとともに、子ども一人ひとりの指導目標を、保護者を含めた関係者で共有することが大切です。

② 自立と社会参加に必要な「生きる力」の育成

障がいの状態や特性及び心身の発達の段階に応じた生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育むために、「学びの支えを築く（知識・技能）」、「深め広げ豊かにする（思考力・判断力・表現力等）」、「人生や社会に生かす（学びに向かう力・人間性等）」という資質・能力を偏りなく育成していくとともに、自立活動の指導による学習上又は生活上の困難さの改善・克服を図っていくことが大切です。また、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく、という「キャリア教育」⁴の視点を持ち、小学校段階から取り組んでいくことも大切です。

③ 学校等と地域の協働

地域の中で学び、生きていくために、子どもたちの育ちを校（園・所）内に閉じず、子どもたちが積極的に地域に貢献したり、意志や願い、思いを発信したりしていくことが大切です。また、今まで以上に、地域の人的・物的資源を活用したり、医療、福祉、労働等の関係機関と連携したりし、学校等と地域が協働しながら子どもたちを育てていくことが大切です。

④ 障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ

障がいのある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々との交流等を積極的に行っていくことが大切です。

このような「特別支援教育の魅力化」を学校等で進めていく中で、インクルーシブ教育システムの構築を目指して、障がいのある子どもと障がいのない子どもができる限り共に学ぶことを追求しつつ、多様な学びの場を整備し、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を充実させていきます。そして、地域と共に障がいの有無にかかわらず誰もがそれぞれの人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を認め合える共生社会の形成に向けて取り組んでいきます。

⁴ キャリア教育

・・・一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を促す教育。（出典：文部科学省HP）

5 育成したい人間像と取組の方向性

本県の特別支援教育では、次のような人間像の育成を目指します。

(1) 「夢や希望をもち、その実現に向けて、学び続けようとする人」

子ども一人ひとりの自立と社会参加を目指す上で、子どもが主体的に自らの力を高めていくためには、「なりたい自分」「夢」をもち、それらに向かって挑戦することが大切です。また、挑戦をする中で、主体的に課題に向かい、自己選択や自己決定を行い、粘り強く学び続ける人であってほしいと考えます。

(2) 「人や社会とのつながりをもち、社会に参加・貢献しようとする人」

子ども一人ひとりの自立と社会参加を目指す上で、子どもが周囲の人や社会と関わることは必要不可欠であり、自分らしく他者や社会と関わっていくことが大切です。また、その関わりを通して自らの役割を見だし、社会に参加、貢献することができる人であってほしいと考えます。

(3) 「自分の意思をもち、自分を信じ、他者を信頼し、共に生きようとする人」

子ども一人ひとりの自立と社会参加を目指す上で、自分の意思をもち、他者に自分の思いを伝えることが大切です。また、社会で他者と共に生きる中で、自分を理解し、自信を持って活動し、他者とお互いに助け合って生きていこうとする人であってほしいと考えます。

本県が目指す特別支援教育を以下の3本の柱で推進していきます。

- 多様な学びの場における教育環境の充実
～一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援～
- 就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築
～早期からの一貫した支援と特別支援教育の理解・啓発～
- 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保
～教職員の専門性の向上と特別支援教育を担う人材の育成と確保～

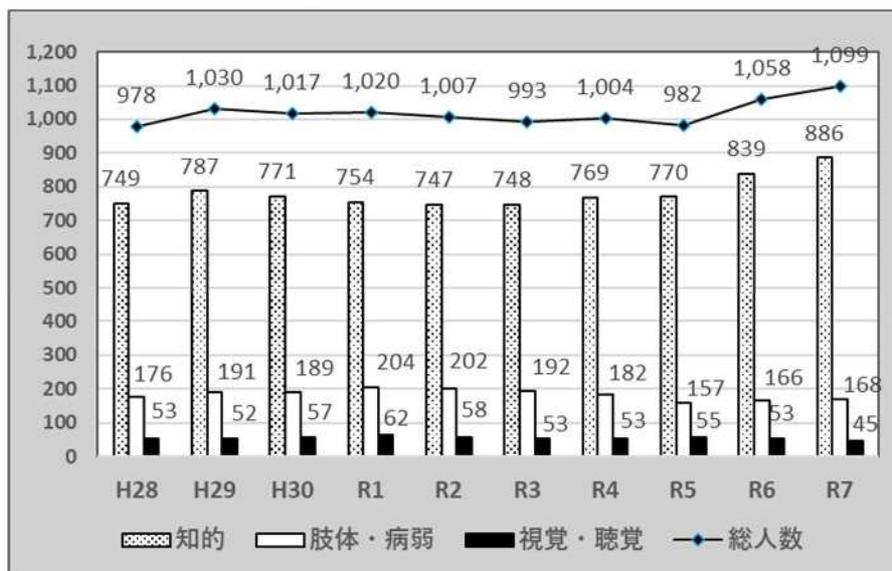
Ⅱ 多様な学びの場における教育環境の充実

1 特別支援学校

(1) 現状と課題

- ① 特別支援学校の在籍者数は、近年、増加傾向にあり、令和6年度からここ2年過去最多を更新しています。また、知的障がい特別支援学校を中心に、小学部からの入学が増加しています。今後も、小学校、中学校の特別支援学級在籍児童生徒数が増加していることから、知的障がい特別支援学校在籍者数のさらなる増加が見込まれます。
- ② 高等部卒業生の一般就労率は、過去5年間30%を超え、40%近くになっています。しかし、生徒数増加や不登校傾向のある生徒、日本語指導の必要な生徒など、生徒の実態の多様化に対応した就業支援の充実が必要となっています。
- ③ 全12校に学校運営協議会が設置され、学校と地域との連携・協働した取組が推進されています。しかし、共生社会の形成に向け、持続可能な取組や更なる充実した取組が必要となっています。
- ④ 人工呼吸器などの高度な医療が必要な幼児児童生徒が安全・安心な体制で就学することができるように、就学に向けた早期からの状況把握や保護者への情報提供、災害時等非常時の学校の対応を整備する必要があります。
- ⑤ インクルーシブ教育システムを構築する上で、交流及び共同学習など、障がいのある子どもと障がいのない子どもが「共に学ぶ」ことを意図した取組をより一層充実させ、相互理解を促進する必要があります。
- ⑥ 特別支援教育への転換以降における盲・ろう・養護学校の名称の継続使用や増加する知的障がい特別支援学校の教育環境など、特別支援学校の在り方を検討する必要があります。

■ 特別支援学校の在籍者数推移（H28～R7） （単位：人）



出典：島根県教育委員会

■特別支援学校高等部卒業生の一般就労率

卒業年月	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3
一般就労率	35.9%	33.0%	37.0%	35.6%	39.5%

※調査対象：全障がい種

出典：島根県教育委員会

■医療的ケア対象児童生徒数推移

(単位：人)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
児童生徒数	57	57	55	56	58
人工呼吸器使用 児童生徒数	2	2	6	6	6

※対象：全特別支援学校

出典：島根県教育委員会

(2) 今後の取組

① 職業教育と就業支援の充実

生徒一人ひとりの自立と社会参加を目指し、障がいの状態や特性に応じた職業教育の充実や、進路希望に応じた就業支援に取り組んでいます。

県教育委員会に配置した職業能力開発員⁵が学校と連携し、新たな分野や学校では開拓が難しい職場を、関係機関とも連携して開拓します。

職業教育や就業支援に協力いただいている企業・団体を、特別支援学校応援・協力企業として登録したり、顕著な協力・貢献していただいている企業を県知事表彰したりして、企業の障がいに対する理解を深めていきます。

また、高等部生徒の就労意欲の向上と特別支援学校や在籍生徒に対する理解促進を目指し、職業教育フェスティバルを開催します。

このような取組を通して、生徒一人ひとりの将来の選択肢を拡げ、進路実現につなげていきます。

② 地域と連携・協働した教育の推進

「社会に開かれた教育課程⁶」の実現や共生社会の形成が求められている中、特別支援学校では、全校に学校運営協議会を設置し、地域と連携・協働した教育活動を展開して

⁵ 職業能力開発員 ……島根創生計画に基づく障がい者の雇用の促進、障がい者雇用未経験の職場訪問、未開拓な職種における職業能力の開発の研究を行うために、県教育委員会に1名配置。

⁶ 社会に開かれた教育課程 ……よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのか教育課程において明確にしなが、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくということ。(出典：文部科学省HP)

います。

今後は、学校運営協議会を単なる会議体としてではなく、学校運営への積極的な参画を促し、地域との取組をさらに効果的に充実・発展させていきます。また、地域の資源と学校や地域のニーズを把握し、お互いにメリットのある持続可能な活動を推進します。

そのためにも、各校のグランドデザイン⁷のPDCAサイクルを確立させるために、管理職への研修を実施します。

③ 探究的な学びの推進

特別支援学校では、地域との連携・協働した教育活動の中で、探究的な学びを各発達段階に応じて、取り組んでいます。さらに、探究の過程において、子どもたちの主体的・対話的で深い学びを通して、資質・能力を育成できるよう、各校での探究的な学びへの支援を継続します。また、各校での学びをより深めるために、探究的な学びの成果を発表する場を設定します。

④ 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の教育環境の整備

近年、人工呼吸器使用や自力で動ける医療的ケア児など、医療的ケア児の状態が多様化しており、学校ではより安全で安心な教育環境が求められています。

ア 就学前の早期の情報共有

医療的ケアが必要な子どもが就学する際には、就学先の安全・安心な教育環境を整備しておく必要があります。就学に至るまでのロードマップ⁷の周知や県医療的ケア児支援センターや保健師との連携を継続し、医療的ケア児の早期からの情報共有を図っていきます。

イ 教員と学校看護師による協働

本県では、学校看護師も教育者としての役割を担っています。教員との協働のもと、積極的・成長支援的看護を行っていきます。その際に、教員と学校看護師が個別の教育支援計画の作成やそれに基づく教育活動において、教育的観点と医学的観点を共有しながら協働します。

ウ 学校在学時における発災への備え

医療的ケア児が在学時に発災した場合を想定し、医療器具等の準備や薬の管理、非常用電源の確保など、幼児児童生徒一人ひとりに応じた対応を検討します。

また、関係機関との連携についても確認をし、発災後、学校での待機が長期化した場合などの対応に備えます。

⑤ 交流及び共同学習の推進

インクルーシブ教育システムの構築において、障がいのある子どもと障がいのない子どもが「共に学ぶ」機会を増やすことが、重要です。今までも、特別支援学校において、

⁷ グランドデザイン …… 校長が作成する学校運営の基本方針。

学校設置地域の学校との交流（学校間交流）や特別支援学校在籍幼児児童生徒の出身地域の学校との交流（居住地校交流）を実施してきましたが、各学校、市町村教育委員会とも連携して、さらに充実させていきます。その中での好事例を広く周知します。

⑥ 通学支援の充実

スクールバスを活用した通学支援を実施していますが、毎年、利用者が変わることや自立と社会参加を目指すという教育的観点を考慮し、より効率的な路線や乗降場所などの検討による利便性の向上を図るとともに、障がいサービス利用も含めた通学支援の充実を検討します。

また、登校時刻より前に子どもを預けることができる「朝の預かり事業」についても継続します。

⑦ ICT活用の推進

児童生徒が学びの主体者として、一人一台端末を授業で活用し、一人ひとりの特性や理解度にあわせた学びの推進や主体的に学ぶ力を育成するため、各校のニーズに応じたICT活用に関する巡回型研修の実施や好事例の収集、共有に努めていきます。また、家庭や校外学習など地域での活用が充実するよう、環境を整えていきます。不登校や病気療養中の児童生徒に対する遠隔教育についても、制度の周知や好事例の発信などを通して、充実させていきます。

⑧ 将来を見通した教育環境の整備

ア 県立特別支援学校の在り方

県教育委員会では、令和4年度から5年度に開催した「今後の島根県立特別支援学校の在り方検討会」において、施設整備の方向性を検討する中で、各校の状況を調査し、教室等が不足する場合は、校舎内の部分的な改修により対応してきました。また、県内で唯一、特別支援学校設置基準⁸を満たしていない浜田養護学校では、現在、高等部棟の施設整備を進めています。

幼児児童生徒数が減少傾向にある学校もありますが、それぞれの障がい種の専門性を活かし、センター的機能や地域と連携した取組を継続します。

平成19年に特殊教育から特別支援教育への転換が行われて以降も、「養護学校」という校名を使用しています。それは、島根県では児童生徒、保護者、教職員、地域の方々に、例えば「まつよう」という愛称が定着しており、愛着を持って使用されているためです。しかし、「養護学校」の名称を継続して使用している都道府県は少数となっており、共生社会の形成や特別支援教育の理解啓発の観点も鑑み、特別支援学校の校名について検討することとします。

⁸ 特別支援学校設置基準 ……学校教育法に基づき、学校を設置する場合の最低限の基準。（令和3年公布）

イ 知的障がい特別支援学校における対応

知的障がい特別支援学校では、高等部在籍者数が継続して増加傾向にある上に、小学部段階からの入学者数も増加しています。また、小学校、中学校の特別支援学級在籍児童生徒数も増加しており、今後も知的障がい特別支援学校在籍児童生徒数が増加することが見込まれます。引き続き、各校の教育環境の状況を把握しながら、教室不足が生じる場合には、必要な改修や施設整備を検討します。

2 就学前

(1) 現状と課題

- ① 幼児教育施設において、特別な支援を必要とする幼児が増加傾向にあります。園(所)内で支援を必要とする幼児への指導・支援を相談する体制づくりや教員や保育者の特別支援教育の専門性を高めるための研修機会の不足等の課題があります。
- ② 特別な支援を必要とする幼児が、小学校に入学する際の引継ぎの充実が求められています。幼児の実態や支援を引き継ぐことだけでなく、幼小連携・接続の視点から、架け橋期のカリキュラム開発や保育内容の工夫が必要です。

■ 幼児教育施設における特別な支援を必要とする幼児

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
割 合	7.3%	7.4%	7.7%	8.6%	8.4%

※教員等の主観により、「特別な支援の必要な幼児数」を調査。全在籍幼児数に占める割合。

※調査対象：国公立幼稚園、公立認定こども園、公立保育所の3～5歳児

出典：島根県教育委員会

(2) 今後の取組

① 市町村における相談支援体制の整備

就学前の早期の相談体制構築は、とても重要です。市町村教育委員会と連携し、各市町村における相談窓口を可視化するとともに、健康診査等での保護者への周知を図っていきます。また、県幼児教育センター⁹とも連携し、市町村の保健・福祉部局と教育委員会との連携の推進も図っていきます。

② 園(所)内体制の充実

園(所)長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーター¹⁰を中心とした

⁹ 県幼児教育センター ……正式名称は「島根県幼児教育センター」という。指導主事や幼児教育アドバイザー等を配置し、幼児教育施設を訪問し、実態に応じた支援をするなどの活動をしている。

¹⁰ 特別支援教育コーディネーター ……各学校における特別支援教育の推進のため、校内委員会や特別支援教育に関

園（所）内体制を充実させ、特別な支援を必要とする幼児への指導支援を組織的、計画的に実施する必要があります。県幼児教育センターと連携し、園（所）内体制の充実支援やオンデマンドを活用した研修の充実を図っていきます。

また、相談体制として、センター的機能のさらなる周知を図ります。

③ 福祉施設（児童発達支援施設等）との連携

児童発達支援センターや児童発達支援事業所などの福祉施設を利用している幼児の保護者や職員に対し、リーフレットを活用し、就学に関する情報について提供します。

また、福祉施設を利用する障がいのある幼児について、市町村の保健福祉部局や市町村教育委員会と連携し、早期からの情報共有に努めていきます。

④ 幼小連携・接続の推進

令和7年3月に策定した「しまねの架け橋期の教育ガイド」を普及する中で、特別支援教育の視点を取り入れた保育や個別の教育支援計画の作成、活用を促します。

3 小学校、中学校

(1) 現状と課題

- ① 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒数（教員の主観による）が増加、高止まりの傾向にあり、また特別支援学級在籍児童生徒数も増加し、過去最多となっています。
- ② 通常の学級や多人数の特別支援学級に対する非常勤講師配置や市町村教育委員会による支援員配置を行っていますが、関係者が連携した組織的な指導体制の整備には、なお課題があります。
- ③ LD（学習障がい）などの発達障がいのある児童生徒や自分の特性などに合った学び方で学ぶ必要のある児童生徒が通常の学級に在籍しており、通常の学級でのより効果的な指導・支援の充実が必要となっています。
- ④ 通級による指導を実施し、その指導内容を通常の学級における各教科等の学びに活かせる自立活動の工夫が必要となっています。
- ⑤ 教育事務所の特別支援教育支援専任教員やセンター的機能への相談件数が増加しており、相談体制の充実が必要となっています。
- ⑥ 校内体制は概ね整備されているが、校内委員会や特別支援教育コーディネーターなどの機能強化に対する支援が必要となっています。

する校内研修の企画・運営、関係機関や学校との連絡・調整、担任への支援、保護者からの相談窓口の役割を担う教員。（出典：文部科学省HP参考）

■小学校、中学校の通常の学級における特別な支援の必要な児童生徒

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
割 合	11.8%	12.6%	13.0%	13.7%	13.7%

※教員の主観により、「特別な支援の必要な児童生徒数」を調査。全在籍児童生徒数に占める割合。

※調査対象：国公立小学校、国公立中学校

出典：島根県教育委員会

■特別支援学級在籍児童生徒数

(小学校)

(単位：人)

年 度		R3	R4	R5	R6	R7
在籍者数区分						
小学校在席者数(a)		33,806	33,573	33,140	32,493	31,568
特別支援学級在籍者数(b)		1,180	1,232	1,270	1,357	1,412
	うち知的障がい学級	451	461	458	489	509
	うち自閉症・情緒障がい学級	638	688	720	785	814
(b)/(a)		3.5%	3.7%	3.8%	4.2%	4.5%

※毎年5月1日現在

出典：島根県教育委員会

(中学校)

(単位：人)

年 度		R3	R4	R5	R6	R7
在籍者数区分						
中学校在席者数(a)		17,104	16,886	16,640	16,603	16,444
特別支援学級在籍者数(b)		603	667	741	739	766
	うち知的障がい学級	222	269	300	295	292
	うち自閉症・情緒障がい学級	339	361	399	399	427
(b)/(a)		3.5%	4.0%	4.5%	4.5%	4.7%

※毎年5月1日現在

出典：島根県教育委員会

(2) 今後の取組

① LDのある児童生徒の学びの充実

通常の学級においても、特別な支援を必要とする児童生徒が増加しています。その中でLD（学習障がい）のある児童生徒への支援の充実を図るため、「LDのある子どもの多様な学び推進事業」を令和9年度まで継続します。指定した市町村教育委員会が実

施するLDのある子どもへの支援について、県教育委員会指導主事と大学教授等のアドバイザーが指導助言を行います。

全ての児童生徒にとって学びやすい学習者主体の授業づくり、学級・集団づくりを土台として、一人ひとりの児童生徒に応じた多様な学び方を用意し、学習者である児童生徒が選択しながら主体的に学ぶことができる環境の整備を行います。このことはLDのある児童生徒だけではなく、全ての児童生徒にとって、重要です。

また、指定市町村で得られた成果は、全県へ情報共有し、LDのある児童生徒への支援の充実につなげます。

② 通級による指導の充実

通級による指導を実施する際に重要となるのが、個別の教育支援計画と個別の指導計画です。多面的・長期的な視点を持った個別の教育支援計画と、児童生徒の実態に応じた指導目標、指導内容・方法を示した個別の指導計画を作成、活用することで、指導のねらいや児童生徒の得意、学習上又は生活上の困難、指導の達成状況が明確になり、適切な指導につながります。研修等を通じて、作成、活用を促進します。

また、通級による指導で得られた指導・支援の成果を通常の学級（学級担任、教科担当）の学びに活かしていくことが重要です。このため通級による指導担当者が担任や特別支援教育コーディネーターと情報共有できるよう、校内体制の充実を促すために好事例を共有します。

③ 特別支援学級に対する支援の充実

特別支援学級の在籍児童生徒数及び学級数は年々増加しており、初めて特別支援学級を担当する教員も多い状況にあります。

多人数の児童生徒が在籍する学級には、継続して非常勤講師を配置します。また、特別支援学級担任に対し、指導や授業づくりに活用できるオンデマンド研修や資料を積極的に提供します。

また、障がい種ごとに特別支援学校との連携を図り、教材の紹介や学校体験等の実施により、児童生徒の将来を見据えたキャリア教育の充実を推進します。

④ 相談支援体制の継続

各教育事務所に配置した特別支援教育支援専任教員による小学校、中学校の特別支援教育に関する相談業務は継続して実施します。また、センター的機能について、周知をさらに進め、活用を促します。特に特別支援学校への就学や転学に関する相談を早期から実施できるよう、市町村教育委員会と連携して取り組みます。

4 高等学校

(1) 現状と課題

- ① 高等学校でも、特別な支援を必要とする生徒が一定数の割合で在籍しています。中学校の特別支援学級卒業生が高等学校に進学するケースも増加しています。
- ② 各校において、合理的配慮の提供は充実しつつありますが、合理的配慮の提供に関する判断や方法の決定までのプロセスに苦慮するなどの課題があります。
- ③ 通級による指導は、自校通級、拠点校からの巡回通級、ろう学校による難聴通級が実施されており、県内全ての県立高等学校で通級による指導を受ける体制が整っています。毎年、巡回通級を中心に履修生徒が増加しており、希望する生徒のさらなる増加への対応が課題となっています。

■高等学校における特別な支援を必要とする生徒

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
割 合	4.2%	5.1%	4.2%	4.5%	4.1%

※教員の主観により、「特別な支援の必要な生徒数」を調査。全在籍生徒数に占める割合。

※調査対象：公立高等学校

出典：島根県教育委員会

(2) 今後の取組

① 合理的配慮の提供の推進

各校での合理的配慮の提供は拡がりつつありますが、管理職研修や職務研修においても、合理的配慮についての周知を図っていきます。その際には、各校からの提供事例を掲載した「高等学校における合理的配慮事例集」を活用するとともに、新たな事例の収集、周知をします。

また、合理的配慮アドバイザー¹¹の県立高等学校への学校訪問を継続することで、高等学校における合理的配慮の提供に関する相談がしやすい環境を整えていきます。

インクルーシブ教育システム推進センター校¹²（以下、「センター校」という。）と連携し、中学校からの切れ目ない支援の充実を図っていきます。

② 通級による指導のさらなる充実

通級による指導の拠点校方式導入から5年経ち、通級による指導の周知が拡がってきていますが、まだ指導内容やその効果などについて、教員の理解が十分ではないため、

¹¹ 合理的配慮アドバイザー …… 県教育委員会に配置した高等学校の合理的配慮の提供に関する指導助言を担う指導主事

¹² インクルーシブ教育システム推進センター校 …… 通級による指導拠点校に、圏域の高等学校におけるネットワークを構築し、高等学校の特別支援教育を推進する中心的な役割を担う。

研修会や説明会等の場を通じて、指導の意義や内容、成果について、さらに周知を図っていきます。

履修生徒や希望する生徒が増加しても対応できるよう、全県における通級による指導のより効果的な指導体制を研究します。また、担当者の専門性向上や人材育成のため、オンライン・オンデマンドでの研修を実施します。

履修生徒の自立と社会参加のため、関係機関と連携した進路指導の取組などの好事例を特別支援教育コーディネーターへ紹介するなどして、進路指導の充実を図っていきます。

通級による指導の目標や指導内容が学級担任や教科担当とも共有できる仕組みづくりや通級による指導担当者が当該生徒の通級による指導以外の授業に授業担当者以外として参画するなど、通級による指導での学びや指導方法、配慮事項等が他授業にも波及するような取組を推進します。

③ 圏域のネットワークの充実と特別支援教育の推進

センター校を中心に、圏域の高等学校の特別支援教育コーディネーター会を開催し、各校での特別支援教育の情報や支援方法などの情報共有や学校間での連携を継続します。

中学校の特別支援教育コーディネーターとの連携を図り、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した引継ぎの充実を図ります。

5 小学校、中学校、高等学校共通

(1) 今後の取組

① 通常の学級における特別支援教育の充実

ア ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善の推進

通常の学級において、誰もがわかりやすく、学びやすい授業づくりは重要です。その際に、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりが有効ですが、その意義の理解が十分ではなく、形式的な取組にとどまっている事例も見られます。学習集団の特性や必要な支援を把握した上でその実態に応じた授業デザインを考えることが有効です。また、児童生徒一人ひとりに応じた学習の方法を提供することで、学習内容の理解の深化や主体的な学習を促す授業改善が図れます。多様な個性が尊重され、安全・安心に学ぶことができる集団づくりと基礎的環境整備¹³の充実が重要です。

イ 個別最適な学びと協働的な学びの推進による特別支援教育の充実

令和の日本型学校教育の中で言われている「個別最適な学び」と「協働的な学び」は多様な児童生徒を誰一人取り残さない授業づくりを進める上で重要な視点です。

「個別最適な学び」は、個に応じた指導を重視し、ICT環境の活用や少人数での

¹³ 基礎的環境整備

・・・障がいのある子どもが他の子どもと平等に教育を受けるため、「合理的配慮」の土台となる、学校や教育現場全体の教育環境を整備すること

指導体制の整備など、指導の個別化、学習の個性化が求められています。一人ひとりのつまずきが生じる要因もしっかりと把握することが必要です。

「協働的な学び」は、集団の中で個が埋没することがないように、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげ、子どもたち一人ひとりのよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わさり、よりよい学びを生み出していくようにすることが必要です。

これらの学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現に資する授業改善につなげることが必要です。

障がいのある児童生徒については、これらのことを踏まえつつ、個々の児童生徒の実態に応じた教育環境の変更・調整、いわゆる合理的配慮の提供も考慮し、自立と社会参加に必要な「生きる力」を育むことも重要です。

② 校内体制の機能強化

校内体制を機能強化していくためには、管理職のリーダーシップと特別支援教育コーディネーターの実践力が重要です。

特別支援教育の経験のない管理職も少なくないため、管理職向けの研修や情報発信を充実させます。また、特別支援教育コーディネーターに、「特別支援教育コーディネーターハンドブック」（以下、「ハンドブック」という。）を周知するとともに、地域で中核的な人材となる教員育成や市町村教育委員会主催の研修実施など、研修の充実を図ります。

Ⅲ 就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築

1 切れ目ない支援

(1) 現状と課題

- ① 市町村において相談窓口が整備されつつありますが、就学、福祉サービスに関する情報など、保護者が求める情報が行き届いていない場合があります。
- ② 小学校、中学校の校内で学びの場を検討するに当たって、特別支援教育に関する専門性の担保が必要です。また、児童生徒の教育的ニーズや支援の内容を検討・確認し、学びの場の柔軟な見直しを行う必要があります。
- ③ 個別の教育支援計画を活用した学校間での引継ぎが十分ではなく、作成時の教員の負担も課題です。
- ④ 学校、幼児教育施設と福祉の連携が必要ですが、まだ不十分な状況があります。
- ⑤ 障がいのある子どもがスポーツや文化活動に触れる機会を増やし、生涯にわたってスポーツや文化活動に親しむ基礎を教育活動の中で培うことが必要です。

(2) 今後の取組

① 就学先決定に向けた体制の充実と柔軟な学びの場の見直し

市町村教育委員会と連携し、就学に関する情報や仕組みについて、本人、保護者、教員、保育者に対して、リーフレット等で周知します。

また、就学時に決定した学びの場は固定したものではないため、小学校、中学校において、障がいの状態や適応状況などにより、柔軟に学びの場の見直しが検討されるように、校内委員会の役割や見直しの手続きについて、ハンドブックを通して、周知します。必要に応じて、特別支援教育支援専任教員やセンター的機能担当者が校内委員会に参加するなどの支援を充実させます。特別支援学校においても、一人ひとりの幼児児童生徒にとって、その時点でどのような指導、支援が必要であるかに加えて、どの学びの場が適切かについても、定期的に校内で検討するよう促していきます。

② 学校間等での引継ぎの充実

保護者や教員に対して個別の教育支援計画の作成時に、その活用方法や活用による利点についてリーフレット等を通して周知を図るとともに、就学から社会参加まで円滑な引継ぎが行われるよう、市町村教育委員会と連携し、個別の教育支援計画の作成と活用を推進します。そのために引継ぎでの活用の好事例を周知したり、作成や活用の相談ができるよう相談支援体制を強化したりします。

また、誰もが作成、活用しやすい個別の教育支援計画の様式の検討を大学教授等と連携し、進めていきます。

③ 関係機関との連携の促進

特別な支援を必要とする子どもの保護者の困りや悩みを踏まえ、早期から必要な支援を行う取組を進めます。

子どもの発達や子育てに関して、教育、医療、保健、福祉、労働など関係機関が連携し、保護者からの相談を受けたり、保護者への情報提供を行ったりするなど、地域の実情に応じたネットワークの充実や、保健・教育部門の連携による発達相談窓口の設置・周知を市町村に働きかけます。

また、学校、幼児教育施設に対して、必要に応じて、特別支援教育支援専任教員やセンター的機能からの助言などを通して校内委員会の機能強化を図るとともに、それぞれでの指導・支援をより充実させるため、活用できる関係機関の情報を提供し、関係機関との連携を促進します。特に、障がいのある児童生徒の放課後の居場所である放課後等デイサービスと学校、保護者との連携強化が求められています。放課後等デイサービス事業所や放課後児童クラブ等と学校、保護者との情報共有や関係者が連携した一貫した支援が行われるよう、市町村等と連携して取り組みます。

④ 生涯にわたるスポーツ・芸術活動の推進

障がいのある生徒が学校卒業後においても、身近にスポーツ活動や芸術活動に親しめるよう、学校生活の中でこれらに触れる機会を増やし、興味関心や意欲を高めます。

島根かみあり全国障害者スポーツ大会 2030 が開催されることを契機に、よりスポーツに触れる機会を拡充するために整備した、特別支援学校のスポーツ用品の活用を促します。

また、スポーツや芸術活動に関する地域資源の情報提供を行い、関係機関と連携し、生徒が卒業後もスポーツや芸術活動に触れる機会を増やします。

2 特別支援教育の理解・啓発

(1) 現状と課題

- ① 特別支援教育への理解は進み、特別支援教育対象者は増加しています。障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ機会をさらに拡充し、相互理解を深める必要があります。
- ② 共生社会の形成に向け、障がいについて正しく理解し、お互いを認め合う必要があります。障がいのある者と障がいのない者が、自然な形で共に活動する機会を創出する必要があります。

(2) 今後の取組

① 多様性を尊重する環境づくり

学校や幼児教育施設において、誰もが安心して過ごせる環境を作っていくことが必要です。そのためには、子ども一人ひとりの長所や強みを活かし、可能性を発揮できるよ

うな教育環境や、みんなが活躍できる機会や出番のある授業づくり、何でも相談できる教職員への安心感などを醸成していく必要があります。

このような環境づくりに向けて、学力向上や生徒指導などに関連させながら推進していきます。

② 交流及び共同学習の充実

共生社会の形成に向け、その担い手となる子どもたちが、就学前や学齢期から多様な人々の中で、お互いを認め合い、自然な形で関わり合う経験はとても重要と考えます。現在、特別支援学校や小学校、中学校において、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ、交流及び共同学習に取り組んでいます。幼児教育施設では、障がいのあるなしに関わらず、共に活動をしています。

また、特別支援学校の分教室を設置した中学校、高等学校や特別支援学級が設置された小学校、中学校では、日常的に同年代の子どもたちが関わり合って学習をしています。

こうした障がいのある子どもと障がいのない子どもが触れ合う活動を通して、相互理解を図り、豊かな人間性を育てています。

しかし、学校によっては特別支援学級が設置されていないなど学習環境には違いがあり、日常的に触れ合う機会の確保が難しい場合や交流及び共同学習が実施されていても、その意義やねらいが明確でない場合などがあります。

今後は、交流及び共同学習実施の実態を把握するとともに、好事例の周知などを通して、交流及び共同学習の意義やねらいを明確にした取組を推進していきます。その際には、ただ単に学習の場を共にするというのではなく、一人ひとりの子どものねらいが達成できる活動になるよう、市町村教育委員会とも連携して促していきます。

③ 障がいの理解教育の推進

共生社会の形成に向け、学校教育において、障がいや障がい児・者に関する理解を深めることが重要です。特に、障がいのない子どもに障がいの正しい理解を促すことは、共に学ぶことを推進していく上でも必要であり、そのための理解教育を計画的に実施していくことが求められます。

また、障がいのある本人にとっても、自分の障がいや特性について理解し、その対応を学んでいくことが必要です。

特別支援学校では、地域との連携・協働した取組を充実させることで、障がいや特別支援教育に対する地域の理解を深めていきます。

令和7年度に教育事務所に整備した障がい者スポーツ用品を、小学校、中学校や公民館などへ貸し出すことを実施しています。そのことで障がいのない人が障がい者スポーツを体験するとともに、その輪の中に自然に障がいのある人が参加する機会を通して、障がいに対する理解を推進させていきます。

ハンドブックに、理解教育の必要性や指導内容の事例を示し、市町村教育委員会と連携して、各学校での取組を推進します。

交流及び共同学習や理解教育の好事例を広く周知し、実施を促していきます。

④ 障がいのある子どもの保護者との連携の促進

保護者が子育てや就学、進路などで困った時に、必要とする情報を必要とするタイミングで提供できることが必要です。市町村ごとの相談窓口の周知や、担任が情報提供できるようにセンター的機能の活用を促進します。また、保護者が必要とする情報や時期の把握を行い、より効果的で適時な情報提供に努めていきます。

IV 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保

1 特別支援教育に関する教職員の専門性の向上

(1) 現状と課題

- ① 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもや特別支援学級在籍児童生徒数が増加しているため、全ての教員が特別支援教育に関する理解をさらに深める必要があります。
- ② 初めて特別支援学級担任や通級による指導担当になる教員が毎年 150 名程度いるため、知識や経験の幅も大きく、それぞれの知見に応じた専門性を担保する必要があります。

(2) 今後の取組

① 全ての教職員の特別支援教育の知見や経験の蓄積

幼児教育施設や通常の学級において、障がい特性も含め、多様な個性や特性を有する子どもが在籍しており、支援を必要とする子どもが増加しています。そのような中で、まずは誰もが安心して過ごせる集団におけるわかりやすく学びやすい授業・活動づくりが求められます。

また、保育や教育の中で誰もが活躍できる機会や出番がある授業、活動づくりや相談しやすい雰囲気醸成など、安全・安心に学ぶことができる多様性を尊重した学級経営が求められています。

特別な支援を必要とする子どもには、子ども一人ひとりの実態を的確に把握し、個別の教育支援計画で集団の中における支援や合理的配慮の提供などを明確にし、組織的に対応していく必要があります。

そのためにも、全ての教員や保育者が、学校や幼児教育施設の様々な機会や場面で、日常的に障がいのある子どもと関わる機会を積極的にもち、知見を深めていくことも必要です。

また、知識を学ぶために、誰もがいつでも学ぶことができるオンデマンドでの研修を充実させていきます。

授業づくりにおいては、「第2期しまねの学力育成推進プラン」で示した学力向上の取組とも連携して推進します。

② 特別支援教育の専門性の向上

特別支援教育に関する個々の教員、保育者の知識や経験は様々であり、自分の状況に合わせて自ら選択できる計画的・体系的な研修の構築に努めていきます。その一環としてオンラインやオンデマンドでの研修も効果的に活用します。

また、各学校、幼児教育施設で特別支援教育を推進するためには、管理職のリーダーシップが重要です。しかし、特別支援教育を経験したことがない管理職も多く、校内支

援体制づくりのための組織マネジメントなど、管理職に向けた特別支援教育の研修や情報提供を充実させていきます。

特別支援学校においては、P T（理学療法士）¹⁴・O T（作業療法士）¹⁵・S T（言語聴覚士）¹⁶などの外部専門家や他校の専門性の高い教員を活用し、より専門的な知識や技能の向上も図っていきます。

2 人材育成と人材確保

(1) 現状と課題

- ① 特別支援教育の中核的な人材を育成するための研修や派遣研修、特別支援教育担当教員採用を行っていますが、それらの人材を中核的な人材として効果的に活用することに課題があります。
- ② 教員を目指す人材が減少しており、特別支援学校教諭採用試験の倍率も低下してきています。

(2) 今後の取組

① 特別支援教育の中核的・指導的役割を果たす教員の育成

県全体の特別支援教育を推進していくために、中心的な役割を担う人材の計画的な育成が必要です。そのため、市町村教育委員会から推薦された教員に対する研修を継続します。また、その受講者や小学校、中学校の特別支援教育担当採用者などの人材を積極的に研修講師等で活用し、地域で中核的な役割を担うことができるよう育成します。

特別支援学校でセンター的機能を担当する教員の育成や専門性向上のため、オンラインでの研修を実施します。

② 特別支援教育を目指す人材の確保

県内大学1，2年生を対象とした「しまねの教員魅力☆5 d a y s 体験プラン」を特別支援学校でも実施するなど、高校生や大学生に対して、教育実習や体験、見学、ボランティアなどを積極的に受け入れていきます。

¹⁴ P T（理学療法士）・・・医師の指示の下に、身体に障害のある者に対し、主としてその基本動作能力の回復を図るため、運動を行わせ、及び物理的手段を加えることを業とする者。（出典：理学療法士及び作業療法士法参考）

¹⁵ O T（作業療法士）・・・医師の指示の下に、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、作業を行わせることを業とする者。（出典：理学療法士及び作業療法士法参考）

¹⁶ S T（言語聴覚士）・・・音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者。（出典：言語聴覚士法）

様々な機会を捉えて、特別支援教育の情報発信や体験する機会を増やし、特別支援教育に関する理解啓発、魅力発信をしていきます。

③ 特別支援学校における教職員の働き方改革

教職員が、自らも学ぶ時間を確保しながら健康で生き生きと子どもたちの教育に邁進できる環境を確保するため、「働きやすさ」と「働きがい」の両立を目指した学校における働き方改革が急務となっています。県教育委員会では、島根県教職員働き方改革プラン（県立学校の働き方改革と市町村教育委員会への取組）を策定し、教職員の働く環境を整え、学校教育の質の向上を通じた、「全ての子どもたちへのより良い教育の実現」に向けた取組を進めます。

各学校において全職員の意識改革や勤務時間の適正化、不断の業務改善を行うとともに、県教育委員会においても環境整備や外部サポート人材の拡充、DXの推進などに取り組んでいきます。

参 考 資 料

「特別支援教育在り方検討委員会」の提言概要について	・・・24
特別支援学校の設置状況	・・・25
前期（令和3年度～令和7年度）の主な取組	・・・26

「特別支援教育在り方検討委員会」の提言概要について

1 検討経過

平成31年4月に外部有識者17名による特別支援教育在り方検討委員会を設置。

令和元年5月～令和2年3月までの間に検討委員会を7回開催し、下記項目について検討。

令和2年3月26日に県教育委員会あて提言書提出。

2 検討項目と主な提言内容(今後の方向性)

検討項目		主な提言内容(今後の方向性)
特別支援学校	職業教育・就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の障がいや適性に応じた職業教育の充実、実習先や就職先の確保についての対応。 ・障がいに応じた職業教育の推進に向け、教育内容の見直しを検討。
	地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方の障がいに対する理解が深まり、地域の中で子どもたちが育ち、地域に貢献していけるように、特別支援学校と地域が連携していくための仕組みを検討。
	医療依存度の高い児童生徒の安全安心な教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアが必要な児童生徒の情報を学校と関係機関が共有し早期からの支援につながる仕組みの検討。 ・学校看護師の確保や専門医からの助言等が受けられるシステムの検討。
	通学支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの自立と社会参加や通学に関わる保護者の送迎の負担軽減を考慮して、様々な観点から通学支援を検討。
就学前	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、保護者、保育士、教員をサポートする体制整備を充実。 ・視覚障がいのある子どもへの支援を早期から適切に行うため幼稚部設置の検討。 	
小・中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいの可能性があり集団に入りにくい子ども等の学習の場、生活の場の検討。 ・校内委員会の活性化や特別支援教育コーディネーターの役割の明確等、校内支援体制の機能強化と関係機関との連携を推進する仕組みの検討。 	
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮の提供が推進されるよう、教職員が判断に迷ったときに相談できる体制の検討。 ・通級による指導の拡充に向け、設置のあり方等について検討と担当者が協議、研修できる仕組みづくり。 	
理解・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもと障がいのない子どもが相互に理解を深めていくために、人権教育の理念をふまえた交流及び共同学習や理解教育の促進を意図的・計画的に推進する仕組みを検討。 	
切れ目ない支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画の作成と活用を促進。 ・市町村教育委員会と連携し、定期的に校内委員会等で適性な学びの場を検討する仕組みを構築。 	
教職員の専門性の向上・人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の魅力を発信し、特別支援教育を担う人材を確保。 ・特別支援教育を担う人材や、より専門性が高く、特別支援教育の中核を担う人材を計画的に育成する仕組みの検討。 	
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が情報を共有し連携していくための仕組みの検討。 ・個別の教育支援計画を活用し、連携の明確化。 	

前期（令和3年度～令和7年度）の主な取組

II 多様な学びの場における教育環境の充実

- ・ 特別支援学校全12校に学校運営協議会を設置
- ・ 特別支援学校と地域との連携強化事業の開始
- ・ 特別支援学校応援・協力企業知事表彰の実施
- ・ 通学支援のためのスクールバス路線増便（6便）
- ・ 学校の登校時刻より早い時刻から子どもを預かる朝の預かり事業の開始（4校）
- ・ 特別支援学校高等部一人一台端末の整備
- ・ 松江清心養護学校グラウンド整備（生馬小学校との共用グラウンド）
- ・ 出雲養護学校雲南分教室グラウンド整備
- ・ 浜田養護学校高等部棟の整備に着手
- ・ 盲学校幼稚部の設置
- ・ LDのある子どもの多様な学び推進事業の開始
- ・ 高等学校に通級による指導拠点校を設置（全県立学校で通級による指導が受けられる体制整備）
- ・ 県教育委員会に合理的配慮アドバイザーの配置

III 就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築

- ・ 特別支援学校スポーツ大会の共催、県職員のボランティア参加
- ・ eポッチャ機器の導入
- ・ 特別支援学校のスポーツ用品の整備
- ・ 教育事務所に障がい者スポーツ用品を配備（学校、公民館などへの貸出）
- ・ 青少年の家、少年自然の家に障がい者スポーツ用品を配備

IV 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保

- ・ 特別支援教育コーディネーターハンドブックの作成
- ・ 視覚障がい、聴覚障がい教育の専任教員の配置
- ・ 市町村教育委員会から推薦を受けた教員に対する専門性向上のための研修開始
- ・ 小学校特別支援教育担当の採用開始

コロナ対策

- ・ 校外学習用スクールバスの購入（10台）
- ・ 全特別支援学校体育館に空調設備の整備
- ・ 作業学習充実のための備品等整備
- ・ 特別支援学校寄宿舎の居室等改修
- ・ 松江清心養護学校、松江緑が丘養護学校における教室パーテーション、クールダウン室の整備

誰もが、誰かの、
たからもの。

どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい

それは、人のつながり、あたたかさ

さりげないけど、ほっとかない

互いの顔が見える、人間味あふれる関わりが心地いい

今を見つめ、未来に想いをはせる

そんな心を、ときに優しくつつみ、ときにそっと背中を押す

大切に育んできた“つながる力”は、

自分のサイズで、一生懸命生きる人を応援してくれる

未来への原動力

人が人のたからもの

誰もが誰かの応援団

いいけん、
島根県

島根県指定文化財の指定について

令和8年2月17日付けで、次のとおり島根県指定文化財の指定を行った。

1 種別 有形文化財（彫刻）

2 名称・員数

もくぞうしんぞう 木造神像	く 4 軀	
もくぞうだんしんざぞう 木造男神坐像	その1	1 軀
もくぞうだんしんざぞう 木造男神坐像	その2	1 軀
もくぞうじょしんざぞう 木造女神坐像		1 軀
もくぞうそうぎょうしんざぞう 木造僧形神坐像		1 軀

3 所在地 益田市久城町963番地

4 所有者 宗教法人 くししろかひめ 櫛代賀姫神社

5 時代 平安時代 11世紀後半から12世紀前半

6 概要

櫛代賀姫神社は奈良時代の創建で、平安期に現在地へ移転建立したと伝えられる。神像4軀の伝来には不明な点が多いが、制作年代は、その表現から11世紀後半から12世紀前半の間の作と考えられている。雄大な像容、水準の高い作行き、良好な保存状態といった点で、同時期の中央作例と遜色ないものである。

7 指定の理由

神像は御神体として秘される場合が多く、仏像に比べると調査は遅れており、県内で国・県に指定されている作品はあわせて5件（41軀）にすぎない。

櫛代賀姫神社の神像4軀はいずれも撫肩で、衣服は簡潔に処理されている等の特徴が共通し、同時同工による一連の作品とみなされる。平安時代後期の特徴である温和な作風をよく示していて、彩色の一部が残るなど保存状態も良好である。なかでも格別に威厳ある尊容を示す男神坐像その1については、面部のみに漆箔しつぱくを用いるという珍しい姿で、全国でも確認例が少ない。このように本神像群は、平安時代後期の特徴を備えた優品であることから、県指定文化財として保護することが適当である。

8 指定の件数

今回の指定による県指定有形文化財の件数は217件（彫刻は44件）

① 木造男神坐像 その1 (像高：76.5cm)



正面



右側面



背面

② 木造男神坐像 その2 (像高：66.9cm)



正面



右側面



背面

③ 木造女神坐像 (像高：61.5cm)



正面



右側面



背面

④ 木造僧形神坐像 (像高：63.5cm)



正面



右側面



背面